

平成 26 年

第 7 回 飯館村議会定例会会議録

自 平成 26 年 6 月 13 日
至 平成 26 年 6 月 20 日

飯 館 村 議 会

平成26年第7回飯館村議会定例会会期日程（案）

(会期8日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開議時刻	日 程
第1日	6. 13	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第2日	6. 14	土	休 会		議案調査
第3日	6. 15	日	休 会		議案調査
第4日	6. 16	月	休 会		議案調査
第5日	6. 17	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第6日	6. 18	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5～6番）
第7日	6. 19	木	休 会		議案調査
第8日	6. 20	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会

平成 26 年 6 月 13 日

平成 26 年 第 7 回 飯館村議会定例会会議録（第 1 号）

()

()

平成26年第7回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	平成26年6月13日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成26年6月13日 午前10時00分				
	閉議	平成26年6月13日 午後11時16分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○出席 △欠席 X不応招 △○公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	7番 佐藤八郎	8番 佐藤長平	9番 飯樋善二郎			
職務出席者	事務局長 齊藤修一	書記 菅野久子	書記 齊藤博史			
	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田榮	○	住民課長	藤井一彦	○
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川亨	○
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤眞弘	○
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会长	菅野宗夫	○
	農業委員会局長	但野正行	○	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男	
選挙管理委員会 書記長	中井田榮	○				
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成26年6月13日（金）・午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 村長の提案理由の説明

○

()

会議の経過

◎開会の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、これより平成26年第7回飯館村議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

本定例会に村長より送付ありました議案は、予算案件3件、条例案件5件であります。

次に、本日までに受理しました陳情は、お手元に配付の文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、各常任委員会から所管事務調査報告書が別紙のとおり提出されております。

次に、6月11日に議会運営委員会が、本定例会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣状況については、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 佐藤八郎君、8番 佐藤長平君、9番 飯樋善二郎を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（大谷友孝君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月20日までの8日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（大谷友孝君） 日程第3、村長提出の議案第26号から議案第33号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日、ここに平成26年第7回飯館村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、3月定例村議会以降の村政の主な動きをご報告いたします。

さて、村が全村避難を強いられて以来、早いもので4年目を迎えました。長引く避難生活の中で、村民の皆さんには先行きが見えず、何ほどか不安な日々を送られていることと思います。特に、高齢者の皆さんのが長期にわたる避難生活の中で健康状態を大変心配しているところであります。

村としましても、村民がこのような厳しい環境のもとで避難生活を送られておりますので、除染を初め復興計画、賠償、健康づくり、教育の充実など当面する課題に対し、一日も早い復興・復旧を目指し、職員ともども一丸になって取り組んでいっているところであります。

また、今年の4月1日から本格除染の推進とインフラ整備など復興に向けた取り組みを円滑にかつ迅速に進めるため除染推進課と復興対策課の2つの課を本庁勤務といたしたところであります。約2カ月が経過いたしましたが、現場での業務が迅速に進められており、除染はもとより日中村内で操業を再開している事業所などからも高く評価されているところであります。また、私なり副村長なりが交代で週1回程度本庁に出向き、担当業務の実情把握と職員に対する指示を行い、円滑かつ迅速に行政運営に努めているところであります。

それでは、当面する主な課題とその対応についてご報告いたします。

まず、除染についてであります。

4月から14行政区の本格除染がスタートすると、こういうことでいるわけですが、現在1,800人ほどの作業員が除染に当たっているところであります。環境省によりますと、さらに加速化を図るため、今後作業員を最大4,000人ほど投入する計画と聞いております。

ご承知のとおり、除染については今なお村民の不信感と不安の声が多く出されておりますので、村としても徹底した除染を環境省に求めながら、しっかりと監視体制を強めてまいりたいと考えているところであります。

なお、除染についてはことし12月末までには計画している居住空間をできるだけしっかりと除染し、完了することになっております。計画どおり進めることと村民が安心して帰村できる環境に向け、環境省、請け負った業者、村の3者が連携をとりながら除染を進めいかなければと思っているところであります。

次に、復興計画についてでありますが、去る4月から20行政区の懇談会を開催してきました。6月8日に全行政区終了したところであります。懇談会では、徹底した除染を初め、深谷地区の拠点エリアの整備、除染後の農地の保全管理、あるいは農業再開の見通し、雇用の確保、商店等インフラの整備など多くの貴重な意見・要望をいただいたところであります。これらの意見・要望を復興計画第4版に反映させ、6月定例議会開会中に議員の皆様にさらに検討していただき、成案にしたいと考えているところであります。

なお、深谷地区拠点エリアの整備については、現在土地の所有者に対する説明会と土地の買収に対する同意を得るための手続を進めているところであります。当地区の拠点整備に当たっては、土地の所有者の理解と同意が不可欠でありますので、引き続き同意を得るために丁寧に誠意を持って取り組んでまいりたいと思っていいるところであります。

また、過般の臨時議会で仮称ではありますが、「いいいたてまでいな復興株式会社」に対して村として2,500万円の出資金を承認していただきましたので、現在村と出資予定の企業間で復興会社設立に向け関連する事務手続を進めているところであります。あわせて、復興会社の経営計画についても専門家などから指導・助言をいただきながら、長期的に安定し、また村民から会社をつくったことによってよかったですなどと言われるような経営ができるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、賠償です。

除染のおくれから避難指示解除見込み時期が1年延長されました。よって、居住制限区域の中で比曾、蕨平、前田・八和木の3行政区を除いた16行政区について精神的賠償と宅地建物の財物賠償、田んぼ、畑等の農地賠償が6分の3から6分の4に1年分追加賠償されることになりました。現在、その請求手続がなされているところであります。

また、新たに住居確保損害、あるいは墓石の賠償、井戸水の賠償などの基準が示されており、議会とも協議させていただき8月前後には村民への説明会を開催し、速やかに賠償の手続ができるように村としては進めてまいります。

なお、山林の土地と立木については、現在鑑定評価が実施されているとのことでありまして9月前後には賠償の基準が示され、請求できる見込みです。については、基準が示され次第、村民に周知してまいりたいと思っております。

次に、未請求者対策についてですが、現在東電とデータの突き合わせを行いながら全員漏れなく賠償が請求できるよう対応しているところであります。

このほか、健康対策あるいは教育問題など復興・再生に向けた当面する課題も山積しておりますが、その都度議会の皆様とも十分協議させていただき、また村民の声も取り入れながらこれらの課題解決に向け迅速に取り組んでまいります。

それでは、各課ごとの報告をさせていただきます。

総務課関係です。

行政区懇談会、今申しましたように復興計画第4版の案とか除染、賠償をテーマに1,300人余りが参加を2週間の中でした。懇談会では、帰村時期に対する村の考え方や除染の基準、賠償に対する疑問点などの質問が出されたところであります。

村としは、今回の懇談会での意見をもとに復興計画第4版（案）の修正を行い、成案化を図り、今後村内拠点エリアの早期整備について協議してまいりたいと考えております。

次に、行政区長・副区長会議、これは去る4月8日に開催した会議でございます。各課の1年間の主要事業の概要説明を行ったほか、復興計画第4版の案であったり、除染の進みぐあい、東電による賠償の内容も含めて話をさせていただいたところであります。

消防団であります。

春季検閲式でありますが、4月13日、仮設の飯館中学校体育館で行いました。約100人が参加をし、防火意識を新たにしたところであります。改めて我々一人一人の防火意識の高揚と予防消防活動に努めなければ再確認したところでございます。

次に、住民課関係です。

まず、4月2日に今年度のいいいたて全村見守り隊出動式をいちばん館駐車場で行いまし

た。見守り隊員初め、村関係者、南相馬警察署長、県警本部特別警ら隊、あるいは消防団長などが出でし、これから村内の防犯活動に取り組むことを申し合わせ、合同パトロールを実施したところでございます。

5月9日には、飯舘村が交通事故ゼロ1,000日を達成いたしました。5月12日には県知事表彰伝達式がこの出張所で行われましたが、避難中でもスピードを落として安全運転に心がけ、交通事故1,000日を1日でも長く続けられるよう誓いを新たにしたところであります。

次に、税ですが、今年度から本村においてもコンビニ収納が始まり、村の税金と保険料が全国のコンビニエンスストアでも納付できるようになったところであります。24時間365日いつでも納付が可能となったことで、期限内収納率の向上につながるものと考えているところであります。

また、平成25年分の所得申告が済んでいない方を対象に、5月19日から23日の5日間、飯野出張所において追加の申告相談を行って153世帯369人の申告を受けたところであります。まだ申告が済んでいない方については、7月以降、電話予約をいただいた上で申告の受け付けをする予定でございます。

次に、除染推進課関係でございます。

御存じのように、平成25年度までに発注した二枚橋・須萱、白石、前田・八和木、大久保・外内、関根・松塚の5行政区の除染ですが、5月23日現在の進捗率であります。二枚橋・須萱、白石行政区はともに除染対象面積全体の約90%となっているところであります。

前田・八和木、大久保・外内、関根・松塚の3行政区は、今仮々置き場をつくっておりまして、そういう意味では、進捗率は除染対象面積の約5%ということであります。イグネ伐採は約70%を完了しているというところであります。

現在、5行政区に約1,600人の作業員が入り、平成26年度内に建物や敷地、その周辺の森林、農地、道路など全ての除染完了を目指しているところであります。

また、残り14行政区については、今年4月から除染が開始できるよう国は2月27日に除染業者を決定し、3月から除染前のモニタリング調査、現地確認などを進める計画であります。2月の大雪のために雪解けを待ってからの作業のために若干おくれているようあります。

現在、各行政区とも除染作業員の拠点となるエリアから除染を開始しており、今後作業員を増員しながら平成26年度内に除染完了を目指しているところであります。

次に、蕨平地区の可燃性廃棄物減容化事業に係る協議会であります。去る5月21日に第1回目の協議会を開催いたしました。協議会は、環境省、県、村、地元蕨平住民代表など21名を構成員として今後、建設解体工事や排ガスの安全対策、運搬計画など諸課題がいっぱいありますが、それらについてしっかりと協議をしてまいりという協議会でございます。

復興対策課関係であります。

まず、村外での営農再開事業として6月現在で復興交付金事業4件、県単事業4件につ

いて支援事業として決定をしているところであります。

本議会に補正予算をお願いしておりますが、村内での雪害対策事業2件及び二本松市内での雪害対策事業1件について事業実施を計画しているところであります。

また、除染の終了する二枚橋・須萱地区、臼石地区の皆様と営農再開に向けた協議を行っており、またほかにも、平成24年度に除染モデルということでやった草野・伊丹沢地区、小宮地区、長泥地区の皆様とも農地の保全管理について協議を重ねているところであります。福島県営農再開支援事業や中山間事業、農地・水・環境保全事業などを活用して、無理のない範囲で農地の管理体制を構築してまいりたいと考えているところであります。

次に、有害鳥獣対策ですが、4月28日にこの実施隊の編成会議を開催し、本年は18名が捕獲に当たっていただくことになっております。イノシシによる被害は村全域に拡大しており、隊員の皆様と連携を密にしながら被害防止に努めてまいればと考えているところであります。

○ 次に公営住宅であります。

飯野町団地につきましては、8月末の完成に向けて鋭意工事を進めているところであります。入居希望者の応募状況ですが、5月末現在で16名となっております。完成まで引き続き希望者の募集に当たっていきたいと思います。

福島市内に計画されている県営住宅の応募件数は2団地合計で40件がありました。ダブリもある可能性がありますか。5月25日には村として現地説明会を開催し、情報提供に努めているところであります。大谷地団地建てかえ事業、これは設計者選定に向けて今プロポーザル協議を進めているところであります。草野地区復興の拠点であり、魅力ある提案を期待しているところであります。

次に、生活支援対策課関係の話であります。

既に3年3カ月となる村民避難状況を報告をします。6月1日現在です。県内自治体には、福島市には1,707戸で3,815人、伊達市が298戸で599人、相馬市は207戸で437人、南相馬市は212戸で374人、川俣町が225戸で556人、二本松市が38戸で84人、国見町は35戸で67人、郡山市が36戸で51人などが主な避難先であります。住まい方であります、民間借り上げアパートが1,560戸で3,488人、仮設住宅は593戸で1,127人、公的な宿舎というところも住んでもらっています181戸で477人、県外へ自主避難している村民は283戸で486人であります。ほかに、自主避難、村外の親戚宅とか老健施設、病院に513戸で1,058人がいるところであります。村内に残っている未避難者は9世帯13人です。いいたてホームには55人が入所しているということであります。

次に、長期化する避難生活の中で、一時帰宅支援事業と位置づけまして「いっとき帰宅バス」、平成25年8月22日から運転していますが、運行を開始し、平成26年5月30日現在486人に利用をいただいている。1回ごとに3.3と、こういうことになりますが、高齢者の一時帰宅の足の確保や心身の健康と財産の維持管理を図っていくことにこの事業はつながっていると思っているところであります。

平成24年9月にスタートいたしましたいやしの宿いいたて、これはことし4月末現在5万9,401人が利用していただいて心身の健康やストレス解消に大きく寄与していると思っ

ているところであります。

次に、平成24年7月19日の区域見直し以降、金融機関、ガソリンスタンド自動車整備業、建具製造業など、平成26年5月末をもって34事業所が国の許可を得て村内で事業を再開していただいているということであります。

最後に賠償についてであります。今後居住確保の賠償、墓石の賠償、飲料水確保などについて国や東電と細部交渉を進めてまいりたいと思っております。なお、賠償についての村民への説明会を7月から8月にかけて実施する予定で、今のところいるということであります。

なお、先ほど話しました賠償未請求者86世帯165人についてですが、その後東京電力のダイレクトメールなどにより4月30日現在49世帯83人まで減少しており、今後も未請求者の減少へ向けて取り組んでまいりたいと思っております。

次に、健康福祉課関係であります。

昨年に引き続き、村の幼稚園及び小中学校に通う子供たち全員を対象とした内部被ばく検査、甲状腺検査を4月23日からあづま脳神経外科病院で開始いたしました。ただし、甲状腺検査については、福島県が隔年で実施する年に当たりまして、財源の負担やデータ集約など県が事業主体として実施していくことになっております。なお、検査は村内の学校等に通う339人の子供たちを対象に7月16日まで順次実施してまいる計画でございます。

次に、5月8日には村の食生活改善推進員の養成講座を開きまして、今後7回にわたり勉強し、「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに村の食育アドバイザーとして活躍していただく予定になっているというところであります。

次に、村の集団検診を10日間、16歳以上の全村民を対象に仮設住宅集会所などに会場を移し実施をしたところであります。健診にあわせて県立医大の協力を得て、よろず健康相談なども実施いたしました。健康診査には10日間で1,676人が受診をいたしたところであります。

受診率の向上を図るため、過去3年間に1度も健診を受診していない方に文書で受診のお願いをしたり、電話での受診勧奨や家庭訪問などにより、年1回の受診と健康管理をお願いしたところであります。今後も未受診の方への勧奨など受診率の向上に努めてまいりたいと思っています。

次に、5月17日に安倍総理大臣の来村にあわせ松川第1仮設住宅集会所内において松川仮設住宅における健康リスクコミュニケーション講座を開催いたしました。講座ではリスクに対する多くの判断材料を一人一人が自分の物差しで正しく判断することの大切さなど仮設に住む村民などが安倍総理や根本復興大臣を交えて意見交換をなされたところであります。

次に、平成26年度国民健康保険税の本算定にかかる条例改正案を今議会に上程いたしております。その内容は、所得割額が8.37%の増、試算割額に変更はないものの、均等割額は1万9,000円の増、平均割額は1万7,200円の増とほぼ倍増の改正案となっております。

これは東京電力の農業所得などへの賠償で被保険者の総所得が平成23年度の約10億円に比べ、今年度は約23億5,000万円に増加したことによってであります。つまり、被保険者

数の減少や医療費の伸びなどが主な要因ということになります。

ただ、東日本大震災による税の減免措置により、事故後の転入者など以外は実際の負担増はございません。ですが、今後健康づくり対策や食生活改善などの指導を強化し、医療費の抑制に努めてまいらなければならないと思っております。

次に、教育委員会関係です。

まず、村公民館の建てかえでありますが、取り壊しも終わりまして基本設計及び実施設計を進めているところであります。木造平家建てで1,500平方メートル程度の広さになる見込みであり、平成27年の秋ごろの竣工を目指しているところであります。公民館としては、帰還後村コミュニティーや社会教育の拠点としての活用が期待されるとともに、村復興のシンボルとなるような建物になると考えておりますので、機能や役割はもちろん周辺施設の整備ともあわせて充実したものとなるよう協議を今重ねているところであります。

次に、昨年度より検討を進めてまいりました学校運営協議会であります。学校運営協議会につきましては、未来の担い手である子供たちの10年後20年後を洞察し、学力の向上、自己肯定感の高揚、健康教育の充実などを学校と家庭、そして地域と連携して進めるという目的で設置について検討を進めてまいったところであります。

去る4月28日に、村では地域の有識者や教育関係者を委員として学校運営協議会設立準備会を開催をいたしました。現在は教育課題等について議論や情報の共有を図っているところでございます。そして6月4日に準備会から学校運営協議会として正式に発足し、村の学校の現状、課題と取り組み状況について情報と認識の共有を図るとともに、今後の進め方について協議を行いました。今後は、地域と学校が一体となり開かれた学校運営に寄与できるものと期待をしているところであります。

次に、5月24日に小学校の運動会が中学校のグラウンドで行われました。当日は天候にも恵まれたのに加え、種目やお弁当を家庭で囲む時間をとるなど小学校の取り組みが功を奏し、保護者からも喜ばれる運動会になったところであります。子供たちの元気な声を復興への道筋を感じた運動会でありました。

次に、5月31日に栃木県鹿沼市からサツキ祭りと花火大会の招待を受けて、43名が参加しております。震災以降継続してのご招待であり、感謝申し上げる次第であり、この栃木のほかにも震災以来全国の皆様からご支援をいただいておりますことに改めて感謝申し上げます。

それでは、提出いたしました議案につきましてご説明をいたします。

議案第26号は、平成26年度飯舘村一般会計補正予算（第4号）であります。既定予算の総額に1億150万6,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を64億3,438万6,000円といいたしました。

歳出の増額の主な内容は、総務費として総務管理費100万円、戸籍住民基本台帳費として511万6,000円、社会福祉費716万9,000円、衛生費として保健衛生費1,406万1,000円であります。清掃費321万円、農林水産業費として農業費が5,676万5,000円、土木費として、道路橋梁費が540万円、住宅費が576万4,000円であります。教育費として社会教育費128万9,000円であります。なお、これらを賄う財源としては、県支出金、繰越金などを充当す

るものであります。

議案第27号は、平成26年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。これまでの予算に3億1,754万円を増額いたしまして、総額を14億552万8,000円といたしました。

歳出の主な内訳は、一般分診療給付費の増加と平成25年度の国庫支出金の確定による返還金などを計上しております。

議案第28号は、平成26年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。この補正予算は、介護保険料の減免分を災害臨時特例補助金で充て、財源構成するものであります。

議案第29号は、飯館村暴力団排除条例であります。これは、暴力団が村民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、村民の人権を脅かしている状況を踏まえ、暴力団の排除に関する基本理念を定め条例の制定をするものであります。

議案第30号は、飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。平成26年度国民健康保険税の課税に伴い、税率などの改正を行うものであります。平成25年度一般被保険者の1人当たりの保険税は15万2,723円で、前年度に比べ6万6,377円の増であります。また、1人当たりの介護納付金は3万3,003円で、前年度に比べ2,983円の増といたしました。

議案第31号は、東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例であります。これは東日本震災による被災世帯の減免については、平成26年度も引き続き行うもので、主な内容は原子力災害による被災世帯について、平成27年3月分までの保険税の減免を行うものであります。

議案第32号は、東日本大震災による被害者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例であります。これは東日本大震災による被災世帯の減免については、平成26年度も引き続き行うものということで、主な内容は原子力災害による被災世帯について、平成27年2月末までの間に納期限が到来する保険料の減免を行うものであります。

議案第33号は、飯館村営住宅条例の一部を改正する条例であります。これは現在建築中であります復興公営住宅飯野町団地の23戸が9月1日より供用開始に当たり、村条例に加えあわせて完成予定の飯野町団地集会所も条例に加えるものであります。

以上が提出いたしました議案の概要であります。

どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げて説明にかえさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時39分）

◎再開の宣言

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時16分)

◎散会の宣告

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時16分)

()

()

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年6月13日

飯 館 村 議 会 議 長 大谷友考

〃 会議録署名議員 佐藤 八郎

〃 会議録署名議員 佐藤 長平

〃 会議録署名議員 飯極 善一郎

○

()

平成 26 年 6 月 17 日

平成 26 年 第 7 回 飯館村議会定例会会議録（第 2 号）

()

()

平成26第7回飯館村議会定例会議録（第2号）						
招集年月日	平成26年6月13日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日時及び宣告	開議	平成26年6月17日 午前10時00分				
	閉議	平成26年6月17日 午後 4時15分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 X 不応招 △○ 公欠	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	1番 高野孝一	2番 渡邊計		3番 菅野新一		
職務出席者	事務局長 齊藤修一	書記 菅野久子		書記 糸田文也		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
○ 出席	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田榮	○	住民課長	藤井一彦	○
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川亨	○
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○
	会計管理者	俎野正行	○	教育委員長	佐藤眞弘	○
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会长	菅野宗夫	○
	農業委員会局長	俎野正行	○	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男	
	選挙管理委員会 書記長	中井田榮	○			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成26年6月17日(火)・午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問(通告順1~4番)

()

()

会議の経過

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

会期中の常任委員会の活動状況でありますが、6月13日に総務文教常任委員会が所管事務調査事項の協議のため、同じく産業厚生常任委員会が陳情第1号審査並びに所管事務調査協議のため、それぞれ委員会が開かれております。

次に、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会が6月13日に開かれています。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番 高野孝一君、2番 渡邊計君、3番 菅野新一君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（大谷友孝君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

7番 佐藤八郎君。

7番（佐藤八郎君） おはようございます。

本来であれば、一般質問、いろんなデータを示しながら数字的にもいろいろやるべきところでありますけれども、今回に当たっては、去る4月3日における村長の東電に対しての要求書、さらには教育行政の小学校の人事問題、大変全員協議会という議会の場を軽視に当たるということで、あえて一般質問の席で答弁を求めるものであります。

被災から3年3ヶ月が過ぎ去る中、多くの村民は一時帰宅してふるさとに戻っても、風景を見るだけでがっかりし、避難生活では健康状態など、通院、入院、ストレスによる各症状、さらには孤独死、認知症と要介護認定増加、何よりも家族と地域がばらばらにされている事態が現在進行中であり、先の見えない生活はストレスある毎日となっています。

福島県民の原発災害関連死が1,704人とふえ続ける中、国と東電が勝手に行政区を線引きして住民の帰還をあおり、損害賠償を打ち切ろうとする動きも出ています。放射能というものは、においもなく見えない。放射能により私たちにとって必需品となった線量計、そして放射性物質汚染対処特措法が目標としている目安が年間1ミリシーベルト、

毎時0.23マイクロシーベルト以下となる、もとのような自然豊かな安心・安全な環境を望んでも、現実的には不可能と言われる現実があるわけであります。

こんなときだからこそ、行政は、憲法に基づいて仕事をし、そして憲法にある基本的人権を保障する生存権を守り、発展させる責任があるのであります。人は誰でも、出産や保育、教育、雇用など、あらゆるライフサイクルの必要な場面で人間らしく生きる権利を保障されるのが社会保障です。具体的には、社会保険、公的扶助、社会福祉、そして公衆衛生の権利と制度は国民としての権利であります。私たち村民は、何をしたというのですか。東京電力と国によって人災としての原発事故の被害者とされたのです。村長は、村民の奪われた権利をどのように生かすか、復興させるかが村長の言う村民一人一人に寄り添ってではないのか。こんな人生に追い込まれた損害賠償の請求権を村民の立場で確実に進めるべきではないのか。村民一人一人が請求できるように支援する責任と役割が村にはあるのであります。

村内でも、自主的に長泥地区、蕨平地区、そして去る5月3日は村民125人出席してのADR集会をスタートに現在進行中で、国により設けられた機関、いわゆる原発ADRの申し立てが進められています。このことは、東京電力の事故により被害を受けられた方々の損害賠償請求が円滑・迅速かつ公正に紛争を解決することを目的とした公的な機関への申し立てなのであります。被害を受けた者の当然の権利なのであります。去る4月3日の東電への村長が提出した緊急要求書について、議会全員協議会で質疑しましたが、村民に説明し得る答弁がないのと、内容について多くの村民からきちっと答弁を求めてほしいという要望があるために、議会議員の役割と責任において答弁を求めます。

私が村長が村民のためと思われる要求書を印刷して配ったところ、見守り隊事務所では回収しろ、議長からは配付はいかがなものか、さらに村民に村長みずから議会に文書公開はしないような発言があったとの村民の報告がございます。そして、議会全員協議会で要求書がどこから村民に周知されたかと思ったら、議会からとの村長の発言を聞いて、私は情けなくがっかりし、心の底から怒っています。この怒りは私だけでしょうか。

要求書について、具体的に14点について伺います。

なぜ緊急としたのか。

要求書作成の経過と関係した方は誰なのか。これを、要求書を仕上げた方々は誰なのかを伺うのであります。

村長の言う迅速な完全賠償とは何なのか。

「移住する者への賠償が手厚い」とする内容と書かれた理由を示していただきたい。

そして、「ふるさとに戻りたい住民に寄り添っていない」としているが、どういうことなのか。

長泥地区に対する精神的損害の追加賠償により大きな格差を是正することとしているが、全村民に平等に追加賠償することを要求をしているのか。

「賠償があるために働かない住民が問題となっている」としているが、それでは原発事故前の村民の働き方とその後の比較の根拠をきちんと示していただきたい。内容として

は、職種、村内外、所得など、実態と事故後の推移を示さないと書けない文書であります。

村長の書いている「生活支援制度的なもの」は何か。いつから移行してほしいのか。移行とならなければ、村長は賠償継続要求をどうするのか。この点についても、伺うものであります。

要求3の「3年程度の猶予期間」としているが、放射性物質は村全域に降散しているし、本年の除染が計画どおり終了しても、村全面積の約15%にすぎないのであります。年間1ミリシーベルト以下にならなくても、帰村して暮らすようにするのか、きちんと根拠を示すとともに、今は村民が求める一戸建て復興住宅の早期実現の施策を示していただきたい。

ここからは、その後修正したかのような報道のある要求書5の「村民全体に大きな衝撃と不安を与える」とは何か。一部地区とはどこなのか。

さらに、「区域見直しの際のルール」とは何か。「除染やインフラ整備見込みが立たないという理由」で賠償が見直し決定されてだめとする理由とは何なのか。

そして、「到底納得できるものではない」とは何か。村民は「第4次追補内容」も詳しくはわからないし、「賠償そのものもさえ満足いくものとなっていない」中での生活であります。ここで言う納得できないのは、被害者代表の村長なのか、伺う。

最後に、「村がADRに申し立てすれば全員認めるのか」とは、認めてほしいのか。文書の理由と村長の狙いは何か具体的に示していただきたい。

昨年の浪江町行政執行、さらには議会決議、町民行動に村長は勝手に干渉する答弁をこの本議会でし、今回は蕨平地区住民と隣町として何から何まで大変ご支援をいただいている川俣町山木屋の方々の行動に干渉をしているが、村長の真意と狙いは何なのか。村長の行動・言動は、被害を受けてストレスや苦しみとあしたの見通しを立てることができなく耐えている被害を受けた方々のためになることよりも、加害者の東電、国のためにになっているのではないですか。村長、あなたは被害を受けた方々の代表であることが村長の役割、責任を果たすことなのです。明確な答弁を求めます。

次に、小学校の人事についてですが、原発事故が発生後、村議会が協力して復興に至るまで小学校3校は同じ体制の中で運営するよう、子供や父母教職員のためにと要望活動してきたのであります。なぜ、昨年8月以降に再三の要請をして1校長としたのか。議会全員協議会で明確な答弁はなかったので、要請行動の実態と理由、村長、教育長の狙いは何か伺う。

さらに、保護者から「校長先生は3人はいらないのではないか」としているが、保護者、教職員の意向をいつ、どんな方法で聞き、どのようにまとめたのか、明らかにしていただきたい。

次に、村長の帰村の考え方であります。

私は、議員として、村民の声、さらには汚染された村全域を調査する中で、本格除染が国の言うとおり本年に終わっても、森林など村全面積の80%以上は放射性物質を除去しないし、危険なものなのに隠れもできないであります。きのうも、役場、深谷、草野、

関沢、小宮、蕨平と現地調査をしましたし、会った方々の村民の声も聞きましたが、各地の山の木、小動物などの異常と放射線量の高さは、全村避難させるときの国が言う「人が住むのには危険な生活環境である」実態があるのです。『平成28年3月以降になつたらあしたにも帰る』村長発言の根拠は何なのか。議会としては、再三にわたり、土壤や線量値が安心・安全な生活環境、稲田の整備、生業の保障などなど、住める状態になるまでは大変な日数や年数が必要としております。村長の「あしたにも帰る」という具体的な根拠の数値を伺うものであります。

村長の責任、役割を十分に考えて村民行政の協働のむらづくりを原発事故の前のように進めるよう、強く要求をし、発言とします。

村長（菅野典雄君） 7番 佐藤八郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

大きな3点あるようですが、3点目の村長の帰村の考え方についてというご質問にお答えをさせていただきます。

「避難指示解除になつたら、あすにも帰る」、この発言の根拠ですが、これは、「解除になつたらば、村長は帰るのか」という住民懇談会での住民の直接的な質問に対する発言でありましたので、私は、あくまでも私個人は解除になれば帰ると言つたことであります。したがって、村民全体を帰すといった意味ではありませんし、ほとんどの人はそうとつていただいたはずでありますから、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

また、具体的な数値につきましては、村の除染計画にもありますとおり、当面の年間被ばく線量は5ミリシーベルト以下が目標であり、長期的には年間1ミリシーベルト以下が目標値であるというふうに書いているところであります。

なお、放射線量に対する考え方、村民それぞれ異なつておらず、年間20ミリシーベルト以下であればすぐにでも帰りたいと考えている人もありますが、年間1ミリシーベルト以下でも帰村はしないと考えている方もおられるわけであります。

したがって、帰村する際の具体的な数値は、村でなかなか示すことは容易ではないなというふうに思っております。少しでも線量が下がるように、我々は国なりなんなりにしっかりとしていくところがありますが、帰る、帰らないというのは、あくまでも当人の判断に委ねざるを得ないというのでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

他の質問は、副村長なり教育長のほうからお答えをさせていただきます。以上であります。

副村長（門馬伸市君） 私からは、第1点目の村民のための損害賠償について、14項目あります、関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

まず、1-1のなぜ緊急としたのかであります。東京電力の数土新会長から急遽就任の挨拶に来たい旨の打診がありました。ですので、この際、今まで課題でありました村民への賠償額をできるだけ少なくすること、借り上げ住宅賠償の避難指示解除後の3年程度の継続支援、2月の大雪による建物等被害への賠償などについて要望したものであり、「緊急」の文言に対する特に意図するところはありません。

なお、要求書の目的であります、村民の賠償については、避難区域ごとに賠償の基準が定められており、財物などに大きな格差が生じておりましたので、村としては、以前からできるだけ区域ごとの賠償の格差を少なくするよう要請してまいりました。このことが第一の目的であり、追加として前段の項目などについても要求したものであります。

次に、1-2の要求書作成の経過と関係者の件であります、要求書作成の経過はただいまお答えした内容と同様であります。また、関係者はとのことです、村として東電の新会長に要求書を提出したもので、村とこういうことになります。

次に、1-3の迅速な完全賠償についてであります、ご承知のとおり、これだけ大変な避難生活を強いられているわけですから、村民のことを思えばでき得る限りの賠償は一つでも多くかち取りたいということ。また、避難区域ごとによる賠償の格差を少しでも解消させたいとの思いで完全賠償という表現を使わせていただきました。あわせて、請求のあったものについては、できるだけ速やかに支払いの手続を行うよう要請したものであります。

なお、東電による賠償は、項目も多く、複雑多岐にわたっており、また請求手続も容易ではありません。したがって、賠償手続に当たっては、常に被害者の立場に立って親身になって対応することと、また未請求者についてもしっかり確認をし、賠償漏れのないよう対応していただきたいということもつけ加えております。

次に、1-4の移住する者への賠償が手厚くなっていることについてであります。例を示しますと、住居確保損害の賠償は、当初、帰還困難区域に対する移住のための土地・建物の購入等に対する賠償がありました。村としては、放射能に対する考え方はそれなり、移住を希望する方は帰還困難区域のみならず、線量の低い避難指示解除準備区域、あるいは居住制限区域であっても、移住を希望する方はおられます。したがって、希望者には公平公正に対応すべきでないのかということ、また村の公営住宅などの借家へ住む方への賠償について、これも村外に移住を希望する方と村に戻って借家に住む方の賠償に大きな格差が生じており、これらの格差をできるだけ少なくすることなどについて要求をしたものであります。

次に、1-5のふるさとに戻りたい住民に寄り添っていないとの件についてであります、1-4にお答えした内容と同じでありますので、省かせていただきます。

次に、1-6の帰還困難区域に対する追加賠償による大きな格差が生じているとの件についてであります、財物賠償はもとより、今回帰還困難区域に対する精神的な損害として追加賠償が1人当たり700万円と決定されました。帰還困難区域以外の方でも、長期化する避難生活に精神的にも、身体的にも、大変な環境にあることはご承知のとおりであります。

したがって、村としては、避難指示解除準備区域や居住制限区域に該当する村民に対しての、帰還困難区域との格差を少しでも解消させるために応分の賠償をすべきではありませんかということを要求したものであります、全村民平等にという追加賠償を求めたものではありません。

次に、1-7の賠償を継続することが働く環境にあっても働かない村民が問題となっている件についてであります。村としては、賠償の継続を否定をしているものではなく、むしろ賠償は賠償として、これだけ原発事故で痛めつけられているわけですから、しっかり東電に完全賠償を求めていくことは当然の権利であります。

また、一方で、東電による賠償は、今後も無制限に継続されるものではなく、いずれかの時期に打ち切られることになります。そのときに仕事についていないと、生活の道が閉ざされるだけでなく、後々当人の人生に大きな影響を及ぼしかねません。したがって、村としては、現在仕事についていない村民に対し、雇用の場として村内で操業している企業やハローワークの情報などを提供しながら、雇用の確保に向けた取り組みを行ってきたところであります。

さらに、国や東電に要望していることは、村民の将来のことを考え、賠償から生活支援制度的なものについて、今から検討すべきではありませんかとこんな要請をしてきております。つまり、この制度が確立されないと、将来の展望や身の振り方の判断ができるか、不安な日々を過ごすことになりかねません。なお、この生活支援制度的なものとしては、例えば農業や商工業等を再開した場合の風評被害等による収入減に対する補填であったり、あるいは被害者に寄り添った国・県などによる補助事業の特別枠の創設などが考えられるのではないかとこんなふうに思っております。あわせて、復興に当たっての決め細やかな施策についても、引き続き国に対し強く求めてまいりたいと考えております。

また、ご質問の原発事故前の職種、村内外の所得などの実態については、後日関係資料を精査の上、報告したいと思います。

次に、原発事故後の就労の実態についてであります。アンケート調査の結果のみで全体を把握できるものはありません。参考までに平成24年6月に村が調査をしたアンケート結果によりますと、仕事についていない方は648人となっております。回収率は61.4%でありましたので、対象世帯が2,914ということで、これから推して実績を見ますと約1,000人前後の方が職についていないのではないかと。これは平成24年の6月の時点なので、現在はもっと仕事についている方は多くなっているのかなとこんなふうに思っているところであります。

次に、1-8の「生活支援制度的なもの」とは何かとの件であります。ただいま1-7のご質問にお答えしたとおりでありますので、省かせていただきます。

また、生活支援制度的なものができない場合の賠償継続の件ですが、本制度を確立することが当面賠償後の生活再建につながるものと思っておりますので、引き続き実現に向け、国及び東電に強く求めてまいりたいと考えております。

次に、1-9の3年程度の猶予期間と1ミリシーベルト以下にならなくとも帰村させるのかと。それから、村民が求める一戸建て復興住宅の早期実現の件についてお答えをいたします。

まず、3年程度の猶予期間ですが、現在の仮設・借り上げ住宅の入居期間は、災害救助法の適用で1年ごとに延長され現在に至っております。村民は、いつの時点で退去させ

られるのかという日々不安に思いながら避難生活を送られております。村としては、村民が突然退去を命じられても対応ができないために、1年ごとの延長ではなく3年程度の猶予期間を設けるべきじゃありませんかとこんなことを以前から訴えてまいりました。その期間内に仕事のことや帰村する、あるいはしないの判断など、今後の身の振り方を考えることができるのでないかとの趣旨で以前から要求しているものであります。

次に、1ミリシーベルト以下にならなくても帰村させるのかという件ですが、放射線量に対する考え方は、村民それぞれ異なっていることはご承知のとおりであります。年間20ミリシーベルト以下であればすぐにでも帰村したいと考えている方もおられれば、1ミリシーベルト以下でなければ戻れないと考えている方もおられるわけであります。どちらも正しいと思います。したがって、村としては、除染後の放射線量やインフラ整備などを総合的に判断し、議会や村民とも十分協議をさせていただき、最終的な判断をしてまいりたいと考えております。

次に、村民が求める1戸建て復興住宅の早期実現についてですが、今回飯野町に23戸の復興住宅を建設中で、うち9戸が1戸建て住宅となっております。また、県営の災害公営住宅は鉄筋コンクリートづくりの集合住宅であり、現在のところ1戸建ての住宅建設はないようであります。ご質問のように、家族と一緒に過ごすためには1戸建てが理想ですが、補助事業で建設できる基準などもありまして、村民の要望になかなか応えられないのが実情ですので、なにとぞご理解を願いたいと思います。なお、村内拠点エリアの深谷地区には、1戸建て住宅15戸を建設する計画となっております。

次に、1-10の要求書5の「村民全体に大きな衝撃と不安を与える」とは、内容は何か。また、一部地区とはどこなのかという件であります。まず、「衝撃と不安」についてであります。避難区域見直しの際、国から示されましたのは、避難区域ごとに避難指示解除見込み時期が示され、それに基づき賠償が行われる仕組みがありました。その際、除染のおくれ等で解除見込み時期が1年おくれれば、おくれた年数に応じて追加賠償をされることになっておりました。このことについては、区域見直しの際に村民には何回となく説明をし、一定の理解を得てきたところであります。それが今回1年ごとの追加賠償ではない新たな賠償の新聞報道、山木屋地区の方でありますけれども、ありましたので、村民もこの報道があつて以来、区域の見直しの際の説明と異なるのではないかというそういう不満や不安の声が寄せられました。したがって、今回の結果は、国が以前村や村民に対し説明したこととは異なるのでいかがなものですかと東電に対し問い合わせたものであります。ADRの裁定に対して異議を唱えたり、阻止したりするものではありません。このことについては、過般、蕨平地区の皆さんにも、この要求書の真意を丁寧に説明をいたしまして、一定の理解をいたいたところであります。

次に、1-11及び1-12の件についてですが、1-10でお答えしたとおりです。省かせていただきます。

次に、1-13の要求書5のADRに申し立てすれば全員認めるのかということについてであります。今回の要求書提出の目的は、1-1でもお答えしましたとおり、村としては避難区域ごとの格差ができるだけ少なくするよう、国及び東電に対し要請してまいり

ました。今回の件については、新聞報道以上の真意はわかりませんが、避難区域の見直しの際、村に示した原則がそのときどきで変更されるのであれば、被害者に無用の不安を与えることになります。このような不安を取り除くためにも、国の基本的な賠償指針については、再度原子力損害賠償紛争審査会で見直しを検討するなど、被害者に寄り添った納得できるものに変える必要があるのではないかとこんなふうに考えております。

次に、1-14の浪江町への干渉、蕨平、山木屋への干渉の件ですが、いずれの案件についても、今まで異議を唱えたり、阻止をしたり、干渉したことはありません。さきにもお答えしましたとおり、個人であれ、団体であれ、ADRに申し立てすることは現行制度で認められていることあります。したがって、村が干渉する立場にはないことはおわかりいただけるものと思っております。

以上であります。

教育長（八巻義徳君） 私からは、2小学校人事に対するご質問について、2-1、2-2につきましては、関連ありますので一括してお答えいたします。

まずもって、先日、佐藤八郎議員には、学校におけるアルパ・ケーナ演奏会の支援授業をお世話いただきまして、ありがとうございました。

では、お答えさせていただきます。

現在も、草野小学校、そして飯樋小学校、臼石小学校の3校が村立の学校として運営され、それぞれの教職員がそれぞれの校務を担当し、それぞれの子供たちを指導している状況には変わりがありません。

避難中というかつてない状況下での学校運営ですので、危機管理上、教育活動上、トップの校長として迅速な意思決定を要することを想定し、校長は3校を兼務しておりますが、教頭、教務主任など、それぞれの学校として辞令が出て、それに基づいて校務分掌が割り当てられ、学校が運営されております。ご承知のように、校歌も3つの小学校の校歌が歌われております。さらに、何度か確認させていただいておりますが、帰村の際には草野小学校、飯樋小学校、そして臼石小学校の3校それぞれに必要な校長を配置する約束をいたいただいております。そうした中で、今回、一部複式となる臼石小学校の対応として校長2名減の分として中核となる教員の配置をいたしているところであります。

また、ご指摘の私が福島県教育委員会に再三にわたり要請したとのお話をいただきましたが、本用件で正式にも非公式にも福島県教育委員会本庁、そして支所に出向いたことはありません。ご理解いただきたいと思います。

次に、保護者、教職員の意向についてでありますが、私の着任前、平成24年度に有識者、村民による教育行政評価委員会が主催した父母の懇談会で、保護者から、「川俣町の校舎を間借りして3校一緒の体制から2校体制——これは昨年まであった飯樋小のグループと草野・臼石小のグループを称しているかと思いますが——になったことに疑問がある」と、それから「1校体制のほうがよかった」と、また「学区の区切りを外せば特徴的な取り組みができるのではないか」という意見が24年度、先ほどの委員会に寄せられておりました。この懇談会を受け、24年度の教育行政評価委員会から3校合同体制がうまく機能できていないように見えるといったご指摘をいたしました。

その後、平成25年度に入りまして、6月に全ての教員と個別面談を行いました。その際、中核となる教員から、校長3人体制に関して、暴漢などが侵入したとき、緊急時に誰が指揮をとるのか、あるいは子供たちのために校外行事に子供たちを参加させたいとき誰に相談すればいいのかなど、学校現場ならではの切実なご質問が出ました。

さらに、10月に教育委員会が主催し、教育委員の皆さんにも出ていただき、5つの会場で保護者を対象に教育懇談会を開きました。そこでも、1つの施設に校長が3人という決められない組織体制の意思決定の難しさを心配する声をいただきました。

こうした24、25年度の有識者、教員、保護者のご意見・ご指摘を踏まえながら、人事権、任用権は福島県の教育委員会にありますので、その後の教育事務所の組織打ち合わせで相談させていただきました。その包括的な判断が子供たちの安全と教育活動の充実などの視点から今年の人事になったと認識しております。重ねて教育行政の継続したご理解とご協力を賜りたいと思います。

以上でございます。

○ 7番（佐藤八郎君） 今日の傍聴者の皆さん、本当にご苦労様です。傍聴されている方はどういう、私の質問事項、内容を配っていらっしゃるのかわかりませんけれども、今答弁を聞いていて、皆さん、これほど詳しく丁寧に質問しているのに、答弁は省略したり、前の項目と同じだのなんだのという答弁をしているというのが全体の流れであります。一問一答ここから質問させていただきますけれども、「村民の賠償については、避難区域ごとに賠償の基準が定められており」、これ加害者の東電や国が決めたものであって、私ども被害者がいつ決めたわけでも基準を定めたわけでもございません。そうしますと、村長が被害者の代表として基準が定められたから、それに従うだけが村長だという、被害者の代表だとするのはおかしいんじゃないですか。これは村長が申請して決めたのですか。

○ 副村長（門馬伸市君） 原則論の話を私はしております。ですから、基本、いわゆるその都度原子力損害賠償紛争審査会の指針が必ずしも人それぞれによってやはり納得のできない方も当然いるわけであります。ただ、原則はそういう形で示されておりますので、避難区域ごとの賠償の基準を今回守っていただきたいというのは、その基本指針であります。ですから、それに納得できない方は当然ADRに申し立てをしたり、訴訟に移ったりすることも結構あるわけであります。ですから、あくまでも村がいろいろな条件が合わないことに対して、人それぞれ異なりますから、それを村がまとめて申し立てをしたりするということはなかなか今の時点では難しいという判断のもとに原則論でお答えをしたことであります。

7番（佐藤八郎君） 都合いいときだけ原則論を挙げても、今は緊急事態であり、歴史に体験のないことが起きているこの3年3カ月、こんな目に遭っているわけです、人生上。ふるさとを捨て、先祖の残したものを見失す、文化も失う、何も失わないで淡々と3年3カ月生きているわけです。そういう中にあって、基準があって、原則論としては基準を守っていただく。ADRはそれは個人の自由なので申請していいというようなお話をありますけれども、そんなのは答弁しなくとも当たり前のことであって、誰も私ど

も一人一人の被害者が私たちの全ての権利を村長に委任したりしているわけではございませんので、そういう意味では、この基準を守ることがそんなに被害者を守ることのイコールとなるんですか。

村長（菅野典雄君） 誤解を与えると困りますので、はつきりと言わせていただきます。まず3つの区域を国が出してきました。全くそれは我々とは関係ないわけでありますけれども、出してきた一番最初の条件は、困難区域は6年分一括払います。居住制限区域はその半分、6分の3です。準備区域は3カ月ごとに払っていきます、だったんです。それを我々は、まず準備区域と居住制限区域が片方が3カ月ごとなんていう話、そんな簡単に帰れるわけではないんですよということで、6分の3、半分に国と交渉して上げさせました。さらに、困難区域とそう変わらない高い線量の一部あるところは6分の5というのもつくらせましたということあります。しかも、たとえそれが今なったとしても、100対50でありますから、我々は今佐藤議員のおっしゃるように、何ら私らに関係なく線量高い低い、それに全く関係なく避難させられているわけですから、そこをもしどうしても差をつけるということであれば、100対90対80ぐらいだったらば我々が仕方がないなということも言えるかもしれないけれども、100対50という話はとても誰だって、私だって納得ができないですよという話の中から、1年ごと、ましてや遅くなればなっただけ、それはプラスされていきますよという話が組み立てられていたわけであります。それが飯館村が組み立てたのがほかの地域にも全部今使われているわけでありますから、やはりそことの整合性はどういうことなんですかという話を東京電力がいわゆる賠償のもとでありますからお話をしたということありますから、ぜひそういう過程の中で、私たちは、少しでも全員が差がないようにということでこれまで3年間やってきたということありますので、ぜひその辺は申し添えておきたいというふうに思っております。（）

7番（佐藤八郎君） せっかく申し添えたことにまた言っては申しわけございませんが、（「いえ、そんなことありません」の声あり）他の地域へ各市町村に今飯館がやったことが使われている、何か先進的な運動をしたかのような、自慢かどうかわかりませんけれども、各市町村、被災地、みんなそれぞれいろいろな条件を出して頑張っているのではないかと思うんですけども、その辺は過信されないように願いたいと思います。（）

1-2に移りますけれども、この文章、要求書、村長1人で考え作成したのか、具体的に、副村長なり、総務課長なり、県職員なり、何かご指導でもいただいたのかどうか。

副村長（門馬伸市君） 国にしろ、東電にしろ、県にしろ、要望書なり、要請書なり、要求書を作成する際には、私が一応案をつくります。その案に基づいて府内で協議をして、最終的に村長名で出す。あるいは、村長と議長と連名で出す場合は、村の案と議会の案を2つを合わせながら、項目の協議をして連名で出します。したがって、村の村長名で出す要求書については、私がある程度の案をつくって、それで内部協議をして要求先に提出する这样一个の仕組みになっております。

7番（佐藤八郎君） 府内会議でも練られたということになりますと、私ども村民からすれば、役場の課長以上の方はみんな村長と同じ考え方で、賛同してこの要求書をつくったというふうに理解していいんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 人それぞれ、この放射能について感じ方が違うというのは、何度もこれ言っている話であります。しかし我々は組織ですから、組織の中で総合的にこの意見という話でまとめていく、そして要求していくところということではありますから、そういう意味でその考え方と違う人もいたかもしれませんけれども、それはそれとして、特に私がいつも国に要求をしていることを書いていただいたと、これでいいだうなという話で出させていただいたということであります。

7番（佐藤八郎君） 課長からは、村民の声を日常的に聞きながら仕事をされていて、この要求書に対して何の意見も出なかったというふうに理解していいのか。

副村長（門馬伸市君） 村の決定する機関は庁議であります。大体重要な案件は庁議に全てかけて、そこで協議をして決定をしております。ですので、今村長がお話をされたように、意図するところでない人も多分中にはいるかというふうに思いますが、全体の協議の中で決めるわけですから、一人一人の意見は尊重しますけれども、最終決定は……（「意見がなかったのかどうか聞いています」の声あり）特別ありません。

7番（佐藤八郎君） 村の決定協議、課長から何の意見もなかったと。そういうふうに村民全體は理解して、飯館行政は村長のこの要求書どおりの考え方を持っているんだというふうに理解していきたいと思います。

次に迅速な完全賠償についてでありますけれども、村長の考える完全賠償とは何でしょうか。

村長（菅野典雄君） ですから、決められたルールに乗って我々がその都度その都度、これはやっぱりだめではないか、こうしてほしい、ああしてほしい、そういうものを常に今まで言つてきましたし、それによってかなりのものはまた修正をしていただいた案で出てきているところがございますから、少しでも我々の要求を数多くのんでいただいて村民のためにやっていただきたいというのが完全に近い賠償と、完全賠償とこういうふうに私たちは言つてはいるということであります。

7番（佐藤八郎君） 私の完全賠償は、憲法上保障された国民としての権利、奪われた全てのものについてきちんと賠償していただくのが完全賠償ですけれども、大分違いがあるようなんですねけれども、そういうものではないでしょうか。さらに、常に被害者の立場で親身になって対応することと未請求者についてもしっかりと確認して賠償漏れのないよう対応されたい、こうもつけ加えたというふうに書いてありますけれども、今まで村としてどのように村民にして、地域に何回かの弁護士派遣相談ぐらいで、申請していない人なり申請で困っている方々をどのように対応されて賠償請求の支援をしてきたのでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 数を挙げれば、これ数限りありませんが、例えば東京電力のほうで賠償の項目ごとに請求書の案内、皆さんのはうに出しますよね。そのときに東電からの賠償案内、請求案内は、ほとんど私らさえ理解できません。ですので、その賠償ごとにやはり村民の目線、立場でわかりやすくということで、何回もそういう案内文書の訂正・修正をやってきました。できるだけわかりやすくということです。それで、東京電力は東京電力で出しますけれども、村は村として重ねてそういう案内をして、村民にできる

だけわかりやすく請求できるようにということでやってきました。さらに、その項目によっては説明会を何回も開いてきております。全員集まるという機会はありませんでしたけれども、賠償についての説明会もかなりの回数やってきています。もちろん今ご質問のあった弁護士さんとの相談会、これもやっております。ですので、村民の立場でできるだけ賠償漏れがないようにということでやってきておりまし、さらには今未請求者の件なんですが、以前はかなり多かったです。ところが、毎日のようにデータの突き合せをしながら潰しをやっておりまして、現在は五、六十軒まで減ってきているのかなというふうに思います。その五、六十軒も、現実的には所在不明の方であるとか、いる方で請求していない方はごくごくわずかになってきておりまして、そういう取り組みも毎日のようにやっているとこういうことであります。

7番（佐藤八郎君） 東電が出したもののが非常に難しかったのでわかりやすくしてきた。弁護士も交えた相談会、さらにはいろいろな機会の説明会に合わせて賠償の報告をしてきたと。五、六十軒の不明の方がいるという、この五、六十軒の不明はなぜ起きていて、たしか広報発信なりなんなりでそんなに五、六十軒拒否されているという報告は今まで聞いていないです。どういうことなんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 今、私も前にお答えしましたとおり、ほとんどの方は未請求者はいなさいのですが、住所が宛先不明というんですかね、3.11のときそのものの住所だけは村にあるんだけども、実際は所在が不明だと。いわゆる行方不明というんですかね、そういう方がその五、六十軒の方々の中にはほとんどでありまして、それ以外の方は全部連絡とれていますから、国の指針と請求内容が私は納得できないとこういう方は当然その中に何人かは含まれておりますけれども、それは全部ではありませんから、納得できないというのは、項目全部納得できないのではなくてある一部納得できないという方がおられますから、それは全く未請求者には入りません。全く請求していない方はほとんどいないということで、行方不明者とかそういう所在不明の方なのかなとこういうふうに思っております。

7番（佐藤八郎君） 要求書の中で、「移住する者への賠償が手厚くなっています」という、この手厚くなっている基準は、どこからどこまでの基準が手厚くて、どこの以下は手厚くないのか。

副村長（門馬伸市君） 住居確保損害というのが今回新たに出てきた賠償なんですが、4月3日に要求書を出した時点では、まだ決定はしておりませんでした。そのときの賠償の指針は、帰還困難区域の方が長期間の避難、あるいは戻れないという、それを基準のもとに住宅を新たな場所に土地を求めたり、住宅を建てる場合に、住居確保のそのための土地やうちをつくるための賠償をということでその基準が設けられたんですよね。その後に、さっきの答弁の中にもありました、移住する、しないは、帰還困難区域だけではないよと。避難指示解除準備区域の人だって新たな土地を求めたり、うちを建てている人もいるよと。それでは余りにも不公平じゃないですかというのは、村長を柱にこの要求はずつとしてきました。戻る人だってそうです。移住する人だけではなくて戻る人だって、こう何年もうちに手入れをしていないわけですから、管理をしていないわけです

から、戻ったときにかなりの修繕費用であったり、もしかしたら建て直しをしなければならないということもあるので、それは平等に扱っていただけないでしょうかという要求はしてきました。その時点では一方的だったんです。帰還困難区域だけだったんですが、その後、戻る人も、あるいは区域ごとではなくて全ての区域を対象にするというふうになりましたので、今はその住居確保損害の賠償の差はなくなつたんですが、それともう一つはアパートですね、あるいは村の村営住宅に入っている人、この基準がかなり差がありました。例えば、村に戻った場合、村営住宅に……（「手厚いのはどこか」の声あり）いや、今話申し上げないと皆さんに理解してもらえないですから。（「皆さんではなく私が聞いているんです。あと皆さんに私ちゃんと知らせますから」の声あり）いや、だから、どういうものが手厚いのかというのを私説明しないとわからないでしょう。（「そのとおり」「何、どこからどこまでが手厚いんだと」の声あり）今申し上げた住宅の移住する場合、しない場合、それから住宅のアパートに入っている人と……（「その要求書だって、離れようとする者への賠償、次の……」「議長、ちょっと整理権使えよ」の声あり）

○ ◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 休議します。

（午前11時07分）

○ ◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 再開をいたします。

（午前11時08分）

7番（佐藤八郎君） ついでだから。「離れようとする者への賠償」、次の行には「戻りたいと願う住民に寄り添って」とこうある。離れようとする村民は「者」で、戻りたいと願う人は「住民」なんだよね、これ。2行で違うんだけども。

議長（大谷友孝君） その辺の言葉じりは控えていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。（「そういう考え方を持っているんじゃないの」の声あり）

副村長（門馬伸市君） 繰り返しになりますが、以前は移住をする人に有利な賠償になっていたというのは、今説明したとおりです。ですが、それでは違うでしょうというのを村のほうとしては国や東電に要求をしてまいりました。ですから、4月3日の段階ではそういう差があったんです。ですから、我々の要求が今回見直されて帰還困難区域以外の人も同じ取り扱いになったということなんです。ですから、その要求がなければ、そのまま今もなっていたかもしれないということです。ですから、帰還困難区域以外の方もそれは放射能に対する考え方は別々なので、みんな同じく取り扱っていただきないとということで現在は同じくなっていますということです。それから、アパートの件も、全く今差が相当開いているんです。ですから、例えば今村の住宅に入っていて村に戻るという人は1世帯10万円なんです。1人増すごとに1万円だけなんです。ところが、村を離れてアパートを借りる人は1世帯162万円なんです。10万円と162万円の差が出てくるんです。ですから、これ一つとっても、移住する人が有利にというそういう賠償の制度になっているものですから、これはいかがなものですかということなんです。

7番（佐藤八郎君） 移住する人に手厚くというか、賠償多いのは困ったもんだという今の答弁かな。それはそれで、あなたたちの答弁だからいいんですけれども。

次に、1-5の「ふるさとに戻りたい住民に寄り添っていない」という質問をしていませんけれども、何か手厚くなっていると同じなので答弁は同じでありますという回答書なので、これはどういうつもりかわかりませんけれども、同じ答弁であるべきものではないというふうに申し添えて1-6に入れますけれども、「全村民に平等に追加賠償を求めたものではありません」とあるが、同じく求めるのは間違いなのですか。例えば1人当たり700万円を求めては間違いなんですか。同じ避難をしてうちには戻れない状態は同じじゃないですか。

副村長（門馬伸市君） バリケードの張っているところとそうでないところを全く同じにしたらどうでしょうかね。帰還困難区域の方はバリケードが張られて自由に入り出しができない状況のところとその他の区域のところを全く同じくしろという、最終的にはそういうふうになる場合もあるかもしれません、今の時点で大変苦労されているそのバリケードの住民の皆さんが全く同じくという要求をした場合にどう思うのかということも村としても考えなければならないのかなとこんなふうに思っています。当然、公平、公正、平等というのは、全く理想ではありますが、今の帰還困難区域のところはご案内のようにバリケードが張られて自由に入り出しができない、監視のもとで入りをしているというところと、自由に帰れるところとその差はやはり若干あってもということでありまして、その差はできるだけ少なく、700万円一方で支給を決定して、あのところはゼロという話はないでしょうということですから、この私が言っているのは。やはり700万円だったら、その半分とか、その他の区域についても、やはりこれだけ避難生活が長引いているわけですから、それは全く同じでなくとも、それ相応のやはり精神的な賠償は当然決めるべきじゃないのこういうことがあります。

7番（佐藤八郎君） あのバリケードを長泥の皆さん、村民が望んで張ってくれなんて言った覚えもないし、議会もそういうことではないし、国が双葉のほうの関係上、やっぱり帰還困難区域には張らせてもらわないと困るみたいな話が大体成立して、何バリケード張ってあるかどうかが問題でなくて、同じ避難をしてこういう生活になることが問題なんじゃないかと私は思うので、今副村長がそれでも若干あってもゼロではないでしょうと、まあ半分とかと言いましたので、その辺ももっともっと頑張っていただきたいと思います。

1-7に移りますけれども、「働く環境にあっても働かない住民が問題になっている」と言いますけれども、前もってこれ質問してあるわけですよね。きちんと職種なり、村内外、所得別など、事故前と事故後の推移を見た上でこの文章を書いたんでしょうから、働かない住民としているこの根拠を、なぜこれ本日示せないのか。去る4月3日提出前にこの実態をつかんでいたんでしょう。その上に立ってのこの文章なんでしょう。働く問題という。なぜ今日はちゃんと数字的に回答出てこないんですか。これ村長の推測で書いた文章なんですか。

副村長（門馬伸市君） やはり回答する場合はある程度精査をして回答しなければならないな

ということあります。ちなみに、避難前の仕事の状況ですが、1,788世帯のうち、農業が551、自営業が147、会社519、公務員・団体職員95、パート・アルバイト・派遣社員116などのデータはつかまえてといいますかありますが、所得というとやっぱり所得推計の数値とか県民所得とかいろいろ所得の推計値があります。ですので、詳しくはそのデータを確認をしながら、後で報告をさせていただきたいというふうに思っています。

7番（佐藤八郎君） 前のデータと今のデータを精査した後で報告というのでありますのでありますけれども、やっぱりこういう村民を代表して加害者である東電に出すときには、きっちとした根拠に基づいて、こういう状態にあるんだと、生業そのものも奪われたりいろいろしているんだという、我々被害者の生活や生き方を見てもらうというのが大事なので、そういう点ではきちんとされたほうがいいのかなというふうに思っております。

○ 次に、1-8の「生活支援制度的なもの」というのは何なのかと言ったら、1-7のご質問にお答えしたとおりということなんですけれども、全然質問事項違うんですけれども、何で同じことで答えようとしないんですか。

副村長（門馬伸市君） 1-7は、仕事のことですよね。今の私も再質間に答えましたが、同じような内容ですのでということで省略させていただきますということなので、あえて同じような内容のお答えをまたしても、何だ同じではないかと言われるまでですでの、その辺はご理解いただければと思います。

7番（佐藤八郎君） 副村長、笑いながら言っているところじゃないんですけども、生活支援制度的なものというのは一体どんなことを考えているのか聞いているんだから、何で前のと同じなのよ。

村長（菅野典雄君） 前の中の答弁にも書いていたものですから、できるだけ前の質問を丁寧に、中にそこに入っていたのでということでありますが、生活支援制度という話をちょっとさせていただきたいと思います。まず、賠償、これほど大変な思いをさせられているわけでありますから、何せ賠償、あらゆるものやっぱりしっかりと我々は村民のために要求していくというのは当然でありますし、これまでもやってきましたし、これからもやっていきます。ただ、いつまでもこの賠償が続くわけではなくないというのは、もう皆さん方も明白なわけですから、そう考えますと、できるだけそれぞれ自分の人生を前に進むためには、賠償とあわせて生活支援の制度ができるだけ早く見せもらいうことが大切ではないかということです。そうすると、ああ自分はこの制度を使ってこうできればいいなと、こうしようかという話ができるわけです。例えば戻らない人、あるいは戻れない人、今すぐ、という方は、解除になった場合には今のところを1年ぐらいで多分住宅なりなんなりをどういう形にするか、いわゆる借り上げ住宅もお金が切られるということになるのではないかと。1年ぐらいで自分の人生がそう簡単に右左決められませんよと。最低でも、やっぱり3年ぐらいは住宅費をしっかりと見るとこういう形の支援制度があれば、我々安心できるんじゃないですかと。それから、戻って農業をやろうという方も、さあつくろうといつてもなかなかつくれない、あるいはつくったとしても売れないという話になった場合には、やっぱり不安じゃないですかと。今まで3年間のそれぞれの収入を見れば、大体この人はこのぐらいだというのがわかるわけで

ありますから、せめて1段階、2段階で、最初は100%でなくとも70%、80%やっぱり考えますから、足らないところはその辺まで補います。その次は50%ぐらいで、だんだんだんだん自分でできるように移行していただきたいというそういう支援制度を今のうちに出来ないと、さあ解除になったからそんなこと出しますよでは、我々不安で仕方がないでしょうという話を何回もしているんです。そういうことでありますから、ぜひご理解をいただきたいと思います。

7番（佐藤八郎君） 文書には書かないけれども、そういうことを何回も言っているということだそうです。

あと、この項目で私が出した、その生活支援制度なるものを出してこない場合は、賠償継続をどのように村として要求しているんですか。

村長（菅野典雄君） 隨分この意見にはなるほどという意見はいただいているが、あくまでもやっぱり国なり東電なりがその賠償の中でそういうことをするかどうかというのは、まだ全く不確定であります。したがって、そういう中で今話をさせていただいたようなところに幾らかでも近づくような方法がないのかということで、こちらから提案をしていかないと、なかなか国がそう簡単にこちらに寄り添うという感じは見受けられないと。今、例えばきのうあたりの大蔵の発言にしろ、やるかたないわけですから、やっぱりこちらからどういう提案をしていくか、そこをできればみんなで、この避難させられているみんなで県と一緒にになってそういう提案をこれからしていくことが、満足いくかどうかわかりませんけれども、その生活支援制度を避難している我々につくつていただける形になるんではないかと、こういう動きをこれからもしっかりとやっていきたいとこのように思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

7番（佐藤八郎君） 今村長から住宅費なり生産に対しての支援ありましたけれども、きのう二枚橋地域の田んぼをずっと見てきましたけれども、5センチ取って草の根の株がどれだけ取れたのかわかりませんけれども、別になって前に生えていた草が生いていたり、あちこちもう既に前と深谷の辺の田んぼと同じぐらいになっているとか、一体除染して客土したものがなぜあのようになって、そういうところに生産をしていく、営農再開していくと村長よく言いますけれども、どういう、放射能、あの二枚橋の田んぼからは全てなくなつたんですか。2分の1なのですか。ガンマ線で田んぼは見ないでしょから、住居確認ずっとといらっしゃるようですけれども、何人かの方にガンマ線の結果を見せてもらいましたけれども、個人的に、大分我が家周囲でも赤くてもう既に危険とされるところも大分あったというふうに私は見ていましたけれども、その辺はどうでしょうか。

村長（菅野典雄君） 毎日村に行っていますと、当然今おっしゃったような現場が見受けられるわけであります。多分前と全く同じというのは、まだ除染が同意をもらわないでしていいないところではないかなという気がします。しかし、それ以外はほとんど除染をしていただいているんですが、もう既に草が生えていたり、あるいは真っ白の田んぼからすばらしい稻なりなんなりができるとは全く私たちは思っていません。したがって、除染が終わったから終わりではないよという話を今までもしてきましたし、これからもしてい

かなければなりません。したがって、今二枚橋、臼石は、担当が住民たちと話し合ってそこをどういうふうにしていくかということを一生懸命やる段取りを、集会を何回も開いています。もちろんそれは、当然国のほうからのお金を最大限使わせてもらうというか、出すのが当たり前とこんなふうに思っているところであります。

なお、そういう意味からしますと、この二、三年ぐらいは、できるだけ土をもとに戻す努力の政策をしていかなければならないんだろうなというふうにこう思っていますので、なかなか大変な話でありますけれども、こつこつとこうなった以上はまた努力をしていくしかないのではないかと。ただし、我々の努力にも限度がありますし、財源にも限度がありますから、それは今佐藤八郎議員がおっしゃったように、国の責任で、東京電力の責任で、これから長期にわたってこの考え方を持ってもらわなければならない。そのためには、国民的な合意を得ないと、あの国会議員の中で、もうオリンピックだよという話で終わられたんでは困りますよという話をしていかなければならぬとこのように思っているところであります。以上であります。

議長（大谷友孝君） 佐藤八郎君、残り5分です。（「15分」の声あり） 5分。

7番（佐藤八郎君） 今日傍聴されている方々なり村民に対して、私は1-10、11、12というふうに質問しておりますけれども、省略させていただきます。回答なので。

そもそも飯館村、最初から放射能が100や200で大丈夫だという学者さんはいっぱいいるので、放射線に対しての危険性が薄らいでいった中での放射能にはいろいろあるというふうに再三答弁していますけれども、そういうふうになっているんだという、原因はそこにあるんだというふうに思っています。

小学校の人事について、6月27日、9月27日の相双事務所訪問をしていらっしゃいますけれども、そこでは要請はしていないのか。

教育長（八巻義徳君） 昨年の6月ということで理解してよろしいんでしょうか。（「もちろんです」の声あり） 昨年の6月の時点、まだ全体的に教職員の個人面談、それからあと全体的な小学校・中学校の学校の運営体制について把握できている時期じゃありませんので、6月、7月に学校の校長の人事に関して、あるいは全体的な組織について議論しているということにはないと思います。以上です。

7番（佐藤八郎君） 県会議員会派の2会派代表にお願いをして県の義務教育課にお尋ねしたところ、再三の村の要請によって3校長をやめて1校長にしたというお話ですけれども、そうすると私が聞いている会派代表の方々の意見と今教育長の言う、要請はしていないんですか、1校長にすると。

教育長（八巻義徳君） 今のことに関して、どこの会派か私は存じ上げませんが、実態として、先ほどお話があったように、6月、7月の時点での人事なり組織運営体制についての協議も議論もないということは確かに申し上げることができます。あとは、多分10月少し前だと思いますけれども、相双の教育事務所長が何かの用事で飯野支所に寄られたときに学校の組織なり、それから運営体制について協議したことはあろうかと思います。以上です。

7番（佐藤八郎君） 福島県教育委員会本庁に要請は行ってございませんと言いますけれども、

相双事務所に要請していれば同じことですよね。そして、今言う話では要請はしたことないというのであれば、私が受けた会派の代表にもう一度一緒になって県の義務教育課に行って確認してまいりますけれども、それでいいでしょうか。

教育長（八巻義徳君） 今お話があったように、当然私ども人事権は福島県教育委員会にありますので、我々は地方教育委員会、村教育委員会としては、人事に関しての監督する責任があるということは確かでございます。したがって、そうした監督する責任から意見交換したことはあります。以上でございます。

7番（佐藤八郎君） 今言っていることは、1校長は要請しないということは言っているんだけれども、協議の中では1校長みたいになったという話先ほどありましたし、そこの中でもそういうことがいいんではないかという話もあったというふうに言っていますけれども、でも要請はしなかったという話ですけれども……（「時間ですので、簡明に願います」の声あり） 私に報告された県会議員の方は、県の義務教育課との話し合いで違った意見があったというふうになるんですよ、あなたの言っていること。

議長（大谷友孝君） 時間ですので、佐藤八郎君の質問はこれで終わりたいと思います。

8番 佐藤長平君。

8番（佐藤長平君） 6月議会に一般質問を行うわけですが、前段で一言述べてみたいなというふうに思います。

作家の伊集院 静さん、随筆の中で、「男の流儀」ということでこんなことが書いてありました。自分のためだけに生きないのがまともな人間である。このことについては、このように書いています。あの大震災の津波で流されなかつた宮城県内陸の激しい揺れで半壊した住居を持つ人、3年たっても、解体こそ終わったが、新築工事には入れないと言う。津波に流されず、半壊したため、工事費用のこともあるが、夫婦2人合わせて120歳を超えていると、この先の人生の折り合いを考えてしまうと言う。どちらが先に死のうとも、つくる新しい家は、2人にとってどのように活用されるのか、いささか広い庭をじっと眺める日々があと何年あるのか。なぜ被災者が家を建てようとしているのか。それは、2人にとって残る人生との折り合いである。考えれば、残り少ない人生を自分たちだけのために家を建てる意味がないと思い、それならば仮設住宅にずっといて、入った震災保険金も子供や孫のために使うほうが意義があると考えるのはまともな人間の考え方であると言うのである。伊集院 静さんの書いたとおりだとすれば、この人間の物事に対する情熱、こういうものを推しありながら復興を考えなければならないのかということで、大変だなというふうに私も思いました。

そういえば、被災から3年3カ月、村民皆さんの考え方も変わってきました。どうでしょう。新天地を求める声、仮の町をつくってくださいという考え方、復興住宅を早期完成を求める、これ全てこういう要望が今少なくなってきた。どうなっていくんでしょうね。

それでは、質問に入ります。

質問の第1は、帰村後の本格的な復興、再生の計画案となる復興プラン第5版の策定について伺うものであります。

第1点目は、復興プラン第5版の策定について、これまでの3版、4版とで村民から指摘されているところの計画策定委員会における村民参加の少なさについては、どのように考えているのか、所見を聞かせていただきたい。

また、今後、この村民参加の手法、どのようにしていくのか、この際村長に所見を求めるものでございます。

2点目は、帰村後の復興再生に向けた、特に経済的再生の基本方針、つまり帰村後には何を基本的ななりわいとして暮らしていくのか。さらに、何をもって経済の活性化を図るのか。農林業を村の基本としてきたこれまでの飯館村をどのように変革するのか。農林業の変革、商工業の変革、その他サービス業の変革について、最も重点的に据える経済の基本方針を明確にしなければならないのかなと思うのであります。

村長にその所見を伺いたい。

質問の第2は、避難先における本村教育の施策について、教育委員会の長に伺うものであります。

第1点は、コミュニティースクールとあわせて提案されている土曜事業計画についてであります。先月の5月、学校通知で保護者の意向調査が行われ、反対者が多いと聞きました。調査の分析とそれらに対応する所見を伺いたいものです。

2点目には、反対が多いとすれば、速やかに土曜授業計画から撤退を図るべきと私は思うのであります。なぜなら、避難先の村民の考え方にはいかに寄り添うかに尽きるのであります。避難生活での不安と困難に立たされた村民に我々はいかに寄り添うかが問われているのであり、土曜授業のよしあしは別物であります。これが全村避難後からこれまでに私たちが経験学習してきた基本的な対処法であります。さらに、この対処法の結果が出るのは多分10年後かそれ以上になるかもしれません、今は寄り添うことが大切だと私は思うのであります。

先般の3月議会で教育長に対する問責決議を議決しました。この内容がインターネットに流れ、経済流通大学に教育長が前勤めていた原町高校出身の学生がおりまして、これを見て、同大学法学部の准教授に所見を求めたんだそうであります。この准教授と学生は、これは教育への政治介入だと結論づけたそうなんであります。そして、そのまま日本教育新聞に投稿しようとしていたが、直前に現場である飯館村議会事務局に所見を求めました。調査の結果、避難先の住民の不安感をあおらないようにという議会の配慮は教育長よりも村民に寄り添って行政統制の手段を行使した議会の実践については、民主主義のお手本であると褒められた上、掲載されました。

さらに、考えましたね。寄り添った対応ではなく、政争の具と思って議会の権能としたら、それはまさしくこれは政治介入であることもまた考えさせられた。この紙一重のところを我々は学ぶことができました。それでなくとも、避難後の支援や交流等々でてんやわんやの学校にさらに新しい教育施設、何だか古い復古施策の提案だかは知る由もございませんが、賛成反対を保護者にトップダウンで迫る手法は、いかがなものか。もし、新しい施策の提案があるときは、ボトムアップされる状況を生み出し、寄り添っていく運営をしていただきたいと思うのであります。多分、今は、いかに静かな環境を確保し

学ばせるかが飯館村の教育者に与えられた喫緊の課題ではないでしょうか。

よって、土曜授業については、この際、計画の廃止を提案をしたいが、所見をいただきたい。

3点目は、コミュニティースクール設置と経過、そして問題点について、所見を伺っておきます。

きょうは、傍聴者の大変多い中で実りある議論をしてまいりたいと思いますので、正確な答弁をいただきたい。

村長（菅野典雄君） 8番 佐藤長平議員のご質問にお答えをさせていただきます。

復興プラン第5版策定について2つ質問がございます。

まず、第1点目です。復興計画策定に当たっては、いいじてまでいな復興計画推進委員会、さらに今年4月から6月にかけて行われた住民懇談会からの住民の声をより多く計画に反映させてほしいとの意見があったというのは、そのとおりでございます。

これまでにも、かなりの説明会、懇談会を少なくとも他の自治体よりははるかに多くやらせていただいて、その中で声を聞き、答えをさせていただいたところがありますが、やはり立場を変えれば、もっとやはり村民の声をというのも十分わかりますので、村としては、第5版作成に当たっては、それぞれ医療福祉の関係、それから高齢者対策であったり、農地保全・営農、その他暮らしなど全般にわたって課題・テーマごとに村民部会を開かせていただいて、人数にして、まだ決定ではございませんが、多分四、五十人以上の方に入っていただきながら、戻る人、戻らない人、戻れない人、それぞれの立場で、また戻ったら戻るまでの時系列的な視点も取り入れながら議論をし、そこで出された意見を委員会で検討、計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えているところであります。

また、公共施設、特に教育などについては、なかなか難しい問題もありますので、専門プロジェクトを立ち上げ、学校関係者や村民、その他多くの方と議論をしていただきながら、それら意見を同時に復興計画推進委員会で検討し、計画に反映させていきたいというふうに考えております。

一方で、村内拠点エリアやまでい館——仮称ではありますが——などの事業は、今後基本計画などをつくっていかねばなりませんので、専門業者に委託しますとともに、地元の意見・要望もその過程では十分取り入れながら具現化を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

2つ目の経済的再生の基本方針であります。

まず、本村の基幹産業であります農業は、基盤となる農地が放射性物質に広く汚染され、これら汚染物の除去はもとより、その後の風評被害に対しても息の長い戦いを強いられるということが予想されるわけでありますとして、農業の再生は非常に大きな課題だなというふうに考えているところであります。

村では、除染はもちろん、放射性物質に対応した農業技術研究を進めるとともに、農地の新たな利用法として再生可能エネルギーの導入であったり、あるいは花卉の施設園芸など、土壤汚染に影響されにくいような作物の農業とか、あるいは利用法を検討してま

いりますが、村の広大な面積をカバーし切れるものでは全くありません。したがいまして、農地を除染するのにあわせて作物が栽培可能となるまでの期間、土壤の再生を図るとともに、維持管理する仕組みが必要になってまいるのではないかというふうに考えております。

これまでの村の農業を支えてきた高齢者層は、この避難によって営農意欲、あるいは体力などがやっぱり今までのようではないんだろうなという気はします。したがって、これまでのような営農体系では村の農地を維持できないということも予想されます。したがって、除染が完了した農地から、例えばの話でありますしこからの課題でありますが、農地管理会社的な仕組みにより計画的に地力の回復をやっていきながら、営農再開まで一貫体制を進めることが必要であるとも考えております。これとて全てができるわけではなくないとは思っておりますが、何せ何もしないというわけにもいきません。

また、営農再開のためには、震災前に取り組んできた中核農家への農地集積や6次産業化の取り組み、花卉や園芸作物の大規模化など営農の仕組みを専門的に検討し、振興していく組織も必要ではと考えているところであります。

林業については、里山構想を踏まえて、山林の除染、森林再生の視点にも立った事業展開についてこれから検討し、また国にも要求をしてまいらなければならないというふうに思っております。

このほか、企業については、これまで既存企業の操業再開を支援をしてまいりました。今後は、雇用の規模拡大のために、新たに多種多様な業種・業者に声をかけながら働き口を確保していくかなければならないと考えております。一方で、放射能の影響が心配で村内で働くことを心配している人も多くおられるわけであります。については、健康リスクコミュニケーションなども対策としてあるかなという気はしますが、そのほか健康その他の対策などもしっかりとやっていきたいというふうに思っています。

商工業につきましても、既存の商工業者の復興支援はもとより、今後観光交流的な視点を取り入れ、事業を提案していく必要もあると考えております。その根底には、これまで飯館村民が培ってきた飯館村民ならではのまでの精神が重要なポイントになると思っておりますので、この辺も村民としっかりお話をしながらやっていきたいというふうに思っております。

いずれにせよ、村産業の復興に当たっては、一過性のものに終わることなく将来にわたってつながっていくことが重要であり、必要であると考えておりますので、議会を初め、関係機関とも十分協議しながら進めてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

⑤休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 噫飯のため、休憩します。再開は1時10分といたします。

（午前1時55分）

⑥再開の宣言

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

（午後1時10分）

教育長（八巻義徳君） 佐藤長平議員の2避難先における教育施策についてのご質問に対し、
2-1、2-2につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

土曜授業につきましては、学習指導要領の改訂による授業内容の増加、それから子供たち、スクールバスによる窮屈な日課表の改善、それから苦手科目の学び直し、さらには個別指導の時間確保、そして外遊びの不足、睡眠不足や偏食による肥満の改善、さらにふるさと学習の充実、スマホなどによるゲーム漬けの改善などを図るために昨年から1年余りをかけて子供たちが抱える教育課題の解決のために検討を重ねてまいりました。

この土曜授業に関して、昨年末、小学校の保護者から意見を聞き取りましたが、「保護者からの意見をもっと広く聞くべき」とのお話を議会初め他の方からもいただきました。そこで、去る5月中旬、幼稚園から中学校の全ての保護者を対象に意向調査を実施しました。調査は、村の子供たちが抱える課題、土曜授業により改善できる点、さらに実施の意義や授業内容を示して、「賛成」、「反対」、及び意見を記述する「その他」の項目でお聞きしました。

次に、その結果でありますが、幼稚園においては、賛成が34%、反対が47%、その他が23%。小学校においては、賛成が49%、反対が35%、その他が18%。中学校においては、賛成が25%、反対が62%、その他が12%でした。

この数字から、幼稚園につきましては、通園時間の園児への負担を懸念する意見が多いようでした。しかし、その他とした方の意見を見ると、条件つきで賛成している方も多く、賛否は半々と捉えております。

小学校につきましては、土曜授業の具体的な内容が早くから示されていたこともあり、他の意見を踏まえると賛成が多くを占めておりました。

。ただ、村の子供たちの抱える課題、先ほど申し上げましたが、それが変わったわけではありません。先日の学校運営協議会の席で、そこに中学校の校長も出ておりましたが、「土曜授業に関して保護者の理解を得る努力をします」というふうな発言もありました。

土曜授業を前に進める国・県の動向もあり、県内でも始まった町村、平成27年度の実施を検討中の市町村がありますので、時の趨勢かと考えております。周りの自治体が実施し、村が乗りおくれる状況になれば、一つの例ですが、学力の面で今私たちの子供たち、県北の高校に進学します。そのときに高校進学時に被災地の特別な枠があるわけではありませんので、このまま村の学校に通わせて大丈夫かといった保護者のご心配も予想されます。今後とも、保護者の皆様方、それから学校運営協議会等の熟議を踏まえながら、検討を進めさせていただきたいというふうに思っております。

さらに、続けて2-3のコミュニティースクール設置の経過と進捗などについてのご質問にお答え申し上げます。

コミュニティースクール、これは学校運営協議会を設置した学校のことを言いますが、その学校運営協議会の状況についてお答えいたします。

この検討の発端は、もうこの協議会ができてから10年を超える制度ですが、飯館村では平成24年度の教育行政委員会で、評価委員会で地域の教育力を学校に取り込む必要性、さらには24年度の教育を語る会でご提案をいただいたものであります。学校運営協議会につきましては、地域や教育関係者が学校の活動を支援して地域に根差した教育を進める手段として、法律に認められた制度であります。

去る4月28日に「飯館村学校運営協議会準備会」として、設置の意義や協議会の役割について確認をいただき、村民、学校、さらにPTA役員、有識者などを委員として15名以下で設置することを確認させていただきました。また、この席上でただいま説明申し上げました「土曜授業に関する保護者意向調査」の実施について全体のものとしているところでございます。

そして、6月4日に第1回飯館村学校運営協議会を正式にスタートさせていただき、土曜授業の意向調査結果を報告するとともに、小学校・中学校から村の子供たちの学力の現状と課題、今年の目標と取り組みについて、各校長から報告を求め、委員の認識と情報の共有化を図ったところであります。2回目、3回目と部活の問題、さらには健康の問題について皆様からお知恵をいただければありがたいなというふうに思っているところでございます。

その協議会が終わった後でも、学力向上の取り組みについては、学力の目標の検証のあり方、習熟度別授業の学級分けの仕方、それから個人別指導の個人カルテの様式、さらには定期考查の回数、特に中学の場合、私ども1学期の中間考查がないわけですが、その理由など、家庭や学校がどのように学校に協力できるか、協働できるかという視点から充実した会議になったと思っております。

今後も、1ヶ月から2ヶ月に1度協議会を開催し、村の子供たちの教育課題の解決に向

け、村や地域がどのように学校を支援していくか、子供たちを支えていくか、協議を重ね、その取り組みを具体的に支援してまいりたいと思っています。

これまで、類似の制度に「学校評議員制度」というのがあったわけですが、学校評議員制度は学校の校長の権限で必要に応じて招集し助言を求めるものであります。そうした部分では、学校の協議会は、より情報開示の度合いも多く、村と一体となった取り組みが可能となる制度だというふうに思っております。

今後、学校運営協議会のもとで、学校、保護者、地域、教育関係者らが飯館村としての学校教育について一致協力して学校の取り組みを支援していくものというふうに期待しているところでございます。

以上でございます。

8番（佐藤長平君） 復興からの第5版について、再度質問するものであります。

村民参加の件であります。指摘されているのは、特に戻らない層が多い20代、30代の方々の意見をどのように入れていくのか、そういうふうな知恵があれば、この際お答えいただきたいと思います。（）

村長（菅野典雄君） 多分その年代の方は、こういう部会に声はかけてみたいと思うんですが、なかなか入っていただけないんではないかと、最初からそういう考え方はいかがなものかということですから声はかけますが、その場合には二、三回の全くこの部会とは関係なく、例えば今もう既に決定して村には帰らないという決定した方がある程度、全てはわかりませんけれども、わかっている範囲で夜でもお集まりをいただいて、その意見など、あるいは今の状況などを聞く中で、これからの中の復興計画をどういうふうにしていったらいいかと、そんなことも考えられるのではないかとそのように思っているところであります。以上であります。

8番（佐藤長平君） 今まで、その代表の方に集まっていたらというやり方もあつただろうと思うのですが、こういう状況の中でありますから、例えば幼稚園、小学校、中学校のPTAの会合、その辺を利用して、あわせて村づくりプラン第5版に多少時間を割いてもらって吸い上げていくという方法もあってもいいのではないか。あとは、企業等々の協力を得ながら、そういう吸い上げ方をしていってもいいのではないかということで、策定委員会の40人、50人、プラスアルファ、そういうところで拾い上げるという方法はないのでしょうか。（）

村長（菅野典雄君） 今のところ、PTAのほうは、先ほど教育長からお話ししました懇談会なりアンケートということですが、我々行政のほうがそちらに参加する形は全くありませんでした。当然、一番いい形ではないかなというふうに思っておりますので、この5版の中には入れていきたいというふうに思っています。

なお、企業のほうは、これまでに2つほどですか、折に触れて村の状況なり、あるいは皆さん方の意見を聞く機会をこちらのほうで企業の経営者と相談をしてやってきましたので、それはまたこれからも継続してやっていきたいとこのように思っているところであります。以上であります。

8番（佐藤長平君） このプランについて、基本計画等々、専門業者へ委託するという答弁を

聞きました。その専門業者に委託するということに対する今までの経過もありますので、この際、どのような所見から専門業者に委託するのか、基本方針等々述べていただきたい。

○
総務課長（中井田 榮君）　ただいまの専門業者とありますけれども、第4版までにつきましては、策定委員会全体、復興計画をまとめる際に三菱総研等にお願いをしながら全体の復興計画をまとめてきたところでございます。さらに、専門プロジェクトを設けながら、それぞれのテーマごとに復興計画を検討してきたわけでありますけれども、第5版につきましては、昨日の全協の中でもご説明しましたように、村民部会の中に教育全般のあり方について検討していきたいというようなことで、これから教育委員会とも詰めていかなくてはいけないわけでありますけれども、教育の公のデータというんですかね、それをとりながら、さらに推計をしながら、これから学校の具体的なあり方を業者に委託をしながら、さらに村民を入れながら、識者をいれながら、専門プロジェクトを立ち上げをして、議会ともご相談をしながら第5版のまとめをしていきたいというふうに考えております。なお、詳しくは、これからさらに全体の策定委員会、さらにはお願いをしています三菱総研のほうともご相談をしながら、議会のほうとも具体的な内容につきましては提示をしながらご相談をしてまいりたいというふうに考えております。

○
村長（菅野典雄君）　補足させていただきます。

専門業者にというと、何かそれに委ねたようにとられる可能性があるなと思って心配をしておりました。実は、非常に多岐にわたりいろいろな会合をやっていますので、それを皆さん方の意見をある程度まとめて、その文字なり形なりにするというのは、残念ながら今のスタッフの中では到底無理であります。したがって、それを、いろいろな会合の話なり出たものをまとめていくというところでの専門業者への委託ということでありまして、あくまでも主体は我々でありますし、皆さん方でありますので、そこの中に出でたものはこれよりはこういう話ではなかったのかとか、あるいはこういうふうにくつてもらわないと我々はそうではないですよという話をさせていただく中での指定業者、専門業者とこうすることでありますので、その点はご理解いただければというふうに思っています。

○
8番（佐藤長平君）　専門業者への委託で私ども苦い経験というか残念な思いをした経験があります。まず、第3次総合計画でしたかな、まことにすばらしい内容になってできてきたなんだけれども、山形県のある町に行ったら同じのつくっているんだよな。中身も全部同じなの。ただ、向こうの町と飯館村が遠いからわからないということで業者はそういうふうにしたと思うんだけれども、今までの業者というのは、全国そういうふうにして1県1つくらいずつとて、同じものを押しつけて、うまい文句を並べて、同じことやっているんだね。それを見たとき、私がつかりしました。その後、今度総務課長がいつだか答弁したけれども、自前でやりましたという、5次総でしたかな。だから、これは今度評価制度が入って、各部会によってA、Bだけ出てくる評価の部会とC、Dばかりの部会、非常にばらつきがある。つまり、当初計画として全体的なバランスに欠けていたということなんだよ。これも我々は見せつけられました。完全に今村長が言ったよう

に、我々が主体案だという。主体としてやってきたにもかかわらず、過去のこの長期計画というかプランがどうしてもそういうふうに陥りやすい。この辺の改善策は、今度の中はどういうふうに生かそうとしているんだか、村長に聞いておきます。

村長（菅野典雄君） 何といいますかね、何度も今お話ししたように、いわゆる計画をつくってくださいという趣旨ではなくて、ほとんどそこに入っていますかね、それぞれの意見をいわゆるまとめていただくという形で出していただいたものをまた次の会議でたたかせていただくというそういう形に今までなっているなという気がします。何か業者から出されたものがそのままということはほとんどなかったかなという気はしますが、ただ今お話があったようなことは大変注意をしないと、可能性としてはまたなきにしもあらずでありますので、なお意を用いながら、あくまでも短い期間の中に計画をつくる、そのときに我々が一つ一つ皆さん方の声なりなんなりをまとめていくというわけにはいきませんので、皆さん方にわかりやすいような形で図形化したりなんたりをしてもらったものをまたたたかせていただくとそんな形で意を用いてやっていきたいというふうに思いますので、貴重なご意見ありがとうございます。

8番（佐藤長平君） 次の経済再生の基本方針について伺ったわけですが、基幹産業である農業について答弁をいただきました。答弁からすると、引き続き基幹産業は農業であるということでやっていくおつもりなのかどうか、この際伺います。

村長（菅野典雄君） これまで、農業の村ということで、多くの皆様方が大変大変な中を先祖伝来の農地を守ってきていただいたということです。今後もできる限り、幾ら汚染された土地とはいえ、守っていくというのは村としての基本的なことだろうというふうに思います。ただ、残念ながら、これまで進めてきた、特に畜産の村づくり、あるいはいわゆる高冷地を利用した、高冷気候を利用して花と野菜と、これがどのような形になっていくかというのは、なかなか難しい面もあるんではないかと。特に畜産については、なかなか難しいものがあるなというふうに思っております。だからだめだと言うつもりは全くありませんけれども、また新しい産業を考えていく、あるいは場合によってはこの震災に遭わなかつたらばこういう形は考えられないんではないかというような産業も1つ2つ、場合によっては3つでも組み入れていく形をとっていくことがいいのではないかというふうに思っています。じゃ、それは何なんだということありますけれども、なかなか難しいところですが、一つはこれまでにもお話をしましたが、人口がかなり減るという中になりますと、一つはやっぱり観光というよりは交流人口をどういう形で村の発展なりなんなりに、産業振興に役立てていくかという視点が一つ大切なことではないのかなというふうにこう思っています。そしてもう一つは、正直申し上げて若い方たちがなかなか少ない層になっていくと。これは当然少子高齢化の中では当たり前ですが、それが極端な形になっていくと。そこをどういうふうに乗り切って産業振興をしていくかということになりますと、私はなかなか難しい。とりあえず年配の人たちにぜひ次の世代に続くようなことを考えていただいたら、努力してもらったり、その下地なりなんなりを我々がしっかりと少しでも村の中で環境づくりやなんなりをつくっていくという形なのかなとこんなふうに思っています。なかなか口で

言うほど簡単ではないというのはわかっておりますが、何とかここはそんなような考え方、あるいはもう1つ2つあるのかもしれませんけれども、乗り切っていければというふうに思っております。

8番（佐藤長平君） 私もこの被災を受けて、ただ村に戻れば、それで済むはずがないんあります。あの村をもう一度あの村に戻せというのは無理なんですよね。ですから、ここは再生というか新しいものを我々が生み出さなければならぬなというふうに考えています。それで、基幹産業である農業も、これはやっぱり環境の再生なんですよね。飯館村の環境というものをどういうふうに再生していくのかというのが我々に課せられた課題であり、我々の子孫にもこれを受け継いでいかなければならないわけであって、その環境再生の視点から一つは村の基幹産業をつくるべきだというふうに思っています。そういう意味では、この林業再生、それから農地の再生については、そういう産業的なところから見なければならないのではないかというふうに一つ思っています。

○ それから、せっかくだから、今まで基幹産業の農業というものにこだわっていたんだけれども、私はこだわる必要はないと思うんです。こだわっていたがゆえに所得の少ない村にあえいでずっと来たわけであって、我々が今度求める村というのは、生産所得、村民一人一人の所得が高まらなくてはだめだなというふうに私は考えています。そういう意味では、村民の所得が高くなるような工業や商業の基盤というものをきちんとつなぎやならない。その中に活路を見出さなければならぬと思っています。そういう意味では、全くの新しい村をつくるという考え方には立たないと、この対応ができないのではないかと私は思っているんですが、村長はいかがでしょうか。

○ 村長（菅野典雄君） 大変力強いお言葉をいただきましたし、非常に私も言っていたことがこうしてご質問の中にいただいたということはありがたい話であります。何度も言いますが、震災に遭った、もとに戻らないからだめだという話をしていたのでは、多分そこはほとんどは道はなかなか思うようにいかないんではないかと。全くもとには戻らない中でどういうふうにするかという話をやると幾つかその道は見受けられるんではないか、見つけられるんではないかという話でありまして、今その話のご提言をいただいたところであります。

その中で、いわゆる工業・商業ということであります。工業・商業ということがどれだけ進められるかということが非常に難しいなというふうに思っています。ただ、幸いに飯館村は避難のときに会社を残したことがある。さらに、今区域の見直しによって三十数社が戻って、村民が戻らないところでいわゆる頑張っていただいていると。これは、物すごいやはり我々にとっての今おっしゃったようなところの基礎になるといいますか力になるんじゃないかなという気はします。したがって、そこら辺への村としての支援というものがこれから非常に大切になってくるのではないかとこのように思っていまして、それらに何か新しい動きなり息吹ができるようなそんな支援策をこの前議会の皆様方にご理解をいただいた基金によってやっていきたいと思っているところであります。以上であります。

8番（佐藤長平君） 教育委員会にお尋ねをするものであります。

私は、こういうデータが出た場合、この改革やつたらちょっと無理だと思います。もう一回やっぱり出直さなければならないのではないかと思っています。教育長と教育現場にはぎすぎすした関係がこの問題で生まれました。ですから、ここは1回退いて、新しい形で提案をしていくという作業が多分教育委員会に求められているのかなというふうに私は思います。

それから、この我々に対して、学校の先生が悪いみたいな、そのことによって飯舘中の学校の学校だよりで反対が多くなったとかなんとかなんていう話を我々が聞いても、どうしようもないんです。やっぱり生のデータをきちんと捉えていかないと、まずいのではないか。議会の原則に現状維持の原則というのがあります。これは、改革に対して半分では通すなということなんです。賛成が半分、反対が半分の場合は、その議案を通すなというのが現状維持の原則なんです。これは、改革をするに当たって、半々くらいではもともと戻せということなんです。改革に対してみんな拒否反応を示すということなんです。ですから、これは我々の先輩方が地方自治の中で考え出した、見出した一つの原則であります。この状況からすると、いろんな要素で反対が多いとか賛成が少ないとかなんとかと言っていますけれども、これは私は1回撤回すべきだというふうに思うんですが、もう一度答弁をいただきたい。

教育長（八巻義徳君） 先ほどご質問の中でも、こうした一つ一つの議論ができるだけ子供たちに寄り添った形で、それから一つ一つ積み上げていくようなということでお話をいただきまして、積極的にお聞きしていたところであります。

今回のアンケートについても、実際にまだまだ中学校の先ほどお話が出ましたが、このたび中学校の校長がかわりまして、そしてその後中学校長からのお話がありましたように、昨年度、職員会議の中でも26年度からは土曜授業をするというふうな準備をするようにということで職員会議の中でも議論されております。ただ、私ども議員からお話があったように、その部分が十分にまだまだ保護者にお伝えできていない部分もあるのかなというふうな反省はあります。

ただ、こうして子供たちのことを考えたときに、子供たちというのはどのような教育を受けるかによってどのような大人になるか決まるというふうなことも時に言われます。ですから、私どもも、今避難中でありますが、できるだけ子供たちのあすを開けるような教育施策を検討していきたいと。そして、そのためには我々教育委員会だけじゃなくして、もう少し幅広く、そして裾野を広げてお話をいただけるような学校運営協議会をつくらせていただきました。ですから、何とか我々教育委員会の事務局に対してそうした学校運営協議会からの声を届けていただいて、一つ一つ子供たちのあすをつくるような施策を検討させていただきたいということで重ねてお願いしているところであります。

ひとつ時間をおかりして、先日、福島県で日本陸上選手権が開かれました。そこに私たちの飯舘小学校の子供たちが4人、あの一流の選手が走ったトラックで、そしてその観衆の前で400メートルリレーを予選を突破して決勝を走っております。その子供たちが終わった後に、「最初に先生に言われて嫌々走ったけれども、やはり出てよかったです」というふうなことをお話ししてくれました。そこにいた家族も、非常に最初は心配したけれ

どもよかったですということで、涙を流して喜んでくれたというのをお聞きして、何とか私たちも大人として子供たちの前で新しいもの、それから身の丈を少し超えるものがあつても子供たちにしっかりと提案していくというもの必要性を改めて感じながら、少しでも子供たちの背中を押すような、そして達成感を得るような施策になればいいなというふうな思いで今提案申し上げておりますので、何とぞご理解賜りたいと思います。そして、子供たちが「やった、できた、わかった」というのを一つでもふやしていただければありがたいなというように思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

8番（佐藤長平君） 答弁では、保留にするということあります。だから、保留ではなく、ここは1回白紙に戻して、もう一回積み上げるといいわゆる教育的配慮が教育委員会にはあるのではないか。例えばですよ、文科省とか指導要領とかと言っているけれども、学校の施設を使って教育課程でやるというのは、これ飯館村初めての提案なんです。ほかの町村もやっていると言うけれども、ほかの町村はこれ任意で進めているわけでしょう。ですから、学校教育の中でやるという性急な改革が、つまり保護者とか先生方に受け入れられなかつたんでしょう。ここはやっぱり1回撤回して、そしてもう一回土曜日の授業について、学校教育の中でやるのか、はたまた近隣の市町村のような任意制度の中で組み立てていくのか、もう一回みんなで考え方直していくという作業が今の教育委員会には必要なではないかと、私つくづく今回思ったなんあります。ですから、ここは保留でなく、1回やっぱり撤回して、もう一回やっぱり来年、再来年から、せっかくコミュニティースクール等々もできたんだから、その中で十分浸透させていく、ほかの市町村に乗りおくれないような形で物事が進められればいいのではないかなど。そんなに性急にならなくてもいいのではないかと思うのです。これが村民に寄り添うという今までのやり方だったんです。確かにトップダウンで陸上大会にやって成績を上げた、駅伝に無理矢理出していい効果を出した、それはそれで結構ですし、すばらしい教育的な対応だと思うんです。ただ、これはあまたの保護者、あとは関係者全体のやる気と本気がなければ、これはあなたが何ばかなえてみても、効果というのは出てこないですから。あなたは民間的な発想がおありでそのように今までやってきたんでしょうけれども、やっぱり教育というのはもう少し周りの配慮やそういうものがあって、ましてや民主主義なんていうことを教えているところです。ですから、そういう物事が醸成された中でみんなをやる気にさせてからこれを導入するというのが私はいいのではないかなど、教育関係者ではないけれども、私はそう思うんだけども、どうなんでしょうか。

教育長（八巻義徳君） ありがとうございます。私どもも、やはり教育の受益者は、本当に直接的な受益者は子供でありますし、それから行く行くそれはその子供たちが活躍する未来だと思っていますので、こうした形で先を見ながら丁寧に進めていきたいというふうに思っていますし、そしてまた今ご質問、ご意見がありましたように、丁寧に進めるべきだというご指摘されるのは全くそのとおりだと思っております。現在、県内の土曜授業に対しての全体的な取り組みでありますと、新聞情報によりますと、やはり教育課程の中として土曜授業を取り組んでいる市町村も、先ほど申し上げましたが、あります。それから、あと私ども飯館村がやってきたように任意で土曜に教室を開くというような

ことをやっているところもあります。そして、来年から土曜授業を教育課程の中でやることに移行するというふうな市や町も間接的にではありますがお聞きをしております。そうした全体的なことを考えた場合に、やはりここは何度か申し上げておりますが、学校運営協議会で、そこには当然先生方も入っています。それから、保護者も入っています。それからあと、有識者も入っています。そうした中でしっかりと議論、その学校運営協議会の議論をお願いしていくということは子供たちのためになるというふうに思って今申し上げてきたつもりでございます。

それから、私どもの今まで土曜に任意でやってきた授業の課題というものを申し上げますと、どうしても任意の場合というのはやはり学びに向かう力の強い子供の出席率がよくなります。また、どうしても基礎的な、基本的な学力、これは生活する上において大変不自由するような、こうした知識なり力というものをつけてほしいなというようなことを願っている子供たちの出席率が相対的に低くなるというふうな課題も今まで見ております。こうしたことから、何とかできるだけ学力に向かう力を一人一人がつけてほしいと思って、やはり教育課程の中での授業を検討させていただきたいというふうに思っているところであります。

また、任意での土曜授業のもう一つの問題は、先生方を外部の先生にお願いすることになります。したがって、うちの子供たちの強いところ、弱いところ、それからまだまだ伸びるところ、それからもっとしっかりと支えてやりたいところが十分に臨時の先生方に、講師の方々にご理解いただけないという部分がありますので、こうした形では年間計画をしっかりとつけてしっかりとした授業にならないものかなと。こうした検討を学校運営協議会にお願いさせていただきたいということでのお話をございます。ご理解賜りたいと思います。

8番（佐藤長平君） あれ、おかしいんではないか。土曜授業は、月に2回やって勉強とは関係ないことをやるんではないの。そして、勉強は月曜日から金曜日までしっかりとやるというのが土曜授業でないのか。今、月曜日から金曜日までは学校の先生にちゃんとした授業の基本をさせて、基本以外のものを土曜日に回して時間数をふやしましようという話なんではないの。土曜日まで教育するの、これ。違うんでないのか。

教育長（八巻義徳君） 土曜授業については、私どものアンケートをとるときもご案内申し上げておりますが、今お話を聞いていて、やはり私どもまだまだ土曜授業の内容についてご案内が不足しているなというふうな反省も含めて今お尋ねを聞いておりました。土曜授業というのは、教育課程の中で今予定しているのが隔週であります。そして、その検討いただいているのも隔週の検討であります。1年間の授業時数で約60時間くらいになります。その60時間をどういうふうに使うかということになります。そのときに小学校、中学校でそれぞれの発育段階が違います。（「その辺の細いことを俺さ聞かせてもだめなの」の声あり）わかりました、できるだけ。ですから、小学校の低学年の部分は、人とかかわる、友達とかかわる、そして体を動かすという部分に多く使っていくんだろうというふうに時間割は検討していただいている。それから、上位の上級学年のほうについては、やはり中学に行って私どもの課題であるところの中1のつまずき、それを解消

するために読んだり、書いたり、計算したり、考えたり、まとめたりする授業が中心になってくるのかなというふうに思っておりますし、またそこに外部からの当然お力もいただきます。それから、中学校1年生、2年生が1つの似たようなカリキュラム、3年生がまた別のカリキュラムになりまして、3年生は当然部活が終わる、中体連が終わった後は受験に向けた対策が中心になると思います。1年、2年生は、特に私ども、弱いと指摘されているところの主要教科の部分、それから職業教育をしていきたいというふうに思っております。済みません、長くなりました。

8番（佐藤長平君）　長いんでなくて、土曜授業のよしあしは私に教えてもらつても困るの。それはそれなりの人らが専門家がいるわけだべ。保護者がいるわけ。先生方がいるわけ。その人らに説得、納得した中できちんとやらなければ、あなたの考え方が絶対正しくても、それは動かないんだ。ここはよく考えてくださいよ。だから、今みたいな話を、何がいいんだかどうだかを1回保留でなくて、1回戻して、もう一回一番最初のところから、教育委員会の中、学校の中でもう一回積み上げてはどうかと言っているんです。それをやらないと、何だ、「中学校長は賛成が過半数を超えるという危機感があったという感もします」なんてこんなことをぶっ放していたら、うまくいくものもいかねくなつぺした、答弁。こういうことをやっていたんではだめだよ。もっとうまく丸く包んでいかないと。だから、質問でも言ったべ。トップダウンではだめだと言っているんだよ。みんなのボトムアップしていかないと、これまとまつていかないんだよ。何回言つてもわからんねな。3年間、こういうばらばらばらばらで苦労してきたんだというの。札幌の学校のときもあなたは同じことやったんだよ。こういうやり方、これは成功すればいいと言うんだね。でも、今は私はだめだと思う、この批判の中では。なるべく分断しないで丸くおさめるというやり方が私はいいと思っているの。残念だね。村長は、この問題、意見はやっぱりちゃんとしなんねど思うよ。ましてや来年からこれ総合教育会議あるんでしょう。そういうことができるかできないか、またこれ村長も、あなたの責任もあるんだよ。これはやっぱり1回戻してもう一回再構築しないと、この問題は私どこまでも尾を引いていって、うまくいかないよ、これ。来週も議会でPTAと話し合い、申し込みましたら、議会から土曜授業押し切られるんでないかと心配だ、これ。そこまで来ているんだよ。もう一回戻さないと、これはだめだ。PTAの連中、みんなそう思っているんだ。村長も、議会もここはきちっとしないと、だめだよ。へ理屈たけて通させちゃうんでは。村長に答弁を求めます。

村長（菅野典雄君）　答弁求められなくても、越権行為になるのかどうかわかりませんが、手を挙げさせていただいてお話しをさせていただければというふうに思っています。村民の不安感を仰ぐこの一連のこと、まさにきちんきちんとやっていかないといけませんので、これまでの話ですと、2学期から何とか試行的にもできないかというような考えだったんですが、今おっしゃられるように、まずもとに戻すと、こういう今年度はもとに戻すという形でやっぱりいくという考え方は、教育委員会ともお話ししているところであります。したがって、その中でどういうふうに皆さん方に真意なりなんなりを、あるいは皆さん方が求めているところはどうなのかということをやらせていただくことが必

要ではないかなというふうに思っています。学年によっても、求めるところも多分保護者の方も子供の方も違うだろうというふうに思いますから、今年度いっぱいそういうのは原点に戻って考えさせていただいて、少し何かこんなような形とかという試行などもしながら、来年度できるのかどうか、できればやりたいというふうに私も思っていますので、その辺で何せ今年度はそういう形ではもとに戻すという形の中でまた話し合いをさせていただくということありますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思っております。以上であります。

議長（大谷友孝君） 3番 菅野新一君。

3番（菅野新一君） 平成26年第7回定例議会に当たり、一般質問を行うものであります。

さて、私たち村民は、全村避難をして3年と何ヵ月かが過ぎてしまいました。長期化する避難生活で、私たち村民は県外や県内の仮設住宅、あるいはアパートなどで大変不自由な生活を強いられているところであります。そして、現在国主導で行っている除染もいまだ工程どおりには進まず、村としては28年ごろに帰村見込みとも考えているようですが、それもどうなることか今のところ不透明なところではないでしょうか。（）

また、若者世代は、放射線量の不安から、子供たちの健康を考えると今すぐという帰村などを考えていないようでございます。

帰村する人、また戻らない人、まだまだ先行きの見えないところではありますが、私たち、今は将来を決めなければならない時期になっているのではないでしょうか。

今年は、国では、十分とは言えないが多岐多様な支援策も考えているようではあります。私たちもその中から自分に合う今後の将来の展望を見越して、支援を受けながら自分に合う将来を決め、前進しなければならない時期ではないでしょうか。

それでは、私からは2項目、5点ほどについて質問を行うものであります。

まず、最初に、除染関係についてであります。除染不可能な老朽化した倒壊しそうな建物、または今年2月中旬の大雪により倒壊した建物などは、所有者が解体を希望するならば費用は国費で解体することであったが、平成24年、25年と2年間の除染作業で実施した中で解体をして片づけたという事例はないようだが、そのことについて村としての考えを伺います。（）

除染2番ですが、国主導で進めている除染作業で、除染完了後でも汚染された廃棄物、そのまま放置されている。例えば腐れかけた木材、丸太長さ1メートル以上のもの、または古タイヤ等々、将来この汚染物をどのように処分するのか。またこのままでよいのか、村の考えを伺います。

あと、2番ですが、住民意向調査の確認と支援策についてお伺いします。

までの復興計画に若者世代の20代、30代の意見が反映されていない。多くの懇談会等でアンケートなどの住民の意向を集約して生活再建を考えなければならない今この時期に、そこで村の重点目標である村民一人一人に対する支援は何かを伺います。

それに続いて、2番として、今は戻れない人、若者世代への支援は何かを伺います。

3番として、戻らない人に対し、これから村としての支援はどのように考えているかお伺いいたします。

以上、5点お願いします。

村長（菅野典雄君） 3番 菅野新一議員のご質問にお答えさせていただきます。

除染についてと住民意識確認と支援策と2つございますが、除染については担当課長のほうからお答えさせていただきまして、住民意識確認と支援策について私のほうからお答えをさせていただきます。

村民一人一人に対する支援ということで質問がございました。戻る人、戻れない人、あるいは戻らない人、それぞれの考え方や立場に寄り添った支援を行うという村復興計画の基本的な考え方に基づいた各種取り組みのことです。

なかなか言葉で言うほど簡単ではないというのはもう十分わかった上で、やはり人口がかなり一気に減るわけですから、戻った人だけが村民であり村の子供だという発想はやはり先細りになると、こういうまさに震災に遭って5カ月で基本的なことをつくり上げたそれに沿って進んでいくということです。

現在、村が取り組んでいる、あるいは今後取り組む具体的な施策につきましては、復興計画（第4版）の30ページからお示しをしているところでありますので、なお見ていただければというふうに思います。ただ、これはあくまでも今の時点でありまして、これよりはもっといい案が出るということもあるうと思いますから、それを5版の中で今度はしっかりと現実的な施策を一つ一つ出していければというのは、第5版へのこれから目標です。

計画書にもあるとおり、状況の変化や避難生活が長引くことによって、今申しましたように新たな課題や需要が発生してまいりますので、若者世代についても的確な情報把握にこれから努め、さらなる検討や支援策の構築を国や県とも協議をして隨時行っていく予定であります。

2つ目でありますけれども、今は戻れない方、若者世代への支援ということはどうなんだという話であります。村の情報提供は、これからもそういう方にしっかりと継続はしていくみたいというふうに思っております。さらに、健康管理の面、あるいは教育の面、どれだけできるかわかりませんが、それから交流、それから雇用の分野などで帰村する村民とできるだけ同じような形の行政サービスが受けられるようになりますから今のところ考えているんですが、あくまでもやはり財政の問題がありますから全てというわけにはいかないかもしれません、何度も言いますように、戻れない方も、あるいはそういうお子さんも村の大切な大切な住民であり子供だという考え方へ変わりはございません。

なお、若者世代への支援については、定期的な意見交換の機会をこれまでにも幾らかはつくってきたつもりでありますが、決して十分とは言えません。したがって、この第5版に向けて、どのような支援がよいのか、どのような考え方を持っていらっしゃるのか、将来の村づくりなどについてお話し合いができるかと考えているところであります。

また、戻るまでの居住確保についても、災害救助法による仮設住宅及びみなし仮設、あるいは東京電力の家賃の賠償の継続などを関係機関にこれまでにも要望してきましたし、これからもさらに進めていきたい、あるいは県が整備をする復興公営住宅への入居枠の

確保などにも努めてまいりたいというふうに思っております。

一方で、村復興の全体計画ができるだけ早期に示して、それぞれの皆さん方が生活再建に向けての情報が少しでも皆さん方に届くようにしてまいりたいというふうに思っているところであります。

3つ目の戻らない人に対してのこれから村としての支援と。今お話しさせていただきましたが、基本的には今お話しのとおりなんですが、戻らない人も、何せ何回も言いますように、村民との観点で生活再建を多方面から支援できればとこんなふうには思っておりますが、やはり基本はそれぞれが前を向いていただくことが一番の我々の支援がその人にとってプラスになるというふうに思っておりますので、その辺のところを第5版に盛り込ませていただいたり、あるいは若い次の世代にお話し合いの機会をつくっていきたいとこのように思っているところであります。

他はそれぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

除染推進課長（中川喜昭君） 私からは、質問の1の除染についてお答えいたします。 ()

まず、1点目の除染不可能な建物、倒壊した建物についてお答えいたします。

まず、除染不可能な老朽化した倒壊しそうな建物についてでございますが、菅野議員からはこれまでご質問を受け、お答えしておりますが、国の対応としては、国が除染不可能と判断した家屋等を所有者本人が解体した場合、それに係る費用については国の除染費用で対応するとの方針的回答を得ております。しかしながら、その手続や解体判断基準は、いまだに明確にされていないのが実情であります。

村としましては、国にこれまで再三その回答を求めてまいりましたが、いまだに回答がないため、平成24年、25年の除染作業で除染不可能な建物を解体したという事例はございません。

国からは、除染不可能な建物の処分方針の回答を得てから2年を過ぎようとしておりますので、村としては別の方策として、次の「倒壊した建物」の処分と同じ対応ができるいかを要請し、その回答を待っているところでございます。 ()

その倒壊した建物の処分ですが、今までに倒壊した母屋、倉庫、納屋、車庫、農業用大型ハウス及び小型パイプハウスなどについては、4月からの居住空間の除染作業に支障を来すと考え、新たな課題として3月から環境省と協議を進めてまいりました。協議の結果、国からは、村が半壊以上とみなした建物については、解体から片づけ、撤去まで、国が実施するとの回答を得ております。

これは、平成23年3月の東日本大震災が大きな要因として浜通りの被災地で実施した「対策地域内廃棄物処理事業」、いわゆる「瓦れき処理」と同じ扱いをすることになります。

課題としては、既に解体・片づけした建物の廃材の撤去、この処理で増加する廃材の仮置き場の確保、建物解体、撤去実施時期と宅地除染との時期のずれや先ほどの除染不可能な建物の対応などがあり、現在、細部について協議をしているところであります。行政区懇談会でも、倒壊した建物処理についての質問を受けておりますので、早急に結果を出しながら対応をしてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目の除染後の廃棄物についてお答えいたします。

これまでの行政区懇談会や除染説明会などでご説明しておりますように、国は敷地内にあります放射性物質を浴びた廃棄物、例えば子供の遊び道具、プランター、植木鉢、まき、ハウス用パイプ、タイヤなどについては、屋外残置物として敷地内から搬出・回収することにしております。当面、長さ1メートル以内の残置物について、今回の除染作業の中でフレコンバックに詰めながら集積し、敷地内で一時的に保管をお願いしながら、国が委託する回収業者が佐須の残置物専用仮置き場へ搬出いたします。

その後、ハウス用パイプ、物干し台、さお、はしごなど、1メートルを超える長尺物や洗濯機、テレビなどの家電製品などについても、仮置き場のスペースの状況を見ながら敷地内から搬出することになっております。

国からは、残置物の搬出回収を何回も実施しながら、最終的には全ての屋外残置物を搬出回収すると確約を受けております。6月9日に回収業者が決定しましたので、今後、国と連携しながら、村民にチラシ等で周知をし、行政区ごとに順次屋外残置物の回収に努めてまいります。

以上でございます。

3番（菅野新一君） 再質問に入りますが、1-1から質問をさせていただきます。

機能を果たさない、また倒壊したような建物に対して、今本格除染で住環境を完全除染するという観点で、今片づけられない、壊せないという状況が、この村としての考えがちょっと問題なのかなと思いますけれども、そのことをお伺いします。

除染推進課長（中川喜昭君） 今お話しいただきましたように、倒壊した建物の片づけ等につきましては、今後国と詳細を決めながら進めていくということで今進めております。課題の中でもお話ししましたが、今回の宅地内除染、いわゆる居住空間の除染の中で、その建物の部分については、環境省の中の廃棄物班のほうで対応するようになりますが、今回除染に間に合わなくてそのものが残ったような場合、また時期がおくれて除染より後に片づけになった場合は、これらに対しても、片づけた後に必ず除染はするというような確約も受けております。ですので、時期がずれるような場合もあるかもしれません、片づけた後にも除染はするというふうな形で、解体したもののが撤去、あとは除染も全てやるという形で今環境省のほうと協議をしているところでございます。以上であります。

3番（菅野新一君） それに関連してありますが、解体する費用は最初の2回目的一般質問では除染費用内で解体の費用を国で持つという返答があったなんですが、今は所有者が解体したときにそれによって負担するというような話であります。基準、今本格除染ですと3キロも離れているところに壊れたうちがあるわけないです。本屋のすぐ脇にあるの。それを解体する、今協議中だの話し中だの時代ではないと思うの。はつきり言って、今何ヵ月もたっているんですから、とっくに答えは出なくちゃならないんではないかと思うんですが、本当に除染をする目的があるのかないのか、お伺いをしたいと思います。

除染推進課長（中川喜昭君） 今回の菅野議員の質問の中で2つの内容がございます。

1つとしましては、さっきお話しいただきましたように、倒壊しそうな建物、これは24年のときに住民から話がありまして、除染ができない、そういうものを残されても困るというふうなことで、村としましては、議会と連携もしながら、それらの倒壊しそうな、あと除染ができないような建物の処分をやはり国が責任を持ってやっていただくべきだとのいうことの要望、要請をしてまいりました。一応、国はやるというような返事はいただきました。しかしながら、今お話しいただきましたように、じやどののような手続ができるんだと。じや壊してもいいよと国が認めた場合のその判断基準は何なんだという部分の回答はいまだ出てきていないということあります。

それで、多分この質問は、12月、3月にもいただいておりまして、残念ながらその時点では前に進むような話はできませんで、何とか国に要望しながらという回答でありましたが、ただ今の方法をずっと言っていても、多分らちが明かないのかなというふうに、2年も過ぎようとしていますから、思っております。それで、今別な方法でということで提案をしながら、その回答を待っているという状況でございます。その提案している方法というのが、いわゆる倒壊した建物、もう倒れている建物の解体、片づけ、撤去については、国が行うという回答を今得ております。その中に倒壊しそうな建物、除染困難な建物も入れてほしいという要請をしております。ただ、その回答がいまだないということでありまして、ただ国のほうも前向きに、もう問題点としては2年前から話をしておりますから、環境再生事務所のほうでも前向きにそれらに対応していきたいという回答を得ておりますので、今回の除染不可能な建物も倒壊した建物と一緒に処分ができるよう今国の方と協議をしております。協議協議で大変申しわけございませんが、なかなか相手があつての話ということで、村が言えば全てオーケーだと言ってくれるような状況ではございませんので、今必死になって協議して、前向きな回答を得るように今頑張っているところでございます。よろしくお願ひいたします。

3番（菅野新一君） それでは、質問を変えます。

除染完了後に置かれた腐れかかった丸太とかいろんな除染完了後の地域を縄の張っている中で見たのですが、その廃棄物をやっぱりそこに置いたから除染しなくともいいんではなくて、線量も下がったという状況ではないのではないかと思います。そのためにも帰村後であっても処分をしなければならないと考えますが、将来不安を残さないためにも、子供たちも戻すこともできない、のために何年かけても片づけるという、業者さんがそういうことを残していくってわざわざあとは手をつけないという状況なのか、ちょっとその辺確認したいと思います。

除染推進課長（中川喜昭君） 今議員おたどしいただいているとおり、除染が終わっても、そこに放射性物質があったものが残されてはやはり安心して戻れないというのも、2年前から除染説明会をする中で要望意見としていただいております。今般、4月から始まっています行政区懇談会の中でご説明しておりますように、敷地内に放射性物質を浴びたもの、一応屋外残置物というような呼び方をしておりますが、これは1メートル以内のものについては除染作業の中で回収させていただきますということで、とりあえずフレコンバックに入るものは敷地内から出させていただきますということで、多分にして

菅野議員のほうも今除染の説明会、現地立ち会いしていれば、現地で説明を聞いていれば、持っていってもらいたいものは何かありますかというふうな話が多分なったか、これからなされるかというふうに思っておりますが、当面1メートル以内のもの、フレコンバックに入るものについては、今回の除染作業で片づけると。いろいろあとは1メートル以上のもの、長尺物につきましても、やはり将来的には、将来というかこの後順次見ながら片づけるという考え方をしております。国としましては、敷地内にある放射性物質を浴びたような廃棄物については全て回収をするという形で今これから進めようとしております。その回収業者につきましても、6月9日、国のほうの委託業者ということで決定しております。その1メートルもの、フレコンバックに入れたものについての回収をしようということで、今後、国と連携しながら、行政区、除染の終わったところといいますかね、大分進んでいるところからとりあえず運び出していきたいなというように思っておりますが、順次行政区のほうに連絡しながら進めていきたいということでございます。以上であります。

○
3番（菅野新一君） 質問を変えます。

住民意向調査、2-1番であります。第4版では判断がつかない、わからない、無回答を合わせると5,300人強で、合わせると4,040人の答えが出ています。このような調査では、今後の支援策を打ち出すには到底大変な、一人一人に寄り添った支援と言っていますが、そういうことを考えられないと思います。今年は、私どもは将来の生活再建を考えなければならない時期に来ています。そのためにも、住民の声を一人でも多く集約して支援策をと思いますが、所見を伺います。

○
総務課長（中井田 榮君） 第4版の5ページにありますように、前回のアンケート調査につきましては、昨年の8月に行わせていただきまして、5,529人のうち2,359人というようなことで、18歳以上の方々のアンケートをとらせていただいたところであります。普通でありますと、世帯主のアンケートでありますけれども、議会のほうからも多くの若い人の意見もというようなことでありましたので、18歳以上の方々も含めてアンケートをとらせていただいたところでございます。こういった段階に応じてこのようない形でそれぞれ若い方のご意見も取り入れながら来ているわけでありますけれども、今ご指摘のあったように、もっとこれから帰村に向けて、復興に向けてというようなことでありますので、その辺も含めてこれから村民のアンケートのとり方、さらにはまとめ方について配慮していきたいというように考えております。

3番（菅野新一君） 2-2番の今は戻れない若者世代に対しての支援であります。今は戻れない子育て世代、子供の健康不安などを考えたとき、避難解除などになってその後支援が解除後1年などと言っておりますが、村外で私は長期間の支援が必要ではないかと思いますが、村としての所見をお伺いします。

村長（菅野典雄君） 放射能について一人一人考え方方が違うということは、何度もお話をしてきたところであります。したがって、これから村外に住まれる方、それもやむを得ない話であります。さらに、少しでも多くの人に戻ってはいただきたいんですが、そういう方の意思もやっぱり大切していかなければならぬ、このように思っているところであ

りますが、じゃその方たち、これからどのような形でいかれるのか、多分ここ一、二年の間に、あるいはもうちょっとかかりますか、住民票の問題が多分出てくるんだろうなというふうに思っております。その辺、どういう対応を国のほうがするかわかりませんが、たとえ住民票がない形になったとしても、いつまでもというわけにもいきませんけれども、皆さん方に村の情報を提供したり、健康のほうを検査をしていただいたり、あるいはまた村の中でのいろいろな事業などにお越しをいただきたり、あるいは場合によつてはお父さん、お母さんが村にいるということになれば、そちらに足を運んでいただいたりということかなと。その方たちも、いずれそのまま過ごすという方もいるだらうと思いますが、子供さん方が大きくなつて外に出られるということになれば、そこでまたどうするかという判断も出てくるのかなという気がします。ですから、全く住民票なしにできるだけつながつてはいきたいというふうに思つておりますが、ただ少なくとも人口が少なくなり、そこは交付税が減らされるという中で、あれもこれもという形はやっぱりできなくなる可能性はあります。したがつて、どこまでそれができるか。できるだけ我々は、今申したような趣旨に沿つてもう最善の努力はしていきたいとこのように思つているところであります。少なくとも、ちょっと現実的な話かもしれません、お父さん、お母さんが村にいて、息子さんなどがこの近辺におられるということになれば、やっぱりその方たちにある程度行った来たをしていただくことが村にとっても大変ありがたいことでありますから、そのときにどういう支援ができるかということもあるなどいうふうに思つています。したがつて、これからその辺、おっしゃられるように、若い人たち、あるいはある程度の中年の年代の人たちにお話を聞かせていただきながら、できることとできないことあたりを精査をさせていただきながら、第5版に盛り込んでいきたいとこのように思つているところであります。以上であります。

3番（菅野新一君） 今の村長の答弁にありました、一定期間、今は戻れない若者世代の方、いつかは戻るという、将来に村に戻るという気持ちをつなぐことを考えて対応策を用意しなければならないと思うが、村としての考えをお伺いします。

村長（菅野典雄君） 多分一番大切なことは、いろいろ村がこれから何かやることについて新聞とか何かには、テレビとかには出るかもしれませんけれども、基本的に細い話はなかなか伝わらないということでありましょうから、村の情報をできるだけ伝えていくことのかなというふうにこう思つています。ですから、そういう意味からしますと、村の広報などは当然ある程度皆さん方に、希望者でありますけれども、送らせていただく。そうすると、ああこんなことを村はやっているんだな、考えているんだな、今度何があるんだな、何があったんだなというところからいろいろな応援もいただくことになるだろうし、またこれから我々がその人たちとの集まりの会合などで、また村外に住んでいらっしゃつしやつてどういう思いなり悩みがあるのかということも聞かせていただけるんではないかとこんなふうに思つているところであります。以上であります。

3番（菅野新一君） 戻れない人の支援についてであります、戻れないと決めたこの方たちも同じ飯館の村民でありますから、村としての独自の支援策は何かを伺いたいと思います。

村長（菅野典雄君） 独自の支援策、できることではないなという気がいたします。今のところ具体的な案は考えておりませんけれども、この復興計画に載っていることはあると思いますが、例えば全くこれは仮定の話ですから誤解ないようにしていただきたいんですが、例えば10年ぐらいの中で戻りたいとこういうことになれば、多分引っ越し費用は大変なんだろうなというふうに思います。そういう意味からすると、ある程度の何十万円の引っ越し費用は出しますよと。そうすると、帰っていただける方が1人でも多くなるということもあるのかなと。あくまでも仮定の話です。それがその人たちにとっていいことなのかどうかというのもまだわかりませんから、そういう村独自の施策をみんなで考えていくべきだと思いますが、ある程度制約はあるのではないかとこのように思っているところあります。以上です。

○ 3番（菅野新一君） それでは、終わりになりますが、完全にあと何十年も戻ってこないという人の場合は、不動産や土地などのいろいろな取り扱いが考えられるのではないかと思われますが、そのようなことはどういうふうに考えていますか。

村長（菅野典雄君） 先のことはなかなかそう我々今考えられないところもありますが、ですからなかなかいい答えは出ないというふうに思いますが、基本的には国の法律、憲法の中にしっかりとその名義の方が引き継いでいくことになりますので、その方に責任を持っていただいて、家なり土地なりを守っていただくことが原則だと思います。ただ、それはいつても、できるだけ荒らさない形の村づくりをしていかなければなりませんので、そこに何か村独自の先ほどおっしゃったような政策ができるものなのかというのは考えられる可能性はあるんじゃないかなというふうに思っています。例えば、空き家があります。全てなんていうことはとてもできませんけれども、ちょっと会場をリフォームすれば別な使い方ができるのではないかということがあれば、そこに安いかもしませんけれども、家をお借りして、別な村の復興に役立てていくこういうこともできるのかなと。多分、それは農地などもまたいろいろ考えられるのではないかなどと。条件次第ということもあるかもしれません、そんなことをやはり考えていいかないといけないんではないかとこのように思っているところであります。以上であります。（「終わります」の声あり）

○休憩の宣告

議長（大谷友孝君） ここで暫時休憩をいたします。再開は午後3時といたします。

（午後2時47分）

○再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き再開いたします。

（午後3時05分）

議長（大谷友孝君） 引き続き一般質問を行います。

1番 高野孝一君。

1番（高野孝一君） 平成26年第7回村議会定例議会に当たり、私は2項目9点について一般質問を行うものであります。

さて、あの原発事故により全村避難から4年目に入りました。復興事業が本格化するこ

とに伴って、役場機能の一部が村の本庁舎へ戻っての事業の推進、飯野町団地が間もなく完成予定、そして村内で操業する多くの事業所等々、村の再生に向かって前進する姿が見え始めました。しかしながら、復興の第一歩である除染は、先行行政区に続き14行政区においても本格的に始まったものの、計画どおりに進まない除染作業に対し、国に対する不満や不安の声が聞こえてくるのも事実であります。

また、村民の避難先は、福島市を中心とした県内32市町村に6,150人、北は北海道、南は沖縄県まで、全国27都道府県に486人、村内に48人等々となっており、改めて原発事故の怖さというものを感じております。このような中にあっても、被災地に届けたい「お地蔵さん」プロジェクト、各所のコンサートの開催、今でも飯館村を応援してくださる多くの方たちに心から感謝を申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。

質問の第1項目は、行政区懇談会についてであります。各地に避難している皆さんが行政区ごとに懇談会を開催し、村からの説明や質疑応答を行い、その声を行政に反映することが目的であると理解しております。()

第1点目は、懇談会の参加者の状況であります。私は、20会場のうち、11の行政区懇談会に出席しましたが、行政区懇談会の参加人数が少ないと感じております。特に、若い世代の参加者が少なかったと思っています。4月15日から6月8日までの行政区懇談会に参加した地区住民の総人数及び昨年度と比較した場合の参加状況はどのようにになっているのか、まず初めにお伺いいたします。

2点目、本懇談会の中で住民の皆さんからいろいろな質疑がありました。意見、要望等を懇談会資料のとおり、いいたてまでいな復興計画（第4版）、除染、賠償、復興公営住宅、その他に分けた場合の要望状況はどのようにになっているのかお伺いします。

第3点目、いいたてまでいな復興計画（第4版）については、去る6月13日に開催された東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会において協議し、理解を得ているところであります。質問通告しておりますので、改めて深谷地区の拠点整備のみならず、各行政区の計画も含めて示すべきであるとの要望に対し、第5版の計画をどのように進める考えなのかお伺いいたします。()

第4点目、いいたて再生資金（仮称、陽はまた昇る基金）についてであります。復興計画の重点の一つである営農再開の方針の中で、資材、機材購入時の補助や事業再開資金に対する補助、利子補給や人的支援等を行うため、いいたて再生基金（仮称、陽はまた昇る基金）を創設するとされていますが、基金創設に係る原資をどのように調達するのか、お伺いします。

第5点目、蕨平地区に整備する減容化焼却施設についてでありますが、これもさきの特別委員会において協議されました。本計画は、基本的には国・県への復興事業要望に活用したいとの意向の中で、住民から蕨平地区に整備する減容化焼却施設についても加えるべきであるという意見に対しては、私もそのように感じたところであります。施設の概要を組み入れることによって計画の策定がおくれるのではないかと危惧したところであります。復興・復旧整備に係る補助金申請との調整をどのように捉えているのかお伺

いいたします。

第6点目、2地域居住の考え方で復興計画を進めるべきであるとの意見であります。村のアンケート調査では、戻りたい人、戻らない人、戻りたくても今は戻れない人の3つに分かれております。懇談会の中で、戻るか戻らないかに分けて事を推進するのではなく、2地域居住との考え方で村独自に住民の意に沿った事業を進めてほしいとありました。これから住宅確保損害についても、賠償が示されるわけありますが、これによれば、どちらかの選択しかできない内容になっております。私は、例えば移住を決めた人でも、村にある住宅の補修等については、村が限度額を決めて利用の代を補填するとか、この反対の事例もあるかもしれません、このようなことを進めるべきであると思うが、所見をお伺いします。

第7点目、賠償のあり方についても、多くの意見がありました。賠償については、平成25年12月26日、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針（第4次追補）において、避難指示区域の現況を踏まえ、これまでに出された指針に加え、移住や帰還等に伴う住居の確保のために要する費用のうち、賠償の対象となる範囲、精神的損害及び避難費用について、避難指示が長期化した場合に賠償となる範囲や避難指示解除後に賠償となる具体的な範囲が示されました。

また、平成26年1月15日、東京電力株式会社は、損害賠償の迅速かつ的確な実施のための方策、3つの誓いを新たに掲げ、これまでの取り組みにとどまらず、各種取り組みを全村挙げて実施してまいりますとしています。3つの誓いとは、1最後の一人まで賠償貫徹、2迅速かつきめ細やかな賠償の徹底、3和解仲介案の尊重となっています。特に、和解仲介案の尊重については、紛争審査会の指針の考え方を踏まえ、紛争審査会のもとで和解仲介手続を実施する機関である原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重するとともに、手続の迅速化に取り組むとなっています。

このような中、懇談会の中では、村はどちらを向いているのか、またマスコミの報道が村民の混乱を招いているとの声に改めて村長の考え方をお伺いします。

次に、質問の第2項目であります村が東京電力株式会社に対する損害賠償請求についてお伺いします。

第1点目、昨年5月に村が東京電力株式会社に対し損害賠償請求をいたしました。平成23年8月に国の原子力損害賠償紛争審査会は、原子力損害の判定等に関する中間指針において、原子力発電所事故に係る損害賠償に関して地方公共団体等の財産的損害等についても示しております。個別具体的な事情に応じて賠償すべき損害と認められることがあり得るとされています。昨年5月に村が東京電力株式会社に対し、原子力事故に係る損害賠償を請求しており、手元にその資料を持っていますが、村が損害賠償請求した内容と東京電力株式会社が示した回答金額について改めてお伺いいたします。

第2点目、今回の原発事故により、村として損害を受けたとする金額を精査して請求したわけであります。一方、東京電力株式会社が示した回答金額とはかなりかけ離れているわけであります。こういう場合の解決方法の一つに原子力損害賠償紛争解決センターが設けられ、損害賠償請求について円滑、迅速かつ公平に紛争を解決することを目的と

しております。村にはしっかりととした顧問弁護士もついておりますので、ご相談やご協議をしていただきたいと考えております。これほどの被害を受けた損害賠償でありますし、財源確保のためにも原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介の申し立て、いわゆる裁判外紛争解決手続・ADRを行うべきであると考えますが、ご所見をお伺いします。

以上です。

村長（菅野典雄君） 1番 高野孝一議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の行政区懇談会について、7つありますが、3点目からお答えをさせていただきたいと思います。

多くの方にご参加をいただきまして行政区ワークショップがあったわけであります。現段階での行政区計画として、村民それぞれに自分たちの地区をどうしていくかの議論を深めていただいたというふうに思っております。そこで出された意見や課題は、今回の第4版（案）に整理したとおりでございます。（ ）

各行政区の計画については、今後、問題提起のみで終わらせずに、一つ一つ検討を重ねて、第5版以降計画に示すとともに、今度は行政区主体で行っていくものに対しても支援を行っていく予定でございます。

また、深谷地区以外の計画としては、従来の村内の中核地点、いわゆる草野、それから飯樋、白石地区の3地区に、深谷地区の拠点と連携させながら復興の拠点づくりを進めていきたいとこのように思っているところであります。

まず、草野地区では、公民館を新築します。さらに、大谷地住宅の建て替え、その中に草野の集会所なども考えてみているところであります。そういう中で、いろいろなコミュニティなどができるべとこのように思っています。

飯樋地区には、同じく村営住宅整備による住居確保、いわゆる柔剣道場跡地や村民グラウンドの有効活用について、これからお話し合いをできればとこんなふうにも思っているところであります。（ ）

さらに、白石地区には、村の表玄関、二枚橋とあわせてでありますけれども、玄関としての景観整備や働く場の確保について検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

これらの計画については、既に進行中のものもありますが、随時状況を捉えて議会、村民とも協議をしながら、第5版、第6版の復興計画の中で具体的に進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

次のことの基金創設でございます。基金を創設するためには基金設置条例の制定が必要になってくるわけであります。基金の原資、その基金の目的や基金の管理方法だけでなく基金の原資、つまり基金の積み立てを定める条項を設定することになります。

現在のところ、いいかて再生基金創設時は国などからの支援がないことから、創設時の原資は村からの一般財源による積み立てを見込んでいるところであります。26年度当初予算において農村楽園基金の元金積立金2億100万円のうち、2億円分は新たな基金設置を見据えて予算を確保させていただいたところでありますし、当該基金設置条例制定に

当たり、当初予算の組み替えを予定しているところであります。

また、基金を安定的な運用にするためには、十分な基金の原資確保が必要でありますので、国や県へ働きかけて財源を確保するとともに、ふるさと納税などの寄附金などの充當も考えていかなければとこのように考えているところであります。

次に、蕨平の件の減容化の施設についてであります。

除染で出る放射性廃棄物処理の関連ですが、これは施設にしろ、あるいはその関連事業にしろ、国が整備を進めるものであります。したがって、村としての補助金申請が必要とするものではないことと、またあくまでも国の事業でありますので、計画書へ記載することは控えるべきと考えておったところであります。

ただし、安全対策に対して今後村も大変注意をしていかなければなりませんし、必要な情報はその都度公表していくことについても計画書に記載するということはやぶさかではありません。

なお、これ以外の事業につきましても、その都度村民への説明責任を果たしていく考えでありますし、安全対策については、今後非常に注目をし、注視をし、あるいは提言などを行ってまいりたいとこのように考えているところであります。

住民の意に沿って2地域居住というお話をいただきました。村は、村民の90%が村からおおよそ1時間以内の場所に避難をしていただいております。これは、避難開始当初から2地域居住に近い避難形態をとらなければという考え方も持った中での避難対応だったわけであります。今戦っている相手は放射能であり、放射能に対する安全・安心の考え方は、何度も言わせていただきますが、人それぞれでありますので、アンケートに見られるように帰村の意向は年齢が高いほど帰村率は高く、若い人にはなかなかそう簡単ではない状況であります。このことは、避難指示解除後もしばらくは現在のような状況が続くことが考えられるわけであります。したがって、村の帰還者に対してのみの事業だけではなくて、復興計画にもあるとおり、「今は戻れない人」「戻らない人」も村及び村民とつながりを持ち続けていただきたいと強く考えているところでありますので、先ほど一番最初に申しました1時間以内に90%以上の避難をしてもらっているということがありますので、これらの方々が2地域居住というのも十分考えられるわけでありますし、それも村にとってありがたい話ということになるかもしれませんから、そのような考え方を取り入れていかねばならないものと考えているところであります。

次に、マスコミの報道が村民の混乱を招いているという話、あるいはその問い合わせに村長の考え方ということであります。

賠償については、今まで村民の目線・立場で少しでも多く賠償が受けられるように国及び東電と交渉してまいりました。具体的には、居住制限区域がいわゆる6分の5という考え方を居住制限の中に幾つか入れさせていただいているわけでありますし、また財物賠償の公正証書によっての請求ができますよというのもありました。牧草地の畠での請求もできると。あるいは、家財の同一敷地内に置ける2世帯分の請求などもできるなどなど、そのほかにもありますが、大変有利な賠償を村民の立場に立って国に申し上げ、かち取ったという言い方はどうかわかりませんけれども、施行をさせてきたということ

でございます。

また、今回のADRのマスコミ報道の件ですが、村としては、以前から村民の賠償が避難区域の区分などによって賠償額にできるだけ格差が出ないようにという形で今まで言ってきましたし、これからも言っていくつもりであります。今回の東電会長に対しても、この趣旨を踏まえ要求したものでありまして、要求書の一部に誤解を招く表現があり、村民の皆さんに無用の心配と不安を与えたことは大変申しわけなく思っているところであります。決して申し立て者やADRに対し批判や阻止を目的に提出したものではありませんので、何とぞご理解をいただきたいというふうに思っております。

他は、それぞれ担当の者からお答えをさせていただきます。以上であります。

総務課長（中井田 榮君） 私からは、3点についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の行政区懇談会の出席状況についてであります。今回の懇談会の村民の出席人数は734人でありました。また、昨年度の出席者は938人でありましたので、比較すると204人の減少の状況であります。 ()

減少した主な理由につきましては、現在は除染や賠償の道筋が一定程度示されており、以前のように新しい指針の発表・説明や大きな変化がないので、村民の関心も少し落ち着いているためではないかと考えております。

次に、2点目の懇談会の要望状況についてお答えをいたします。

まず、復興計画に対しては、より多くの村民と意見を交わし、その声を反映してほしい旨の要望や中心地以外の地区に対する計画を記載してほしい、また行政区ワークショップの課題に対する施策も盛り込んでほしい旨の要望がありました。

次に、除染に関する要望ですが、主にイグネの伐採に関してや、ホットスポットの除染方法、また雪害による建物等の倒壊に対する支援など、懇談会を通して最も質問や意見要望の多かったのは、この問題に関してであります。内容はさまざまでしたが、とにかく線量を下げるためにもっと除染をしっかりと行ってほしい旨の意見が多かったものと捉えております。 ()

次に、賠償に関しては、主に今回説明した仏壇の賠償に関する質問のほか、既に手続が始まっています土地建物の賠償等に関する質問がありました。このほか、原子力紛争解決センターへの村からの要望書に関連して、個人や団体が行う精神的賠償の引き上げ申し立てを村ではどう考えているかについても質問がありました。

そして、要望としましては、村が主導的に全体の賠償を進めてほしい旨の要望のほか、東電窓口間での対応に差があるので、統一した対応がとれるよう、村からも申し入れをしてほしい旨の要望があったところであります。

次に、復興公営住宅に関しては、入居条件や構造等についての質問がございました。特に要望はなかったものと捉えております。

最後に、その他につきましては、計画書にある帰村見込み時期や学校・子供たちのことについてなどさまざまありました。懇談会で出された質問、要望及び回答について、現在取りまとめ作業を行っておりますので、今後まとまり次第お示ししたいと考えております。

次に、大きな2点目の地方公共団体の損害賠償請求に関するご質問にお答えいたします。ご質問にありましたとおり、村では昨年の5月2日、東京電力に対して原発事故から平成24年3月31日までを期間とする原発事故対応に要した費用や税・使用料の減収分について、国県補助金や特別交付税措置されたものを控除し、約2億円の総括的な損害賠償請求を行っております。

しかし、東京電力では、中間指針等を踏まえ、原発事故と相当な因果関係が認められる必要かつ合理的な範囲の中で、地方公共団体が負担した追加的費用、さらには使用料等の減収・逸失利益など、限定した賠償対象項目しか認めておりません。

村が賠償請求をした中で東京電力が認めた賠償対象の項目は、簡易水道・農業集落排水の両特別会計に係る減収分、学校給食等に係る検査費用、避難指示に伴う移転費用など、請求の一部にとどまっており、具体的な賠償金額は今後の東京電力との個別協議になりますが、約8,000万円の見込みであります。

参考までに、4月末における県内市町村の一般会計分に係る損害賠償請求の状況は、請求団体51市町村、約386億円の請求に対し、支払いを受けた団体は29市町村、約4億6,000万円の支払額となっております。

このような中、東京電力から、当初認めてこなかった事故対応に要した超過勤務手当、たばこ税の減収分、さらには土地を利用できないにもかかわらず負担を余儀なくされている土地の賃借料などを賠償対象とする方向で検討しているとの説明がありました。いずれにしましても、東京電力は、村が損害賠償請求をした項目の全てを賠償対象と認めていない状況にあります。

村としましては、東京電力が賠償対象として認めた項目を順次請求する「一部合意」としての請求をする考えから、現在、賠償請求の書類を作成し、手続を進めている状況であります。

○ 副村長（門馬伸市君） 私からは、2問目のADRの申し立て要求についてお答えをいたします。

この件については、今までにも議会から何回かご質問をいただきましたが、村としてはADRに申し立てする考えはない旨を答弁をしてきております。

ただ、申し立てをするしないにかかわらず、これだけADRに対する申し立て件数が多くなっているということは、国が設置し賠償の基準を決定している原子力損害賠償紛争審査会の指針が現在の被害者の実態に合っているのかどうか、また適切なのかについても再考する必要があるのではないかと考えております。

つまり、これだけ避難生活が長期化し、またこの先々についても不透明感を否めないなど、指針が出された時期とは環境が大分変化しており、見直しも必要ではないかとこんなふうに思っているところであります。

このように避難者の置かれている環境も刻々変化しており、村としてもこのような現状認識のもと、国に対し、原子力損害賠償紛争審査会任せではなく、主体性を持ってしっかりと賠償問題に取り組まれるよう要請していく考えであります。

以上であります。

1番（高野孝一君） それでは、再質問に入ります。

懇談会の開催場所の決定については、それぞれの区長さんの意向であることも十分承知しております。除染が完了しない中にあっても、区長さんの意向により、地元の公会堂や集会所で開催した懇談会は、伊丹沢、関沢、佐須及び宮内地区の4行政区ありました。地元開催と飯野出張所における開催と比較した場合に、出席率に大きな変化があるのかお伺いします。

総務課長（中井田 榮君） 懇談会、大分ご出席をいただきましてありがとうございました。

ご承知のとおり、行政区長会で村のほうでの原案を出させていただきまして、そして行政区ごとにそれぞれの希望で地元開催、さらには飯野町、ここでの2階での開催を決めさせていただいたところでございます。全体として、やはり地元開催のほうが出席率は多くて、それに合わせてそれぞれの地元のほうに戻っての決め事というのですかね、さらにはうちなんかもそれに合わせて見てほしいというふうな意向も行政区長さんにはあったようありますし、全体的には地元開催のほうが出席率が高くて、なかなかこちらの2階での開催は全体的にはやっぱり少なかったのかなというふうに考えております。（ ）

1番（高野孝一君） これから村を担う若い世代の声は大変重要なことであると思っています。若い人の出席率を向上させるため、例えばフリーな日を設けるとか、学校の保護者会等の行事に時間を設けていただくとか、若い世代の要望を聞く懇談会を設けるべきであると思いますが、ご見解をお伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 先ほど質問でもお答えさせていただきましたが、なかなか若い世代、そういう簡単ではないなという気はいたしますが、いわゆる一般的には学校の子供さんの保護者がもうその対象者かなというふうに思っております。したがって、教育の問題もさることながら、これから村づくりに対して、あるいは皆さん方のこれから的生活のあり方について、そういう機会を捉えさせていただくというのも大切だと思っておりますので、何回出られるかはわかりませんが、そういうのを実施しながら第5版に向けていきたいとこのように思っております。（ ）

1番（高野孝一君） 質問を変えます。

復興計画であります。議会と村民とも協議しながら、第5版、第6版の復興計画の中で具体的な構想を示すという答弁がありました。国が定めた復興期間10年のうち、25兆円の予算を投入する前半5年の集中復興期間は来年度で終わるとの報道がありました。村の復興計画は、第何版まで作成する計画なのかお伺いします。

総務課長（中井田 榮君） 前のご質問にもお答えしていますように、とにかく村の復興計画につきましては、1回でまとめて復興計画を立てるというのではなくて、その都度議会ともご相談をさせていただきながら課題を整理をして、あと村民の声も聞きながら第1版から現在第4版まで来たところでございます。第5版につきましては、第4版の課題にありますように、それぞれの課題を整理をしていただきましたし、さらに昨年から行政区ワークショップ等、さらにはアンケート等をやらせていただいて、課題もある程度整理をさせていただいておりますので、さらにそれに帰村、あと復興に向けて、戻る人、戻らない人も、それぞれの項目を踏まえながら、さらに第5版、さらには第6版という

のような形で、その都度課題を整理をしながら復旧・復興に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

1番（高野孝一君）　復興計画の中で避難指示解除についても質疑が多かったと思っています。現状の中で農地・道路等を含めた除染が終了しない中での帰村宣言は、多くの住民が不安や不信に思っているところであります。村に早く帰りたいと思っている多くの高齢者等がいることも十分承知しております。帰村宣言については、村と議会の協議も大切でありますが、一番重要なことは、村民の声であると思っております。帰還の判断に関して、平成25年12月26日、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針（第4次追補）において、①避難生活が長期にわたり、帰還するには相互の準備期間が必要であること、②学校の新学期など生活の節目になる時期に帰還できることが合理であること、③避難指示の解除は、原子力対策本部の決定に基づき、日常生活に必要なインフラや生活関連サービスがおおむね復旧し、子供の生活環境を中心とする除染作業の十分な進捗を考慮し、被災自治体及び十分な協議を踏まえた上で避難指示の解除が行われること、④こうした住民との協議により、住民としても解除時期を予想して避難指示解除前からある程度の帰還のための準備を行うことが可能であることとされております。

また、双葉郡楓葉町においては、平成27年春にも住民の帰還開始を目指す方針が示されたと報道がありました。新聞報道によると、同町では、除染は26年3月でほぼ完了し、上下水道も津波被災地区を除き復旧している。帰町の指針とした帰町計画で、町は除染の効果や除染土壤などの管理体制、道路やバスなどの交通インフラなどについて、除染検証委員会からそれぞれ「おおむね達成」、「達成」と評価を受け、希望者の帰町は可能との提言を受けているとのことであります。つまり、帰りたい人のための環境はおおむね達成されているという状況であります。したがって、除染が今計画どおり進捗できない状況の中にあって、目安といえども復興計画第4版に組み入れたことは、住民の皆さんの質疑・要望を踏まえるとやはり時期尚早であると考えますが、村長のご所見をお伺いします。

村長（菅野典雄君）　なかなか難しい問題であります。おっしゃられるように、除染がなかなか進みませんので、今までの計画ですと家の周りの居住空間を除染していただいた中で皆さん方と協議をしようということありますけれども、そうしますと26年ですから27年であります。そして、その後、27年、28年がいわゆる農地、あるいは畑となることになるわけでありますから、そうすると全部終わるということになると、今年、来年、再来年とこういうことになりますと、もう既に3年たっていますから6年ということになるわけであります。これが人によってはそうでないとだめよと、あるいはそれが終わつたとしてもだめな方も当然おられるでしょうということであります。しかし、一方でやはりもう限界だという方もいますので、そこら辺をどういうふうに判断をするかということを我々はその両者を鑑みながら、線量の状況を見ながらやっていかなければならぬだろうというふうに思っております。できるだけ安全に近づく、つまり除染がある程度終わる形になればそれにこしたことはないわけでありますけれども、ただ早く帰りたいという人をどういうふうな形で帰せるかというのも、一つ手はあるのかなという気は

します。ないのかどうかわかりません。その辺が今村としても、これからのこと、まだまだはつきりは線量の除染のことがわかりませんからですが、先のことを村としてはいろいろ考えて国と交渉、一、二度はやっていますし、これからも続けていって、何せ大方の皆さん方に満足はいきませんけれども、やむを得ないとこんなような形の帰村なりなんなりができればいいなとこのように思っているところであります。以上であります。

1番（高野孝一君） 村長もあと3年除染がかかりますということあります。この前の前田行政区の懇談会の中で、除染が終わらなくても国と村の協議が進めば帰村宣言をするというようなことを国の方が話しておりましたが、改めて村長、その考えに対してお伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 環境省がどう言おうと、国がどう言おうと、我々の考え方もやっぱり大切な一つの要素ですから、協議をさせていただいた中で、さらに皆さん方との相談、村民の皆さん方にもある程度その状況をお話をさせていただいて、いろいろな意見があって、多分まとまりはしないだろうというふうに思います。一方に、「はい、これでいいよ」という話はならないと思いますが、我々はいろいろ村民の全体を考えながら判断していかなければならぬとこのように思っておりますので、一応計画の中にはその辺を目標にという話は書かせていただいたんですが、あくまでも復興計画の説明の中にまだ不確定的なところがありますがという話は必ずつけ加えさせていただいておりますので、もうちょっと除染を進めるというところに今のところ力を入れさせていただきたいとこのように思っているところであります。

1番（高野孝一君） 質問を変えます。

いいじて再生基金（仮称、陽はまた昇る基金）の創設、十分理解をするものであります。一般財源による積み立て、基金の積みかえ、ふるさと納税などの寄附金を見込んでいるとの答弁であります。本年度、予算の中では、基金繰入金の約11億3,000万円の内訳は、財政調整基金から5億円、農村楽園基金から約4億9,000万円、福祉基金から約1億7,000万円等となっています。私は、いいじて再生基金の創設は、基金の積みかえになつてはならないというように考えております。復旧・復興を進める中で、財源の確保が重要であることは承知しております。本年9月に25年度決算が示されるわけでありますけれども、24年度基金の積み立て総金額は財政調整基金以下24の基金で約39億6,300万円となっております。現在の積立金額は、この震災、そして原発事故の中でどのような状況になっているのかお伺いします。

総務課長（中井田 榮君） ただいま基金の総額、39億6,300万円というようなことで、約40億近くの基金を24年度末で積み立てているわけでありますけれども、25年度末におきましては、全体で約50億の基金積み立てとなつてございます。主なものとしましては、24ほどの基金ありますけれども、1つ目としては財政調整基金です。約6億円の積み立て。さらには、公共施設等の整備基金で約4億円の積み立てというようなことで、昨年から比べますと約10億円の積み立て、積み増しを行いまして、昨年は40億でしたけれども、今年度末では約50億の基金の積み立てとなつてございます。

○ 1番（高野孝一君） 質問を変えます。

蕨平地区に設置される焼却炉、正確には可燃性廃棄物減容化施設ですが、私は5月末に現場に個人的に調査しました。あのお墓の入り口に測量のためのくいがあつただけで、木の伐採とか、土地に調査、あるいは検査などの機器は認められない状況がありました。現在の進捗状況はこのようなことでありますけれども、稼働時期は計画に対してどのように変更されるのか、お伺いいたします。

○ 除染推進課長（中川喜昭君） それでは、蕨平に設置をします減容化焼却施設関係でございますが、若干進捗についてはおくれぎみというふうには聞いております。それで、まずはなぜおくれているかと申しますと、一応今準備工をしていますが、準備工やら造成やらという部分でございますが、その前に開発行為ということで森林を切るとか造成をするとかの開発行為を行うということでの許認可関係の手続があったということになりますが、その前段として測量とかそういう部分が雪のためにできなかつたということがございまして、若干、1ヶ月、2ヶ月程度おくれているという状況でございます。それで、今現在は準備工ということで詳細の地質調査、測量設計、あとは敷地内の造成を予定しております場所の支障木伐採、あとは作業員の受け入れの休憩所、あとは駐車場の設置、そういうものが今準備工でやっているというような状況でございます。それで、今のところ国のはうとしましては、7月中に起工式を行いたいという話がございますが、まだこれは定かではありませんけれども、そのような計画で進んでいるという状況でございます。それで、稼働時期ということでございますが、一応5月の協議会の中ではおくれているという部分もあったものですから、7月ころからの稼働ということでは案として出されている状況でございます。以上であります。

○ 1番（高野孝一君） 質問を変えます。

原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要求書の件であります。午前中、佐藤八郎議員が詳細に質問され、答弁を受けておりますが、再度質問をいたします。

○ 村が去る4月3日付、東京電力株式会社取締役会長宛てに出した原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要求書の5つの項目は、次のとおりになっています。

1損害賠償の格差を極力少なくすること、2避難指示解除における賠償から生活支援制度へ移行すること、3借り上げ住宅賠償を一定程度継続すること、4説明による建物等の賠償をすること、5避難指示解除時期に応じた賠償の原則を厳守すること。今回のマスコミ報道は、この5番目の避難指示解除時期に応じた賠償の原則を厳守することが問題だとしています。緊急要求書の5項目めをどのように変更したのか、そしていつ新たに東京電力株式会社へ要求書を提出したのか、お伺いします。

議長（大谷友孝君） 高野議員の今の質問は通告外でありますが、特例として1件だけ認めて答弁をお願いします。

副村長（門馬伸市君） ただいまの緊急要求書の5番目の件でありますが、文言上誤解を招きやすいところもありましたので、それで蕨平地区の住民の皆さんからもご指摘もいただきましたし、その辺のところを村として十分協議をした結果、5番目については削除をして再提出すべきだとこんなことになりまして、去る6月2日、その5番目を削除して、

蕨平住民の皆さんからも再提出するときに私たちも立ち会わせてくれとこんな話がありまして、蕨平地区の住民の皆さんにも立ち会っていただきながら2日に再提出をいたしました。以上であります。

1番（高野孝一君） それでは、質問を変えます。

村が東京電力株式会社へ請求した損害賠償であります。答弁にもありましたとおり、請求期間、平成23年3月11日から同24年3月31日までとなっております。損害賠償請求項目は、1原発事故に対する人件費、2移転費用等に係る経費、3放射線測定に要する経費、4被災者支援等に要する経費、5原発事故に伴う逸失利益となっています。その損害請求金額の合計が正確には2億135万7,407円となっているようであります。これに対して東京電力株式会社が賠償を認めた金額については、答弁は約8,000万円の見込みであるとありました。資料によると約854万5,000円となっていますが、この差について再度お伺いいたします。

（ ）
総務課長（中井田 榮君） 自治体が損害賠償請求した内容でございますけれども、今ほどご質問ありましたように、全体で2億135万7,407円を請求をしてございまして、それから一部合意でというようなことで、賠償請求のできるものが今ほどのいろいろ項目ありましたけれども、合わせて854万5,000円の部分合意ができる予定で今現在進んでおります。8,000万円というようなことでお答えしておりますけれども、その差につきましては、後段でご答弁していますように、賠償対象の項目でありますけれども、簡易水道、さらには農業集落排水の両特別会計に係る減収分についても請求ができるというようなことであります。それでいきますと簡易水道の部分が額としまして5,597万1,000円というようなことでございます。さらに、農業集落排水事業が2,095万円というようなことであります。およそ合わせて8,000万円の請求ができるものというようなことで現在手続を進めているところでございます。

1番（高野孝一君） 先ほどの金額では、請求金額の約4.2%しかなっておりませんという計画でしたが、今8,000万円の内訳につきましては了解しました。村では、今後の復旧・復興に対し、少しでも多くの補助金の活用やら、新たな基金創設等々のため、やりくり上手の予算を執行していかなければなりません。これを踏まえれば、賠償できる項目の請求手続を行ういわゆる「部分合意」など、私は考えが甘いなというふうに思っています。損害賠償請求に当たって、村では、なお今後整理する分、並びに新たに発生する賠償金額については、改めて請求することを申し添えますと記載されています。したがって、平成24年度、平成25年度の損害賠償の請求のあり方はどのように考えているのかお伺いします。

（ ）
総務課長（中井田 榮君） 今ほどお答えしましたように、部分合意をというようなことがあります。県全体が部分合意をというようなことで、東京電力の中間指針を踏まえて、県全体が取れるところからというようなことで、先ほどの中間指針を踏まえて追加的費用分、あと使用料の減収分というようなことで、逸失した利益分について損害賠償請求をする手続を進めているところでございます。24年、25年につきましても、先ほどお答えしましたように、簡易水道と農集排の減免分、減収分ですね、その分、約7,000万円、あ

とさらに土地の賃貸借料、「きこり」とか「まごころ」、実際は使われていないわけでありますけれども賃借料をお支払いをしているわけでありますし、その分の減収分というんですか、逸失分を合わせて8,000万円ほど引き続き東京電力には請求をしてまいりたいというふうに考えております。

1番（高野孝一君） いわゆる和解仲介申し立て、裁判のない紛争解決手続ADRは、今後検討しないとの考え方のようであります。やはり私は、これほどの被害を受けた損害賠償でありますし、実は私は広域市町村圏組合議会の議員であります。昨年の12月に組合議会においても、ADRに和解仲介の申し立ての議案が出まして、採決となりました。その結果は、まだ私のほうからはこの場では申し……、結果は議案は通りました。それに対する東京電力の回答もいただきました。満額に近いような金額が提示されております。そういう状況も踏まえると、財源確保のため、ぜひ申し立てすべきであると考えますけれども、再度ご所見をお伺いします。

○
村長（菅野典雄君） 今ご質問ありました広域市町村圏の件、十分私も知っているところであります。先ほどご質問あったときに、この最後の質問は、いわゆる村としてのなのか、個人の、あるいは団体のなののかというのが非常に不明だったものですから、一般的なお答えをさせていただいたところであります。というふうに言いますのは、いわゆる個人、あるいは団体ということになりますと、前にもお話ししましたように、さらに住民同士が差がつくという形になっていく可能性もあるのではないかというのがあるので、非常に村としては慎重を期さなければならない、こういうことであります。村全体がいただくというのは、これは村民全体のものになるわけですから、少しでもきちんとやっぱり財源を確保して村民のために使っていくというのは、さらにおっしゃるとおりでありますので、今部分合意がいいのか、あるいは部分合意の中でまたさらにやっていくのがいいのか、それぞれ弁護士などともきちんと相談をしながら、村民の財源確保の全体の確保のためには、これからもさらにしっかりとやっていきたい、このように思つておるところであります。以上であります。

○
1番（高野孝一君） 今度はわかりやすい一般質問に努めたいと思います。以上で再質問を終わります。

議長（大谷友孝君） これで本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣言

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後4時15分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年6月17日

飯 館 村 議 会 議 長

大石友考

同 会議録署名議員

高野 恵一

同 会議録署名議員

渡邊 計

同

会議録署名議員

菅野 新一

()

()

平成 26 年 6 月 18 日

平成 26 年 第 7 回 飯館村議会定例会会議録（第 3 号）



平成26年第7回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	平成26年6月13日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成26年6月18日 午前10時00分				
	閉議	平成26年6月18日 午後 1時46分				
○ 招議員及び出席議員並びに欠席議員 出席12名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	4番 北原 経		5番 松下 義喜		6番 伊東 利	
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 菅野久子		書記 今野智和	
○ 出席 ○ 指定議員 ○ 指定議員 ○ 指定議員 ○ 指定議員 ○ 指定議員 ○ 指定議員 ○ 指定議員 ○ 指定議員 ○ 指定議員	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田榮	○	住民課長	藤井一彦	○
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川亨	○
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○
	会計管理者	俎野正行	○	教育委員長	佐藤眞弘	
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会长	菅野宗夫	○
	農業委員会会长	俎野正行	○	選挙管理委員会委員長	齊藤次男	
	選挙管理委員会書記長	中井田榮	○			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問（通告順5～6番）
- 日程第3 陳情第1号審査報告

()

()

会議の経過

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 北原 経君、5番 松下 義喜君、6番 伊東 利君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（大谷友孝君） 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。

発言を許します。2番 渡邊 計君。

2番（渡邊 計君） 皆さん、おはようございます。

議席番号2番 渡邊 計、第7回定例会、一般質問を行います。

震災以降3年3ヶ月、いまだ先行きの見えない避難生活が続いている中、6月6日、環境大臣が金目と発言したことは避難民全てを侮辱するものであり、当村におきましても全行政区に仮置き場、仮々置き場がある中で対岸の火事では済まされないものであると思われます。行政及び議会としては安心・安全な生活ができるよう、めどを早く示すことが責務ではないかと思っております。

では、質問に入らせていただきます。

まず、行政区との懇談会について伺います。

私も13行政区の懇談会に出席させていただきました。懇談会ではいろいろ意見が出されました。深井戸の掘削、仮々置き場、除染における問題、それに関する環境省の答弁等、どのように受けとめておられるのか、お伺いいたします。

また、解除見込みについて議会や住民と相談するとしておられますか、住民の意思の集約はどのような方法で行うのか、示していただきたい。

次に、避難解除についてであります。

解除に際してはクリアしなければならないことが多いあると思われます。どんなことが必要条件と考えているのか、所見を伺います。

次に、東電への要望書騒動についてであります。

新聞、テレビ報道等に取り上げられ、村民の関心事でもある今回の要望書、ADR批判とともにれる発言についていかに考えているのか。また、蕨平・山木屋住民にどのような対応をとったのか、お伺いいたします。

次に、村民が気にかけている放射線量についてであります。

12月の一般質問でもお聞きしましたが、モニタリングポストの表示が我々の線量計と比べて低過ぎることについて村独自での調査は行ったのか。また、その結果を示していた

だきたい。

次に、復興住宅について伺います。

今回の県営・村営住宅の募集結果はどうなったのか。また、世帯主の年齢等、わかれれば示していただきたい。

最後に、除染土等の運搬経路についてお伺いいたします。

通告書においては大ざっぱな質問になりましたが、減容化施設への運搬、または仮置き場等への運搬経路について特定の経路が決まってあるのか、伺うものであります。

続きまして、震災以降、除染関係車両等の増加などで県道12号線の交通量がふえているのは周知のことと思います。今後、村道等の交通量がふえることも予想され、交通事故等危険度が増加する見込みがあります。そこで、以前より大谷地地区、草野車地区の間の飯館自工脇の十字路、そして芦原の3差路等に信号を設置すべきかと思いますが、予定はあるのか、お伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 2番渡邊 計議員のご質問にお答えをさせていただきます。 ()

まず、行政区との懇談会についてあります。その中で出ました井戸の掘削でありますけれども、これは村民が帰村する際に何をおいても飲み水の問題を解決してほしいという強い願いのあらわれだというふうに捉えているところであります。

現在、東電と飲料水の確保について協議を進めているところでありますし、協議も大分進みまして最終段階を迎えておるところであります。案がまとまり次第、議会とも協議をさせていただき、できるだけ早く村民に説明できればと考えているところであります。

次に、仮々置き場についてありますが、仮々置き場の使用年限を心配する声や、その周辺の放射線量、景観、あるいは周辺環境への影響を懸念する意見、さらには帰村の妨げになるのではないかとの意見も多く出されたところであります。

村としては、とにかく除染を進めるためには仮々置き場が必要不可欠であるとの認識に立ちまして、各行政区の協力をこれまでお願いをしてきたところであります。大変協力をいただいて今、除染をこれから進めようとしているわけですが、村民の心配ももつともありますので、仮々置き場については保管する年限をできるだけ短くするため、仮置き場の面積確保に向け、村と国が連携し、取り組んでいるところですが、なかなかいい場所が同意を得ていただけないというところで悩んでいることもありますし、一方では、いわゆる焼却炉ができるだけつくって、燃せるものはその中に燃して少なくしていこうと、そんな努力を今やっているところでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。 ()

次に、環境省の担当者の返答であります。

懇談会を開催する上で最も関心が高いと思われる除染について大変質問をいただきました。詳細に回答をいただくため、環境省福島県環境再生事務所職員にもずっと同席をいただいたところでございます。

懇談会では、イグネの伐採を初め、除染に関する質問や要望が多数出されました。質問した住民にとっては必ずしも満足する回答内容ではなかつたなと思っているところであります。

国も一定の決まりの中で事業を進めておりますので、その場では担当者の判断で十分な回答ができないこともあるということ、議員の皆様にもぜひ、ご承知だというふうに思っておりますが、なお検討の余地のあるもの、現場での再確認が必要なものについては改めて村のほうもしっかりと話をていきながら、誠意を持って対応していただくこととしたいというふうに思っています。また、委託した業者への情報伝達にも問題があるようありますので、環境省から業者に対し、統一した対応をとり、場所によって差が出るとか、間違った対応をとることのないようにしっかりと申し入れを行ったところでございます。

次に、解除見込みの住民の意思の集約でございます。

避難指示解除見込み時期については、復興計画（第4版）（案）であります。この説明、その中でも説明していますように、除染の進みぐあいやインフラの整備など総合的に判断の上、議会や村民と十分協議をして決定することになっているところであります。

なお、村民の意思確認につきましては、懇談会やアンケート調査などが考えられますが、具体的には、今後議会などとも協議をしながら方向性を決めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、前にも申しましたように、放射能については人それぞれ、考え方もいろいろでありますし、それが間違っているわけでもございませんので、村としてはなかなかやはり大変な判断ということになると思いますが、総合的な中で判断を村としてはせざるを得ないものと考えているところでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

避難解除についてであります。

今申しましたとおり、避難指示解除見込み時期についてであります。何よりも除染の進捗が一番の必要条件でございます。

そのほかでは、医療とか福祉のこと、あるいは商工業の再開状況、それからインフラの整備状況などを、これまた総合的に判断をし、議会や住民とも十分協議をさせていただいて決定していかなければならないし、そうしたいというふうに思っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

他の質問は、それぞれ副村長なり担当のほうからお答えをさせていただきます。

以上であります。

副村長（門馬伸市君） 私からは、3点目の東電への要求書の件についてお答えをさせていただきます。

今回、東電会長に提出をいたしました要求書の趣旨は、昨日の佐藤八郎議員にもお答えさせていただいたとおり、村民全体の賠償について、できるだけ格差が少なくなるようにとの思いで提出をしたものであります。したがいまして、ADRを批判したり、東電の和解を阻止したりするものではありません。

また、蕨平地区の皆さんには今回の件で無用の心配と不安をおかけしましたので、去る5月16日に蕨平住民の皆様にお集まりをいただいて要求書の真意を丁寧に説明をさせていただき、一定の理解をしてもらったということあります。

なお、山木屋地区住民への経過説明については、今月の23日に実施することとしております。以上であります。

除染推進課長（中川喜昭君） 私からは、4の線量についてのモニタリングポストの線量調査についてお答えをいたします。

国は村内にモニタリングポストを集会所や公共施設など37カ所に設置し、空間線量を測定しており、その数値は毎日、新聞、テレビ等で報道されているところでございます。

これまで除染説明会や行政区懇談会などでモニタリングポストの表示している空間線量数値が、行政区で保有しているシンチレーション式サーベイメータで測定した数値と比較すると、モニタリングポストの数値が低く表示されているということと、また、その数値の差が大きい箇所があるとの意見・苦情が出されております。

村としては、機種等の違いから空間線量値に違いがあることを認識しておりましたが、去る5月14・15日に村内に設置してあるモニタリングポスト37基を調査いたしました。

その結果、学校等の公共施設に設置してあるフェンスがなく坊主型のリアルタイムモニタリングポスト12基全てが10%以下で差がほとんどありませんでした。 ()

しかしながら、集会所等にフェンスで囲んで設置してある可搬型モニタリングポスト25基全てが10%以上の差があり、率の高いところでは32%の違いがありました。

国からは、機種等の違いから20%程度の許容範囲があると聞いておりましたが、20%を超えるモニタリングポストが11基ありましたので、今後、国等へ実態調査を要請し、誤差の原因を解明してまいりたいと考えております。

次に、6点目の除染土等の運搬経路についての1点目、特定の運搬経路についてお答えいたします。

村内19行政区の除染が現在進行しておりますが、除染土等の運搬につきましては、まず除染現場から仮々置き場並びに仮置き場への運搬をし、その後、仮々置き場から仮置き場への運搬と仮置き場から中間貯蔵施設等への運搬が考えられます。

また、そのほかに屋内外の残置物、回収ごみの仮置き場への運搬や仮置き場から可燃性廃棄物や可燃性残置物、屋内可燃ごみの仮設焼却施設への運搬が考えられます。 ()

以上のことから、村内一円の国県道、村道等が運搬経路になると予想され、今のところ除染土等の運搬路線を特定することは難しいと考えているところでございます。

運搬に当たりましては、地域住民の通行に十分考慮し、運搬車両の一方通行や安全性を確保するための誘導員の配置などを実施して、安全な運搬経路の確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

復興対策課長（愛澤伸一君） 私からは、復興公営住宅の申し込み状況についてのご質問にお答えいたします。

まず、福島市飯野町地内に村が建設を進めております復興公営住宅飯野町団地につきましては、4月10日から5月30日までの間、入居申し込みを受け付け、期間中の申込者は16名でありました。

申込者の世帯主の年齢構成でございますが、20代が4名、30代が8名、40代がなくて、50代以上が4名ということでございます。また、3世代同居世帯が2世帯、親子単世帯

が14世帯ありました。

子供の状況であります、中学生のいる世帯が2世帯、小学生のいる世帯が8世帯、幼稚園以下の児童のいる世帯が8世帯でした。

また、1世帯当たりの人数ですが、6人家族が1世帯、5人が5世帯、4人が3世帯、3人が5世帯、2人が2世帯がありました。

村では現在、入居者決定に向けた審査を行っており、審査終了次第、入居手続に入ることとしております。

なお、募集枠にまだ余裕がありますので、引き続き公募をしてまいります。

次に、福島県が福島市内に建設予定の公営住宅の申し込み状況ですが、福島市宮代地内に予定されている北信団地20号棟につきましては、募集24戸に対し応募件数が21件、同じく笹谷地内に予定されている笹谷団地8号棟、9号棟につきましては、募集24戸に対し応募件数が19件あります。

○ 県営団地への応募者の状況につきましては、複数の住宅に申し込みをしている方もおられるようですが、県のほうに確認をいたしましたところ、現時点では入居決定前であり、また再募集も予定されていることから、マスコミ発表以上の詳細な情報については公表していないということですので、ご了承をお願いいたします。以上であります。

○ 住民課長（藤井一彦君） 私からは、除染土等の運搬経路についての2つ目の信号の設置に関するご質問にお答えさせていただきます。

現在、村内の交通量は震災前に比べまして、除染や復興関係の車両などにより交通量が大幅にふえており、ご質問のとおり交通事故の危険性が高くなっているものと思われます。村としましては、除染などの施工主である国などを通しまして、これらの業者に安全運転を徹底するよう指導をしているところであります。

○ おただしの信号機の設置についてであります、草野大谷地十字路、飯館自工のところですが、については県道12号線と県道31号線が交差をする交差点であるため、道路の管理者は県、それから信号機の設置者は公安委員会ということになります。この交差点は以前にも信号機の設置を要望した経緯がございましたが、南相馬警察署で交通事故の発生状況、交差点や道路の状況、交通量などを調査した結果、そのときは残念ながら設置には至りませんでした。しかしながら、震災により当時とは状況も大きく変わっておりますので、村では地元の行政区などの要望もお聞きしながら、状況を確認し、改めて信号機の設置を検討してまいりたいと考えております。

次に、芦原3差路については、今年度から県道原町川俣線の芦原工区の改良工事が行われる予定であります、左折及び右折の専用レーンを設けると聞いております。この改良工事によって危険性は大きく低減するものと考えております、信号機の設置については今のところ必要ないものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

2番（渡邊 計君） まず、行政区との懇談会について、案がまとまり次第という答弁であります、この案というのはどのような内容か、説明をお願いいたします。

村長（菅野典雄君） 前にも議会に、全協で話しておりますように、井戸の件については、で

きるだけ、多くの人が心配しているわけでありますから、できるだけ広くその安全が、ある程度の一定の安心がとれるような、いわゆる飲料水の安全確保というので、きょう、議会が終わりましたらば皆さん方にご提示をする予定でございます。

そのほかいろいろな案件がありますので、ある程度の案が出てき次第、あるいは案が固まり次第、すぐに議会とご相談をさせていただきたいというふうに思っているところであります。

2番（渡邊 計君） 前回、全協の中でのお話では、葛尾村で思うように水が出なかつたと。

それで、当村では国からの補助などにより100万円を上限としてお金を出すので自分で掘っていただきたいというお話だったと思いますが、本日の新聞によりますと、川内、葛尾、飯館に対して2億7,000万円の井戸掘りの予算が出たみたいでありますけれども、これ均等割ではないと思いますけれども、例えば住民の割で来たにしても、飯館村に1億5,000万円が来たとしても、これ100万円ずつでも150件しか掘れないわけですよ。半分の50万円で掘ったにしても300件しか掘れないと。ところが、飯館には35%の水道を引いていないお家があると。こういう不足分が出てくるんですが、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

村長（菅野典雄君） 今申しましたように、ある程度、国なり、あるいは東電からの制約はございます、金銭的には。ただ、我々はできるだけそれを多くもらひながら、できるだけ多くの人に安心のことを与えたいと。ただし、どうしても井戸を掘りたいという方もあるわけでありますから、全てという形にはなりませんけれども、その要件に該当する方は、ある程度の井戸が掘れるような形を考えていきたいと思っているんですが、いわゆる全員が掘るというふうにとるか、我々の予測では全員が掘るという形にはならないだろうと。全員掘るということになれば、当然そこに金銭的に全く、一般的な方たちに不安解消の飲料水の確保の、いわゆるその危惧なりなんなりというのではなくてきますから、そこをどちらをとるかと。それを両方とも満足にはいかないけれども、できるだけいろいろな人たちに、それならば何とか使わせてもらいたいなというような、ああ、いいなというような、そういう施策をやっていくということであります。きょう、私、説明はさせていただきますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

2番（渡邊 計君） 村長、これ、電気ない時代、ろうそくやランプで生活していても水だけは必要だったんです。今回、最初の説明におかれでは自分たちで掘れと。これ行政の丸投げに当たるんじゃないでしょうか。掘削業者が少ないとということは村長も周知されていることと思います。であるならば、事務手続等は村で行い、東京電力に責任を持って掘らせるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） ええ、ですから、そういうことをあるところで実証してみたんですが、非常に難しい問題があるということで、それぞれ自治体に応分の井戸水なり、あるいは井戸掘りなりのお金をやりますので、それぞれの自治体でいろいろ考えていただいてと、もちろんそこには制約がありますから、私たちもその制約を何ぼでも緩やかにしてもらったり、こういう発想はできないのかという話はずつとこれからも詰めて、今まで詰めてきましたし、それに非常に国ほうも柔軟に対応していただいたという中であります

す。全てそういう責任の中でやってくれというのも大切なこともありますけれども、我々の裁量権の中で、いろいろなケース、あるいは村民全体を考えてといふこともできるというのは、ある意味では、またよしかなと。ただし、あくまでもできるだけ責任は、その金銭的にあろうと、あるいはそういう施策にしろ、事業にしろ、我々のこの大変な思いにやっぱり寄り添っていただかくという姿勢は全く変わらない中で、今我々としてはこの案がいかがかなということが何とか固まりましたので、これからお話をさせていただきたいというふうに思っております。

○
2番（渡邊 計君） 今、制約があるという発言でしたけれども、制約なんて言っていて水が出なかつたらどうしますか。生活できないんですよ、水がなければ。そして、今まで井戸に頼っていた人も、この3年間、水を揚げないことによって井戸水が枯渇している。それから、水はあっても浅井戸では嫌だと、心配だという発言も出ました。これ制約なんてつけるべきじゃない。絶対に必要なものなんだ、水は。その辺のところをもう一度お考えになれませんか。

村長（菅野典雄君） 相手があつての話でありますから、そういう話をずっと何年もぶつけていって結局は何もならなかつた、あるいは先が全く何年も先だということでいいのかどうかということあります。ですから、もちろん制約など我々望むものでは全くありませんけれども、やはり与えられた中と、与えられたものをできるだけ多く取る中で、どういうふうに我々は村民のためにしていくかということが私は大切だというふうに思っております。

2番（渡邊 計君） このままやつても押し問答になりますので、次の質問に移ります。

仮々置き場が必要不可欠であるという認識に立ちとありますけれども、この仮々置き場に関して遮蔽はどのようにやつているのか、説明をお願いいたします。

○
除染推進課長（中川喜昭君） 除染に当たりましては、除染したことによる廃棄物の保管ということで、除染に当たつては同意取得と仮置き場の設置が必要ということで、これは23年からの部分から国と協議をしてきたところでございます。村としましても、それらを2つ、クリアしなければ除染に入って作業をするのには厳しいなということで、今まで除染説明会、あとは行政区懇談会の中で村民の方々にご理解とご協力をお願いしてきているところでございます。

それで、仮置き場がなかなか造成等で難しいということでありますし、しかしながら、その仮置き場を造成まで待つていれば、なかなか除染ができないということで、24年度の当初から行政区のほうにお願いしながら、仮置き場ができるまで仮々置き場の設置を行政区の一時保管としてお願いしたいということで話を進めてきております。

それで、遮蔽の部分でございますが、24年度発注分については、仮々置き場ということで、人の通る部分への遮蔽という形で設計等はなつてきているということでございます。ただ、25年度におきましては四方を遮蔽するというふうに変更しながら今、設置をしているという状況でございます。以上であります。

2番（渡邊 計君） 24年度発注は道路面のみと。これは須萱の地区を指していらっしゃるのでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） そのとおりです。

2番（渡邊 計君） 懇談会の中で環境省は仮々置き場3年と明言いたしました。それで、3年たってからは仮置き場に運べるようになればという説明でしたが、これ3年も置くものに関して、たとえ24年発注であろうが、四方を遮蔽しないことはおかしいのではないか。これ最初は1年の、仮々置き場だから1年という話で恐らく遮蔽しなかったものと思いますが、3年近く置くと環境省が言った以上、この須賀地区の道路面しか遮蔽していないものに関しても四方を遮蔽するべきではないかと思いますが、いかがですか。

除染推進課長（中川喜昭君） おただしのとおりというふうに私も思っているところでございます。

それで、国のはうともいろいろ協議をさせてもらっておりますが、いわゆる須賀工区につきましては、もう大体仮々置き場ができ上がっている状況でありまして、そこに四方といいますかね、左右の部分をやるとすれば、やはりもう置く場所がないと、隣の農地までかかっていくのはできないような状況になっているというのが、もう現場からの話もあります。（ ）

それで、大切なものは安心して保管がしていただけるということでありますので、遮蔽の部分もまだ継続で協議していきたいと思いますが、仮々置き場に近寄らないような形、入らないような形のロープ等を張るとか、そのような形での対応もしていきたいと思います。

それで、まず手法の部分については今後も協議させていただきたいと思います。

2番（渡邊 計君） これ場所がないから遮蔽土を置けないと。であるならば、今遮蔽シートなどをかけておりますが、それを2枚掛け、3枚掛けにするなどの対応もできると思われますし、これ3年程度置くということになりますと、現在、村長が帰村の見込み、28年3月とおっしゃっていますが、それを超してしまうのではないかと思われますが、その場合いかがいたすのでしょうか。（ ）

村長（菅野典雄君） 残念ながら先が詰まっているという感じであります。中間貯蔵施設もごらんのような状況ですから、これからどういうふうになりますか。そうしますと、当然どんどんとそういう面では、今までの計画どおりにいかないと、こういうことになるのではないかかなという気はします。

ただ、それだからといって我々のいわゆる帰村が、それに沿ってどんどん遅くなっていくという形でいいのかどうかというところが我々非常に悩んでいるところであります。そうしますと、当然先ほどから何度も言いますように、一人一人感じ方が違いますから、いいという方と、だめという方と、いや、ちょっとという方も、いろいろな感じ方がありますので、その辺をいろいろ鑑みながらやはり決めていくという形でないと、下手すると本当にあと10年などという形になって、それが村民のためになるのか、ならないのかということもあるだろうというふうに思っておりますので、これから皆さん方といろいろ協議をさせていただきたいというふうに思っております。（ ）

2番（渡邊 計君） 私は、どのような対応をするのかと聞いているんですが、望む答えはいつまでたっても返ってこないようあります。

次、伺います。今回の懇談会の中で村民からは「除染土がある間は帰村させるべきではない」との意見が6行政区ほどから出ましたが、今後、除染土の移動にも多くの車両が行き交うことは村民生活にも支障を来してくるのではないかと思いますが、村長はどうに受けとめられているのか、お答えお願ひします。

○
村長（菅野典雄君） 今申しましたように、決していい環境でもありませんし、また線量についても全ての人に満足できるような形になるわけでもないということあります。だから、全てオーケーに、全員満足だという形になるということになると、やっぱりそれは年数の問題で、それが果たして村民のためになるのか、村のためになるのかと、こういうことがありますから、そこは臨機応変に考えをさせていただいて、臨機応変という言葉は誤解あると思いますから取り消させていただきますが、やはり総合的に考えながらやらざるを得ないと、こういうことだというふうに思っております。以上であります。

○
2番（渡邊 計君） 今回の懇談会の中で復興庁の方が「除染終了せず解除するのは常識的におかしい」と発言、また環境省が「仮々置き場は3年間、それから仮置き場へ移動」と発言されました。このことに対してどのように受けとめておられるのでしょうか。

○
村長（菅野典雄君） 何度も同じような答弁になって本当に申しわけございませんが、除染がいつ終わるのか、なかなかこれ難しい話であります。本来は25年で終わって、今ごろはもう帰村の準備に取りかからなければならない話でありますけれども、残念ながら非常におくれていると、こういうことでありますので、そういう中でどういうふうに村として考えていくかということの一語に尽きるのではないかというふうに思っています。残念ながら、一番理想は全てが、やはり除染が終わり、線量が下がり、1ミリ以下になります、そういう形で、さあ帰りましょうというのが理想だというのは、もう十分わかっていますし、それを求めていくというのも十分わかりますけれども、それで村のために、村民のためになるということであれば、それはそれでいいだろうと思うんですが、そういう可能性も人によってはあるということありますから、我々はやはり村民全体のことを考えていきながら、どの辺で総合的に判断をするかというのが我々のとるべき道ではないかなと、このように思っているところであります。それはあくまでも村が、村長が一存で決められることではございませんので、皆さん方と周到なお話し合いをしていただくことが肝要であると、大切であると、このように思っているところであります。

○
2番（渡邊 計君） 懇談会の挨拶の中で村長は、「こんな仮設では死にたくない、そう言うお年寄りが多いから帰村させたい」とおっしゃっていますが、こんな仮設では死にたくない、それだけじゃなく、尾ひれがついている話だと思いますが、その尾ひれについては聞いておられるのでしょうか。

○
村長（菅野典雄君） その尾ひれというのは何なのか、ちょっとわかりませんが、ある仮設に行ったときに、「早く村長を帰さないと、仮設生活もなかなかいいもんだ」という話も中には出てきていますよという話は、もう十分聞いております。それが尾ひれなのかどうかは私はわかりませんが、そういう声もないわけではないということは十分知った中

での今までのお話であります。以上であります。

2番（渡邊 計君） 私も仮設に、伊達の仮設にいるがため、いろいろなお年寄りのお話も聞こえています。確かにこんな仮設では死にたくない、そういう声は聞こえます。しかし、飯館に帰りたいわけではないと。飯館に帰って孫子が私の臨終のときに来てくれるかと。私は安心・安全なところに一戸建てが欲しいんだと。それであれば孫子たちも来てくれると。そして、その方は、私の臨終のときには孫子にみとられ、そして生きること、そして死ぬことの尊厳を孫子に伝えたいと、それがお年寄りの務めであると、そういうふうに言っておられます。そのことに対して、村長、いかがですか。

村長（菅野典雄君） そういう方がいて当たり前だと思います。ですから、そういう方は、飯館に帰りたくない方はそれなりの国の、満足ではありませんけれども政策がございますので、そこで住んでいただいて、そのときに家族やなんかと一緒に住んだり、あるいはいろいろな行き来ができるれば、それはそれで、私たち、それではだめですよというようなことを全く言っているわけではありませんので、全くではなくて、全くそれはそれぞれの自由ですよというのが飯館村復興計画の第1版からの基本的な考え方ですから、ぜひそこだけは頭に入れていただきたいと思います。

2番（渡邊 計君） 村長は、帰りたい人がいる、帰りたい人がいると、それを強調しておりますが、聞いていますと、帰りたい人がいるというよりも、帰したい人がいるというように捉えているのは私だけでございましょうか。

質問を変えます。アンケートに関してですけれども、住民の意思の集約に関してでございますけれども、アンケートにしても、懇談会にしても、若年層の集約をどういうふうにするのか。予算委員会の中では、アンケートをやります、若い人たちの集約にはお願いするだけですと。でも、これお願いするだけでは無理なんです。そして、前回、村内の住宅に入っている方々にアンケート調査をし、最初60%だった。それを電話をかけて90%以上に答えを取りつけたと。やればできるんですよ。アンケート、いつまでたっても50%のアンケート、それで今後の村の先行きを検討できるんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 村民の意向調査につきましては、昨日のご質問にもお答えしましたように、とにかく前回の調査にありますように、議会からもご指摘あったとおり、若い方をというようなことで18歳以上の5,000人の対象者で、50%を切った内容でありますけれども、18歳以上の方々の調査対象も含めてやらせていただいたところであります。これから第5版、第6版に向けて帰村・復旧に向けて取りまとめをしていくわけでありますけれども、とにかく今の形で若い人たちの声もとにかく復興計画の中に入れて、そして復興事業、さらにはその計画をまとめていければというふうに考えておりますので、その都度、また議会のほうにもご相談させていただければというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

2番（渡邊 計君） 村の将来を担っていくのは若者なんです。前回のアンケートにしましても、20代、30代、40代の回答率、2桁まで行かないでしょう。お年寄りだけ帰つていいというものではないんです。確かにお年寄り帰つて、すぐには村も保つでしょうが、何十年もちますか。将来の飯館を考えるならば、若者に帰つてもらう政策をしなけれ

ばいけないと思います。

それと、アンケートの時期はいつごろやる予定でございましょうか。

総務課長（中井田 榮君） アンケートの時期でありますけれども、これから第5版を、さきの全員協議会でもご説明しましたとおり、あのような形で村民部会を立ち上げながら、前回の第4版のワークショップのそれぞれの課題を踏まえながら、アンケートの課題も踏まえながら進めさせていただきたいというようなことでご説明をさせていただきましてけれども、その第5版策定委員会、さらには村民部会を立ち上げながら、その状況を見ながら、今年度中には早い時期にアンケートをとりながら、さらに第5版の中身を充実していければと、検討課題の中に入れながら第5版をまとめていければというふうに考えております。

○ 2番（渡邊 計君） 今年度中にとおっしゃっていますけれども、これ村長も解除時期を9月ごろ、秋ごろには議会、住民と相談をしたいと。ということは、それまでに間に合わなければいけないんじゃないでしょうか。それまでに村民の意思を集約しなければ議会と村長とだけの話になってしまふんではないでしょうか。村民の意思が一番大事だと思いますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 繰り言になりますが、村民の意思が大切だというのは全くそのとおりであります。ただ、村民の意思は、何度も言いますように、100人いれば100人がみんな違うわけですから、そこをどういうふうに結びつけて、ここら辺がいいところではないかという話を皆さん方としていくことも大切だというふうに思っているところであります。

○ 今、9月ごろという話でありましたが、当然、その前にいろいろなことを考えていかなければなりませんし、やらなければなりませんから、9月にこだわったわけではございませんが、ある程度先を見る形にできるだけ早くしなければならないという中での、これまでのそういうお話ですから、それにこだわるわけではありませんし、またやるべきことはきちんとやらなければなりませんので、しっかりとこれからを進めながら皆さん方と相談をさせていただくということであります。以上であります。

2番（渡邊 計君） 村民の意思の集約もなしに話し合いを持っていこうと、まるつきりむちやな返答に聞こえます。

次、避難解除の条件ということで、本来であるならば、との生活ができることが基本条件であると思われますが、それを求めれば10年単位でいつまで続くかわからないと、なかなか結論は出てこないということでありましょう。

ただ、その中で除染の進捗が一番の必要条件となっておりますが、これ線量の低減に関して、村の復興第1版に当面は5ミリと。それに関して環境省が同じく当面は5ミリという話を出してきておりますけれども、当面ということは差し当たってということだと思うんです。それで、この差し当たってというのは何を指すのかとなった場合に、飯舘村の特別地域内除染実施計画、これ29年3月までですが、このことを指しているのではないかと思われます。ということは、それ以降の適切な措置、除染に関して今から話をしなければいけないのでないかと。現在行われている除染に関しても、3年かかるって

ようやく本格的除染が始まると。現在は5ミリを目安にしていますが、若者を帰すためにはそれ以上に下げなければいけないと。そのことに関してはどのようにお考えでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今、お話をいただきましたように、復興計画の第1版の中で除染の目標値ということで、当面という言葉を使いながら年間5ミリ、時間当たりにしますとおよそ1マイクロシーベルトということでございます。

今、計画にありますように、農地までやるということで29年3月というのが国の計画になつておりますし、今回の除染に当たっては、やはり目標としますのは5ミリなのかなというふうに考えております。

それで、懇談会の中でも村民の方々からいろいろなご意見をいただきしております、いわゆる1回限りの除染なのかと、ホットスポットがあった場合どうするのだと、後の再除染はどう考えるのだという部分のご質問等をたくさんいただきしております。それで、この説明会も私自身も24年から出ておりまして、国の対応もやはり26年になってからも大分進展しているという状況があります。というのは、前の計画ですと、数値を見ながら検討しますというものが前の計画でありましたが、昨年の12月に出されました計画では「フォローアップ」という言葉を出しながら、「再除染」という言葉ではございませんけれども、除染の高いところはフォローアップしていきますという言葉も前進しているのかなというふうに思っております。

それで、今、国ほうも今回の除染の中で、その敷地内、終わったところの線量を再度はかって、高いところがあれば、またその工事の中でやっていきたいという話もしております。また、前にやっているところについても、今継続モニタリングという形で測定もしているというところで、その点も、例えばホットスポットがあれば何らかの策を工事の中でやっていきたいという意向にもなっておりますので、当面、今回の29年3月までの工事ではそのような国の対応をしていくということでございます。

それ以降の部分でございますが、いまだどうするというものがございません。先進地といいますか、除染の完了している自治体も出てきておりまして、その対応も国がいろいろ模索をしながら、実証等をしながらいろいろやろうとしておりますし、やっているところもございますので、29年3月、村にとって除染を進める中で、ある程度、国ほうもその後の対応も打ち出してくるのではないかと思っております。ただ、その時期を待って、そこで交渉するのではなくて、今後もその後をどうするのだという部分は国ほうにも求めてまいりたいと思っております。以上であります。

2番（渡邊 計君） 現在、飯舘村で行われている除染はしきい値がない除染であります。環境省もやればいいような話をして答えていたる状態でありますけれども、除染終了イコール帰村ではないと思われるんですが、除染終了後1年程度は線量の動きを見つつ、下降線をたどるのか、また上昇してもとにかく戻りつつあるのか、そういうものを見据えてからの解除になるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） ですから、理想は全くそのとおりでありますけれども、その理想が全て村民のために、あるいは村のためになるか、ならないかというのは、これから多くの人

たちと相談をしてということあります。

2番（渡邊 計君） 私、理想論を言っているんではなく、現実論を言っていると思っているんですけれども。幸いと言ったら怒られるかもしれません、当村は避難地区の中でも唯一封鎖されていない村であります。一部、長泥地区、封鎖されておりますが、長泥住民は鍵の番号を知つていれば誰でも入れる状態であります。この封鎖されていないということを利用するべきではないでしょうか。無理な解除宣言によって帰れない人たちが苦しむのは目に見えているのです。誰も帰りたくないわけではないんです。自分のふるさとです。ただ、うまく利用すれば、この封鎖されていないということを利用して体験宿泊などを3ヶ月等じゃなく、もっと長い期間、そして若者が戻れるような線量になるまできっちりと国に要求していくべきではないでしょうか。

○
村長（菅野典雄君） 当然そういう考えもありますので、もう既に交渉はやっておりますが、全て相手次第、あるいは全体の中での制度ということあります。飯館村だけという話になれば、それはそれで簡単でありますけれども、全体のこの避難の中でどういうふうにするかということになりますと、そう簡単にこういう話ができるということではないということあります。ただし、当然交渉しております。以上であります。

2番（渡邊 計君） 交渉事がなかなか表に見えてこないと。

○ 次、これ農業に関しても、生活に関しても、再開はできます。再開はできますが、再建できるまでかなりの時間を要すると思います。これ、特に山菜、キノコ等、こういうものに頼って生活していた方々も多いし、先日、山菜取りをしていたおばあさんと話をしました。まさか食べるんじゃないでしょうねと、いや、検査してもらうんだと。それで、昔、震災前だったら、こういう山菜、キノコ等で冬の寒い間は御飯を食べたんだと。無駄な金を使わいで生活できたんだと。ところが、これ山菜とかそういうものはいつになつたら食えるかわからない状態であります。ましてや、農業は3年ほどは、農水省でも土地を地力回復するまで最初は農水省が管理することもありましたが、これ再建できるまでどのようにしていくのか、お尋ねいたします。

副村長（門馬伸市君） 営農の再開については、今の除染の状況から見て、除染の完了したところの農地を見て、すぐに再開できるような状況でないということはご承知だと思います。村としては除染後の農地の再生に向けては、今、除染の終わったところの集落の皆さんに集まつていただいて農地の保全管理、まずは保全管理、そして地力をつけて、その後によくやく農作物が作付できると、こういう状況ですよね。今、最初の段階やっていきます。ですから、そう簡単に物をつくって売れるということはないというふうに思っていますし、モデルで実証やって、稻、野菜つくって食べられるような状況だと言いながらも、これとて風評被害の問題もありますし、簡単なものではないということは多分議員もおわかりだと思います。ステップアップをしながら、段階を踏みながら、農地の再生に向けて村としては当面はやっていって、作物の作付できる段階になったときにどうするかと、こういうことだと思います。今、できない、できない、できないの、最初の、もうその言葉だけだと前途が全く真っ暗になりますけれども、決してそうではないと思います。そういうふうに諦めている人もいます。でも、畜産だって、この前、畜産

の農家のやっていた方が、私たちは環境さえ整えば、というのはつくれる状況ですね、やってみたいでというのを話していました。ですから、そういう、何でいうんですかね、積極的に村に戻って農業をやりたいという人も結構若い人の中でもいると私は思います。ですので、その環境だけは行政でしっかりとやっていかなくてはならないというふうには思っています。

それと、そういう、何でいうんですかね、村の情報を常に流していくということ。それらが大切ではないのかなというふうに思っています。

2番（渡邊 計君） 私は、今聞いたのは、農業再開から再建できるまでの間の生活をどうするのかと聞いたんです。

副村長（門馬伸市君） いわゆる働く場の確保だというふうに思います。今現在も働く場所はあるんです、村内には。働く意欲があれば。事業を再開しているところもありますし、後で事業所を新たに始めたところもあります。ただ、希望をする方が、この職業でないとダメだとか、これでないとダメだということになると、なかなかすぐに、何ですかね、雇用の場をつくって、そこでどうぞというわけにはいきません。ですので、今回の拠点整備なり、いろいろな計画をつくっていますけれども、そう簡単に企業が来てもらえる状況にないということはご案内のとおりでありますから、今真剣に、戻ったときに仕事、働く場所の件については検討しておりますので、今ここで、これか、これか、これかというのを出しませんが、今やっています。ですので、もうしばらくお待ちいただければというふうに思いますが、働く場所はあるんです。

2番（渡邊 計君） 働く場所といいましても、震災前からも農業はじっちゃん、ばっちゃん農業が多かったはずです。そういう方々、60歳以上の方々、そういう人たちも働けるということでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 例えば、今農地保全管理のお話ししましたが、当面ですよ、そういう今まで農業で経済的に生計を立てていた方が、高齢者の皆さんが多いんですけども、そういう方が農地の保全管理の仕事だって、これあるんですよね。再生するまでの間、そういう保全管理もありますし、あるいは、何でいうのかな、実証の作物のなんていのもの、これもあります。ですから、農業の人が働けない、働く場所がないということではなくて、今のは一例ですよ。一例ですから、これが全てではありませんが、今の農地保全管理なんかも、当然今まで農業やってきた方が耕して保全を管理して地力をつけるわけですから、そういう仕事もこれからの中に考えているということです。それ以外も結構あると思います。さらに、花卉施設なんかも若い人でなくとも、高齢者の皆さんでもできる仕事、結構出てきますので、そういうのもこれから村では検討しているということあります。

2番（渡邊 計君） 農地の手入れに関して、これ1反歩3万5,000円ですよね、今のところ。それで、例えば1町歩持っていたって年間35万円にしかならないと。それも一度うなつただけで3万5,000円になるわけではない。そうですよね。一工程幾ら、一工程幾らで総合的で3万5,000円という話だと思うんですけども、こういうことは村民には伝わっていないんですよね。知っている人は知っています、いろいろな人に聞いて。でも、こう

いうことが村民の皆さんに伝わっていないと。それで村民たちは、じや帰ってから農業再建できるまで何やって暮らすんだと、そういう不安を持っているわけでございます。

いつまでたっても同じなので、次、避難解除の条件の中にイノシシ、猿、そういう鳥獣害の被害が、もう今、物すごいふえていると。これ鳥獣害の被害をなくすことも避難解除の条件になるのではないかと思いますが、今まで以上な対策をとらなければこれいけないと思いますが、どうでしょうか。

○
復興対策課長（愛澤伸一君） 有害鳥獣対策につきましては、捕獲実施隊の皆さんを組織しまして、今年度、18名の体制で活動を開始していただいたところでございます。その中で住民の皆さんからのいろいろな被害の情報等を集約しまして、箱わなの設置ありますとかを今年度進めていくところでございます。

あと、先ほどお話をございました営農再開支援事業の中でも農地に柵ですか、牧柵等を回す事業なども予定されておるようでございまして、そういったもの、いろいろな制度を活用していただきながら農地の保全に努めていただきたいなと考えているところでございます。

○
2番（渡邊 計君） 同じく避難解除の条件で、私はこれ健康手帳の必要性、健康手帳と呼ぶか、原爆手帳と呼ぶか、これ低線量被ばくに関してはいまだに実証、証拠も何もないと、実証されたデータも何もないと。しかしながら、低線量被ばくというのは、先日、私、神戸大学の振津かつみ先生のお話を聞いてまいりましたけれども、一般の病気でも被ばく量に応じて確率が上がると。被ばく量が少なくても線量に応じたリスクがあるんだと。そして、この低線量被ばくに関しては晩発性疾患、一時に高線量を受けた場合はすぐに症状が出ますけれども、この低線量に関しては晩発性、10年後に出るのか、20年後に出るのかわからないと。

そこで、現在、村のほうは医療費免除となっておりますが、これがいつまで続くのか。それで、これがなくなった場合、子ども支援法で18歳以下はしばらくの間はこれ医療費免除になります。ですが、18歳で病気が発見され、19歳で手術となった場合、これ医療費全部自分で持たなければいけなくなるんです。かの山下先生も言っていましたよね。広島、長崎は長生きしていると。原発手帳を持って医者にかかるはただだから、皆さん、一生懸命医者にかかって長生きしていると山下先生もおっしゃっていましたよ。そういうことで、この健康手帳の必要性とかそういうものに関してはどのように考えていらっしゃるんでしょうか。

○
村長（菅野典雄君） こういう放射能の特殊性でありますから、そこをどういうふうに健康手帳なりなんなりに記載をして、それを後年度の対応にするかという話であります。

多分今まで、いわゆる村でも出しましたし、あるいは村内の若手の方も出しました。いわゆる1つは、どのぐらい、どこにいたのかという話と、あとはどういう診察を受けて、どういう結果になったかということであろうと思います。

残念ながら、やはりほとんど、どこに、どういうとき、どうだったのかというのは、なかなか今思い出せるものないので、残念ながら村でやりましても、なかなか書いてもらえなかつたと。あるいは、医大でやっているところにも多分20%から30%近くぐら

いではないかなと。30%以下ではないかなというふうに思っています。そうすると、できるだけ検査体制をこれからしっかりととしていった中で、こういう検査をきちんと受けているのですよと、受けた中でこうなりましたという形の中で、これだけやはり日本にとって大事件でありますから、水俣病もあったとは思いますけれども、それ以上のこれ世界的な関心の中でありますから、私は村だけではなくて、全体としてそういう病気にどういう、もし発病なりなんなりがあれば、どう対応していくかというところを全体としてやっていかないと、村だけでという話にはなかなか難しいんではないかと。ただ、村ができるることは精いっぱい、皆さん方に健康管理と健康診断なり、あるいはいろいろなものを受けさせていただくという形がいいのではないかと、このように思っているところであります。以上であります。

2番（渡邊 計君） 今の答弁に加えて、要は健康手帳というのは原爆手帳のように将来的にも、全員被ばくしているわけあります。いつ病気が出るかわからない。ただ、これ病気が出ても放射能のせいであるとは立証できないんですよね、今のところ。しかし、放射能のせいではないということも立証できないんです。であるならば、この現在の医療費免除、これを健康手帳を持つことによって継続できるようなことを国に要望していくべきではないでしょうかということをお話しておられるんですが、いかがでしょうか。（ ）

村長（菅野典雄君） 以前、渡邊議員が議員になる前も議会からいろいろ話がありました。原爆手帳という話であります。それに対して村のお答えは、やぶさかではないですけれども、またその反面、それを持っているという話は、むしろその人にとってマイナスといいますか、持ちたくないという考え方もあるんではないですかと。ですから、できるだけやはり一般的な健康手帳といいますか、健康診断なり、あるいは放射能に対する特殊な検査ができるだけ丁寧に受けさせていただいて、その記録をとっておくということが今当面考えられることではないですかというお話をさせていただいたところであります。

名前はどうであれということだろうとは思いますが、いずれにいたしましても、村民のこれから長期の健康を守っていくと、その体制をとるというのは村にとって大切なことでありますので、いろいろな形でこれから考えていきたいと思いますし、一番は精神的な面、あるいは場合によっては、何でいいですかね、前向きな形、あるいはその他いろいろな形が総合的にその病気をいい形にするのか、発病に向かわせるのか、そうでないのかということも、あらゆるデータでこれ出ているところでありますから、そういう意味で総合的に健康関係の担当で精いっぱいこれからもやらせていただきたいというふうに思っております。（ ）

2番（渡邊 計君） 以前も村長には、そういうものを持っていると白い目で見られるのではないかとか、そういうことがあるのでいかがなものかという返答はいただいておりました。でも、持ちたくない人は普通の保険証でいいんじゃないですか。私は白い目で見られても何でもいいと、医療費が免除になって健康を保てるなら。これ、がんになった場合の医療費、とんでもない金額かかるんですよ。それがいつ出るか、10年後か、20年か、これわからない。ずっと不安を持って生活しなければいけない。そのことに関して今後

ともきっちりと考えていただきたいと思います。

次に移らせていただきます。

東電への要望書の騒動についてであります、こうやって議会を聞きに来たり、あとは新聞などでも情報を収集している方はおられると思いますが、これ村民全ての方が関心事だと思いますので、ホームページ、あるいは広報等に村長の今回の釈明を載せるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 今回の件については、私も取材を受けたりしましたが、事実と異なる報道も結構あったなど、こういうふうに思っています。ですから、私たちの意図するところと別な形で報道されたというのもあって大分村民からも、そういう不安といいますかね、そういうのがありました。特に蕨平の皆さんはADRのほうの申し立てをしておりましたので、そんな関係で、この要求書が出たためにこの回答がおくれたというふうに誤解をしておりました。その辺は5月の16日に丁寧にその要求書の真意、内容を説明をさせていただいて、ある程度の納得をいただいたということです。

ただ、5番目については、要求書の5番目については、私としてはそういう、できるだけ区域ごとの賠償に差が出ないような形でということで出したんですけども、文言上ちょっとありますと、取り消しといいますか、削除をして再提出をしたところです。

今までも要求書、要望書等については、村のホームページなりタブレットなりで出しています。ですので、ただ、今の謝罪ということになりますと、これが間違って出したというふうに捉えられますよね。間違って出したんだからと。問題は、5つありますけれども、5番目の今のところは文言上、誤解がありますけれども、あとは1番から4番までは何ら、皆さんのために要求をしたことですので、これを謝罪という形ではなくて、やっぱり真意を伝えるべきだなというふうには思います、誤解をしていた方もおりましたので。そういう形で、5番を削除した旨もみんなに知らせを、この要求書の件については出したいなというふうには思っています。

2番（渡邊 計君） 私も、これ謝罪じゃなくて釈明をきっちりするべきだということで質問しましたんですが、時間もなくなってきたので次に移らせていただきます。

モニタリングポストの誤差なんですか、今後これ国に誤差調査とか、そういう返答ではなく、誤差あるものをどういうふうに対応していくのか。機械を入れかえるとか。モニタリングポストのリアルタイム型はほとんど誤差がないと。であるならばリアルタイム型に交換してくれとか、どういう対策を立てていくのか。また、これ、その機械をかえる、あるいは国が是正するまで村として独自で、今回一度ではなく毎月やって、きちんとデータを残すべきではないかと思われますが、いかがでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今回、機種の違いという部分で、村としては差があるというふうに判断しております。それで、国からのホームページ等も見ますと、いわゆるフェンスに囲まれている可搬式についてはグレイという単位を使っていると。あとは、丸坊主型の部分についてはシーベルトタイプだということで、シンチレーションのタイプはシーベルトですので、そこでグレイとシーベルトの差が出てきているということは国がや

やっぱりこれは認めております。ただ、今のところ全てイコールというふうに使っているというのが多分そこの差の原因といいますか、要因なのかなというふうに思っております。20%精度という部分もありましたので、村としましては、まずその実態調査をしていただいて、今おただしいただいたように、グレイとシーベルトの差があるということであれば、結果的な数字で換算させて、それを発表するとか、そういうふうに実態と、今どうしても村民の方々はシーベルトという名前を使っていますから、グレイという言葉を新たに出すと、また混乱するという部分もありますので、やっぱりシーベルトに合わせてもらうというのが必要なのかなというふうに思っております。ですから、数値的な変換とか、あとは機種的な部分、今おただしいただいたような部分ができるかどうかというものもあるかと思いますが、まずは実態が、例えば2割以上超えている機種のその測定方法が若干違うんじゃないかとか、そういう実態をまず調べていただいて、その後にいろいろ国と協議させていただければというふうに思っています。そんな考えをしております。

()

あと、村のほうの独自という部分、今回このような形になっておりますので、職員等にお願いしながら、月1回程度はやはり状況は村としても確認していくようにしたいと思います。以上であります。

2番（渡邊 計君） 今回、これ明白になったわけですが、この線量誤差に関しては村民誰しもが興味を持っている者、そして不信感を持っている者が多くおられると思うんです。このことに関しましてもお知らせ版、あるいは広報等により、こういう結果であると知らせるべきではないでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 国との関係もございますので検討させていただきたいと思います。以上です。

2番（渡邊 計君） 今後、これから懇談会、賠償説明会などいろいろあると思われます。その中で村民の要望が反映されるような懇談会であり、国及び東電の回答を引き出すようなことを村行政として力を入れていただきたい、そのことをお願いいたします。

間もなく時間ですので、村長に一言、2月の新聞に載っていた親御さんが子供を思う気持ちについて出ていましたので一言お伝えします。

「1,000回に一発しか弾の出ない拳銃であっても、その拳銃の前に我が子を立たせる親はない」。これは親御さんが子供を思う心でありますので、ご理解いただければと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大谷友孝君） 9番 飯樋善二郎君。

9番（飯樋善二郎君） 私は、第7回飯舘村定例議会において一般質問をさせていただきます。質問に先立ち、現状について一言お話をさせていただきます。

東京電力福島第一原子力発電所事故から早くも4年目となってしまいました。想像を絶する避難生活もこれほど長期化するとは誰もが予想もしなかったことでしょう。依然として進まない復旧・復興と除染作業のおくれは深刻な状況となっております。

私たち被災住民にとっては、暮らし、仕事、営業などの経済的側面と放射能に対する不

安など精神的・肉体的側面の両面で大きな矛盾と混乱を今もって突きつけられております。

当初から言われていますように、放射能に対する認識と考え方はそれぞれ違います。一言で判断はできませんので、さまざまな選択肢が求められているわけですが、そのことが今現在に至っても何ひとつ見出せない現実となっています。

本来であれば、無条件に一日も早い原状回復がなされなければならない事故対応も、これまでの国と東電の対応は、それとはほど遠い対応となっているのではないか。

今回の住民との懇談会でも多くの要望や対応のまづさが意見として出されました。ほとんど国からは同じ答弁を繰り返すだけで、全く意に介する答えはなかったように思われました。それが今置かれている現実で、余りにも痛ましい状況となっております。

そのような中、住民にとってはこれから将来のあり方で苦渋の選択が求められていくわけで、まさに厳しい先が待っています。現状がそう簡単に変わりはしないことは十分に承知はしておりますが、余りにも被災民にとっては厳しい仕打ちとしか思われません。一日も早くもとの生活に少しでも近づけていかなければならぬわけですが、それらもままならない現実となっております。このままでは、この先の生活設計や夢も希望も描けない毎日が続いていきますから悲観的な状況しか想定できませんし、心がなえてしまうのではないか。

さらには、さきにも出されました。また国の要人が心ない発言を繰り返し、被災民をどう考えているのか真意が疑われる事態となっておりますが、このような悲痛な住民の声を伝えながら質問に入らさせていただきます。

まず、1点目の復興計画についてお伺いいたします。

さきにも話をさせていただきましたが、帰村後の生活維持の姿が一向に見えてきませんが、今後どのような計画となっていくのか。第4版で示された計画では復興の拠点整備と草野・飯樋・臼石の復興住宅整備、さらにはインフラの整備等はある程度計画されていますが、そのほかの生活に直結する取り組みはほとんど示されていませんが、どのような方向性を想定しているのか伺うものであります。

2点目は、これまでの農業を中心とした産業形態が再生困難だとすれば、どのようななりわいが予想されるのか。帰村後予定されている比較的働くことを希望される高齢者や住民のうちの中堅層の方々たちの収入のもととなる雇用の場や構想はあるのか。事故以前同様の産業構成は非常に難しいと思われますが、想定される取り組みは何かを改めてお伺いいたします。

3点目は、除染のおくれから全てにおいて当初の計画よりも大幅に先送りされていくことが予想されますが、第5版では、それ以外でもそれぞれ地域の特徴を取り入れた復興ビジョンも同時に示されなければ、住民も帰村計画が打ち出せない人も多く出てくるのではないでしょうか。今後出される第5版にはこのような中身もしっかりと示す必要があると思うが、あわせて伺うものであります。

次は、健康に対する影響についてお尋ねいたします。

2-1として、このほど県民調査の結果が公表されました。原発事故による影響を調べ

る甲状腺検査で、18歳未満の対象者の約8割のうち甲状腺がんが確定した人は、前回より17人ふえて50人になったとする結果が正式に公表されました。検討委員会では追跡調査を検討している90人についても、これまでの科学的知見から、現時点では放射能の影響は考えにくいとした見解を改めて示したが、委員の中には現状を不安視する声もあるが、どう捉えて対処していくのか伺うものです。

2-2としては、健康に対する不安と影響を心配する声が出されていますが、今後の健康調査や指導体制はどのような内容となっていくのか。正しく認識し、怖がるとしているが、放射能の直接影響だけでなく、鬱病を発症する人や孤独死などもふえていることも事実なので、今後の健康対策はどのような内容となっていくのか。ある自治体では独自に調査を開始いたしましたが、本村の取り組みはどうなるのか、あわせてお伺いいたします。

以上、2項目、5点について質問をいたします。

村長（菅野典雄君） 9番飯樋善二郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。（ ）

生活維持についてあります。

食料や生活必需品については、避難前の商工業の復興を図りつつ、新たに整備を計画している村内復興拠点深谷地区において調達ができるように整備を進めていく考え方でございます。ここでは交通の便の悪い方には宅配サービスなども検討ができればと、こんなふうに考えているところであります。

それから、医療・福祉については、帰村後は飯館クリニックを秀公会により速やかに再開し、対応していく計画をつくっているところであります。

なお、移動・送迎につきましては、従来のコミュニティバスを運行する予定でございます。

企業支援についても、既存企業、事業所への継続支援と新たな働く場の確保など雇用拡大に努めてまいりたいというふうに思っております。

そのほか、それぞれの地区については、後ほどもお答えさせていただきますけれども、集会所はそれぞれの地区にとってコミュニティーの場だというふうに思っておりますので、その辺の支援なども当然これから考えていかなければというふうに思っております。そして、村民の帰村状況に応じて対策が考えられていくものと思われます。したがって、帰村してみて、ここが足りない、ここが困った、ここがこうだという話をいただきながら、一つ一つ丁寧にやっていきたいと、このように思っているところであります。（ ）

2つ目であります。産業の再生ということではありますが、これ、とにかく何せ除染を進めていかないと何とも進まないと、こういうことではあります。ただ、除染が完了したからといってすぐさま今までのとおりの営農再開ができるというわけではないというのは、もう議員が今おっしゃられたとおりでございます。

原発災害で汚された土地のイメージが残る中で、飯館村はやはり農業というものを捨て切れる村ではございませんので、例えば当面、花をテーマとした作物にこだわった生産をすることによって何とか農業の再生を図りながら少しづつ広げていければなど、そんな検討もしているところであります。

また、農地の維持管理、土壤の回復については、国や県と相談をし、制度をつくっていただき、それを使いながら除染後の農地をいかに回復し、本格的な営農再開までつなげていくかということを考えていかなければならぬというふうに思っています。

また、農業を再開しない人の農地は、どういう形になるかわかりませんが、農地管理会社的な仕組みや中規模農業経営者への農地の移管といいますか、集約などによって農地の保全・管理ができないものなのだろうかなと思い、検討をこれからしてまいりたいというふうに思っています。

また、既存の商工業、企業に対しては、従来の営農再開や規模拡大の支援はこれまでおり行うわけでありますけれども、一方で新たに多種多様な企業への声かけも行いながら、小さくても、あるいは場合によってはお年寄りでも雇用の確保などをできるような形をやっていかなければならぬと、そんなのもおいおい、いろいろな会社、業者などと少しづつ交渉、今もしていますが、しているところであるということをお伝えをさせていただきたいというふうに思っております。

3つ目の復興計画でございます。復興スマートビレッジ構想であります、復興のシンボルという位置づけで、まず復興の拠点をつくるなければと、こんなふうに思っておりまして、復興計画ですが、原発災害という特殊性のために長期的に復興の全体像を見定めることはなかなか難しいなと。そのために復興計画は隨時、反対するといいますか、計画を重ねていきながら策定しているという、そんな村の状況でございます。

それで、スマートビレッジ構想以外では、草野・飯搗・臼石、これもともと飯館村の中心にある3地区でございまして、それに今回、深谷地区の拠点づくりをあわせて進めると、こんなふうでございます。

草野地区には、前にもお話ししたかもしれません、来年度、公民館が新しくなります。この公民館も今までとはちょっと発想を変えていかないといけないのではないかということで、今教育委員会を中心に検討をしていただいているところでありますし、大谷地住宅も、もう、本来23年度に建てかえる予定でありますけれども、震災のためにできなかつたわけですが、戻るに当たってはやっぱり住宅を新しくしておかなければならぬのではないかと。一氣にはできませんけれども、何とか帰村あたりまでに少しでも間に合わせられればと、こんなことで今、予算なども皆さん方にお願いをこれからする予定でございます。

そのときに草野のコミュニティーもなかなか大変なのかなと、こんなふうに思っておりまして、深谷とあわせて、非常に集会所で困っているようありますから、その辺も一緒に事業の中に組み入れられればいいなと、こんなふうに思っているところであります。

飯搗地区は、村営住宅整備と、こんな話も前、伺っておりましたし、あるいは鍔剣道場を壊しました。また、企業が入っていただいている建物も移る予定でございます。そうしますと大変、村民グラウンドをこれからどういうふうに、村全体としても、あるいは飯搗4区などの、あるいは飯搗地区全体の活用につなげるというか、ということも検討していかなければならないなというふうに思っております。

もう一つの臼石地区でありますけれども、これは二枚橋から上がって臼石までというこ

とで、もともと拠点にというふうに思ったわけですが、皆さん方の大変ないい意見をいただきまして今、深谷に変えているわけですが、それでもやっぱり村の表玄関であることには変わりはないわけがありまして、何か多くの人たちが飯館に入るとほっとするというような話も聞きますので、その景観整備とか、あるいは結構企業などが入っておりますので、働く場の確保について、それぞれ白石あたりを1つの核にできないかと、そんなことも考えているところであります。

なお、じゃ、その他の行政区はどうなんだということですが、これまでにも地区別計画などを続けていかなければならないと思いますし、特に何年も空き家にしていた、いわゆるコミュニティーの場であります集会所、ここをどういうふうにそれぞれの地区的拠点にしていくかというところが重要な課題なのかなと、こんなふうに思っておりまして、そういうものを第5版などに、具体的にその計画の中に入れてまいりたいと、このように思っているところであります。

ほかの質問、担当のほうからお答えをさせていただきます。

以上でございます。

健康福祉課長（高橋正文君） 私のほうからは、飯樋善二郎議員の健康に対する影響についてのご質問にお答えさせていただきます。

関連がございますので、2-1、2-2を一括してお答えさせていただきます。

まず、健康調査の結果、18歳未満の子供たちの甲状腺への影響についてのご質問でございますが、原発事故後、放射線による健康被害の状況を判断するために甲状腺検査と内部被ばく検査を避難直後から県が主体となり実施しております。ご承知のとおり、本村でもホールボディカウンターを購入し、あづま脳神経外科に設置し、内部被ばく検査と甲状腺検査をあわせて実施してまいっております。

平成25年度の甲状腺検査の結果については、A1判定である異常なしの方が60.3%、A2判定である5ミリ以下のしこりや20ミリ以下の嚢胞が認められた方が39.3%、またB判定である、これ5.1ミリ以上の結節や20.1ミリ異常の嚢胞が認められた方が0.4%おり、直ちに二次検査を必要とするC判定の方はおりませんでした。

また、A2、B判定の人については、医師の指示に従い再検査を実施しまして経過を見ているところですが、現在までに悪性、または悪性の疑いのある方はおりませんでした。

また、福島県以外の地域において、これは青森、山梨、長崎県の検査によりますが、その検査と比較いたしましても、ほぼ同様の結果となっておりまして、今のところ放射線による影響は確認されないという所見が示されているところでございます。

続いて、健康に対する不安が懇談会等で意見が出されているというご質問についてでございますが、村といたしましては、内部被ばく検査及び甲状腺検査について今後も継続して検査できる体制を整えるとともに速やかな情報の公開に努めまして、少しでも健康に対する不安を取り除くことができるよう、村民の健康をしっかりと見守ってまいりたいと考えております。

さらには、現在村で行っています山菜、食品の検査について、もっと短時間、かつ少量で、また切り刻まないで検査ができる機器の導入などについても今後検討してまいり

たいと。さらには、村民の方の不安の払拭に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

9番（飯樋善二郎君） 何点か再質問をさせていただきますが、現時点ではなかなか先が予想がつきませんから、先行きの見通しも目標を失わないためにも大事と判断して伺うものであります。

まず、1－1ですが、避難前の商工業の復興を図るとしておりますが、3分の1程度の人口が予想される中で、果たしてどれだけの商工業が成り立つと予測しているのか、村の見解を再度お伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 飯館村、もともとはいわゆる商業関係、工業関係をしている会社、多分200社ぐらいだったのでないかなというふうに思っています、大小入れてですね。今、村内に戻って頑張っていただいている方は35社ぐらいであります。あるいは、村外でお仕事をしていただいている方も結構あるのではないかというふうに思っています。

○ そうしますと、結構村民の皆様方は、何でいいですか、操業を続けたい、やりたい、頑張りたいという気持ちを持っていらっしゃる方が多いのではないかというふうに思っています。ただ、現実に今お話がありましたように、人口が減る可能性がある、あるいはまた先行きどういうことなのかわからない、あるいは戻るにしてもなかなか今までの事業の従業員がいないとか、あるいは店がどうのとか、そういう形はあるのではないかというふうに思っておりますし、できるだけ、全てというわけにもいきませんし、また程度の問題もあるんですが、臨機応変に村としてやっていかなければならぬのではないかと、こんなふうに思っています。そこが皆さん方にお願いした日はまた上の基金でありますけれども、それが全てではありませんので、制度的に国の制度をどれだけ有効に使いながらということあります。

今、実はグループ補助金ということで35社ぐらい出ていますが、ちょっと定かではございませんが、4億5,000万円ぐらいは補助金として、グループ補助金として戻った方たちには出ているではないかなという気はします。そういう意味で、これもいつまで続くかわからない基金だというふうに私は思っています。ですから、できるだけやはり、大変でしょうけれども、早く戻る中でそういう基金をうまく利用し、そしてそこで足りないような細いところを私たちの村独自のものでやっていくと、そういうことではないかなというふうに思います。村の細いところは皆さん方の、いろいろなやっぱり住民の声を我々にぶつけていただきながら、私たちも住民の声を聞きながら、できれば、こういうときでありますから、規則、決まりに余りこだわらずにできればいいなあと。それにはある程度の制約はあるだろうと思いますが、ぜひそんな形で何とか村を復興させたいと、このように思っているところであります。以上であります。

○ 9番（飯樋善二郎君） そういう答弁がありましたけれども、もともと飯館村の場合は、ほかに出ていって仕事をするという方が非常に多かったわけですよ。今現状を見ますと、当然その人たちはこちらのほうで仕事をしている人が多いわけで、その人が果たして本当に村にまた仕事の場を求めて戻るのかどうかというのも、かなり疑問な話なんですね。そうしたことも含めますと、今後予想される仕事の内容というのは非常に変わって

くるんじゃないのかなというふうに思うんですが、もう一度伺います。

村長（菅野典雄君） 今お話しいただいたことによって、ああ、なるほどというふうに改めて感じさせていただきました。そういうこともあり得るわけですね。その場合、どうなんでしょう。この前、高野議員からもご質問ありましたように、地域居住ではなくて二地域、工場、作業場を持つというような、そんな形でやっていただくことも可能ではないかなという気はします。そのときに国の制度がうまく使えるのか、あるいは村がそれに幾らか何かできるのか。多分従業員の皆様方の大変さなどが出てくるんだろうなという気がします。一人一人の従業員さんの、多くの工場の人たちに何ができるわけではありますけれども、何か福祉政策とか、場合によっては従業員の働く場の環境整備とか、何かいろいろなことが考えられるのではないかというふうに思っていますので、そういう意味では、今いい提案をいただきましたので頭の中に入れておきたいと、このように思っております。

9番（飯樋善二郎君） 企業の支援の継続としておりますが、今話されたように、今までのグループ補助事業はほとんどがハード面の支援が多くなったわけですよね。しかしながら、今お話があったように、新たな支援としてはどんなものが予想されるのか。細やかに支援をしていくということですが、今お考えになっている点はどのような内容なのか、まずはそれを伺います。

村長（菅野典雄君） なかなかこちらのほうでこれこれと言うのは、多分押しつけになったり、あるいは受けるほうとの差が出てくるのではないかというふうに思っています。したがって、できるだけそういうものを聞かせていただきながら皆さん方と協議をしていければと。

この前、実は今年度の予算に、いわゆるこれから戻るにしろ、戻らないにしろ、やっぱり資格が必要ではないかという、そんな案が出ましたので、資格取得に対しての補助制度といいますか、形をつくらせていただいたということです。ですから、もっともっと詰めの話し合いをしていけば多分そういうソフト的なことが幾らか出てくるのではないかというふうに思っていますので、その話し合いの場を持つことも一生懸命やっていきますし、出てきたときに、また議会の皆様方と協議をさせていただきたいと、このように思っているところであります。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 喫飯のため、休憩といたします。再開は午後1時10分といたします。

（午前1時58分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

9番（飯樋善二郎君） 二、三、続けて質問させていただきます。

まず、1-1で伺っておりました雇用の拡大に努めるとしておりますが、この新たな作業がなければ雇用の拡大にはなかなかつながらないのではないかなど、こういうふうに思うんですが、どのような作業を想定しているのか、改めてお伺いいたします。

村長（菅野典雄君） なかなか簡単ではないんですが、例えば太陽光ありますと、その管理ということで数名はあるのではないかというふうに思っているところであります。

それから、これは常時ではないかもしれませんけれども、花などをやることによって、かなりそれにかかわっていただく、いわゆるハウスの中といいますのもあるでしょうし、いわゆる天然の田んぼの中にというのもあるのではないかという気がします。

それから、今、コンビニを何とかというふうに思って本部と話し合っているのですが、いつでもやりますと。ただし、従業員を確保してくださいと、こういう話なんですね、20人ぐらいの。20人が必要なのかどうか、ちょっと私はわかりませんけれども、そういう話をいただきました。などなど結構やはりあるのではないかなと。

あるいは、今度の復興拠点エリアの中に、今、この避難によって結構年配の人がいろいろな作業をやっていただいている、あの「までい着」にしろ。今、実は、これは若い方のいわゆる本当のパートなんでしょうねけれども、ここに健康のリングですか、それをつくって、大変丁寧につくっていただいているということで、東京のほうに出しているというのもあったり、そのほか結構いろいろあるのではないかと。そういう方たちが何か集まって仕事ができるような方法も考えられないのかなあとか、いろいろ出てくるのではないかと。

あと、今、できれば、これはどのぐらい先になるのか、あるいは意外と早いのか、ちょっと言葉はどうかわかりませんけれども、土が汚された飯舘村のその土をきれいにするような小さな工場でもできないのかとか、そんなのも当たっていまして、そこら辺にも当然何名かのお仕事ができるのではないかと。

まだまだ、先ほど副村長のほうからも話がありましたように、福祉施設、いいたての福祉会、いいたてホーム、あるいは菊池製作所さん、あるいはハヤシ製作所さんなどなど、あるいは建設業も人が足りなくて困っていると、こういうことがありますから、そういう中から、できるだけやっぱり働いていただくことによって、これから、少しでも皆さん方の生活のこれから計画が立てられるようになっていただければなど、そのようにも思っているところであります。以上であります。

9番（飯樋善二郎君） いいお話をいただきましたけれども、ずっとお話をできましたバイオマスの話は立ち消えになったかどうかわからないんですが、その辺はどうなっているのか、進捗状況についてお伺いします。

村長（菅野典雄君） まだ進めているところであります。とりあえず、きのう、何ていいますか、線量のところをはかり終わったと、こういうことでありますと、その後どういうふうにこれするかというところでありますが、一番は、国として森林再生をどういうふうにしていくかというところがやっぱり見てこないとなかなか、何ていうんですかね、自主操業という形はなかなか難しいのかなと。ですから、国のほうに森林再生の事業をしっかりとやらせること、そしてまた、あわせて放射能のところをどういうふうに木質バイオマスをやっていくかというところを考えていければというふうに思っています。

できれば、そういう中で今度は熱利用と、そういうところに考えていくけれど。そうすると、熱利用ができるようなところは福祉施設があるセンター地区であったり、もう役

場も20年以上過ぎましたので、どういうふうに、いわゆるその熱利用をしていくか、もうそろそろ取りかえなければならない時代にもなっています。あそこには中学校にプールもありますから、あの辺をうまく使えば、小さな子供、あるいはお年寄りの健康に何か使えるような方法もないのかなと、温水などでと、そんなことも計画として考えていかなければならぬのではないかと、そんなふうには思っていながら、いずれにしても、やはり身の丈に合った形をしていかないと、これは大変なことになるということありますので、できるだけ国の政策をしっかりとやらせなければならないなという気はします。

実は、何ていいますか、森林の再生、国がまた制度をつくりますと、そこにはいろいろな制約が出てきまして、どうも使い勝手が悪いという話になるのではないかと。ですから、できるだけ我々の自治体を信頼をして、しかも自治体の裁量でいろいろなことを考えていくということの予算をつくっていただければということで、事あるごとにその話はしています。ぜひ皆さん方からも、もしあれでしたら、そういう形で共同して国のほうに求めていくというのも大切なことではないかなというふうに思っていまして、これからもその辺、進捗状況などをお話をさせていただければというふうに思っております。

9番（飯樋善二郎君） いろいろといい話を聞かせていただきましたけれども、今年度は無理としても、できるだけ早い時期に住民にもこういった内容の話をしていくて目標を見つけてもらう、これは大事でないかなというふうに思うので、ぜひそんな形で進めていただきたいと思います。

1－2のほうに移らせていただきますが、農地の維持管理や土壤の回復については国県と相談してということですが、どのようなことを想定して国県と相談していくのか、改めて伺います。

復興対策課長（愛澤伸一君） 現在、国のほうから示されておりますのは基本的に営農再開支援事業という枠組みでございます。村といたしましては、今、除染が進んでおります二枚橋・須萱地区とあと白石地区、それから24年度からモデル除染を行っております草野・伊丹沢地区、あとは小宮地区、あとは一部長泥地区ということで、地区の皆様方とご相談をしながら、一遍に営農再開というわけにもまいりませんので、現在のところは除染後の農地をどのように保全していただけるかというご相談を進めているところでございます。

9番（飯樋善二郎君） その後の戻った人たちの働く場所、自分ではそうした作業そのものが無理をしている方もかなり多いと思うんですが、その作業そのものがどんな方があって、その人に合った作業とはどういうことなのか。復興会社みたいな形の中での雇用の場となるのか、それともまた別な農地の管理会社的なもの、答弁にありましたけれども、その中の作業になるのか、もう一度伺っておきたいと思います。

復興対策課長（愛澤伸一君） 復興計画第4版の中でも段階的に営農再開に向けて取り組むということが明記されてございまして、当面は農地の保全作業ということになるのかなというふうにも思っております。

今後、帰村の時期を迎えて何人が来ますか、村に帰る方、帰られない方、いらっしゃ

やるんだろうなというふうにも思いますが、当然、農地も現在のような状況でなくて、耕作できない農地というのも当然ふえてくるんだろうなというふうにも見越しているところでございます。

それで、そういう土地、ご自分で耕作できなくなったような土地につきましては、先ほど来お話が出ております農業会社、こういったところで農地の集約をしていただいて、会社にお勤めをするというような形の中で、会社経営の中でその所有者が耕作できなくなった土地も運営をしていっていただくとかというようなことも含めて今、検討をしているところでございます。

○ 9番（飯樋善二郎君） 次の質問をさせていただきます。

○ 1－3ですが、柔剣道場跡地や村民グラウンドの有効活用をしていくんだという答弁がありましたけれども、事故前に6次産業化構想があったわけですけれども、これは事故によって立ち消えになってしまったのか、また今後そうした取り組みは考えているのかどうか、改めてお伺いいたします。

○ 村長（菅野典雄君） 本当に残念でなりません。年商約400億円のいわゆる農産物の流通会社の東北基地ということで、あそこに大体4億円ぐらいかけて6次産業の工場をと、ここまで話が進んでいたわけでありますが、この震災のために全く中止になってしまったわけであります。食べ物を流通しているところのいわゆる東北の基地ということになりますと、それが飯館村ということでいいのかということになりますと、こちらは下がりましたという話はできるんですが、相手はそう簡単ではないんだろうというふうに思います。ただ、つながりは持っております。挨拶にも行っていますし、向こうからもまた別な形で何か一緒にできればという話もいただいているところであります。

○ したがって、その話はなかなか、これからどうなるかは全くわかりませんし、難しいのかもしれません、少なくとも村にとっては第一等地だろうというふうに思いますから、地元関係、あるいは旧飯曾地区の皆さん方がそこら辺をどういうふうにまた考えていけるながら活性化につなげるか、そんなこともこれから話し合いをさせていただいて、皆さん方がこれはというのをいろいろな事業などを使いながらやらせていただければなど、このように思っているところであります。以上であります。

○ 9番（飯樋善二郎君） 確かに事故前にあった話は食料を取り扱う話でしたので、こうなった以上はそれは当然無理、こう思いますけれども、しかしながら村民グラウンドの有効活用については何らかの形でやはり考えていかないと、あそこの飯樋地区も含めた村の産業はなかなか無理ではないのかなというふうに思うんですが、このことについていろいろな提案も多分あると思うんですけども、工業団地などという話も佐藤長平議員から前に出されましたけれども、特別委員会で、そんなことで、それぞれの地域の特色を生かした新たな産業、これ当然必要だと思うんですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○ 村長（菅野典雄君） きょうの新聞によりますと、結構工業団地、今回でつくるという自治体もあるようあります。そういう意味で飯館村もどうなのかなという話は内部的にはあるわけでありますけれども、なかなか、またこれからのこの厳しい時代に工業団地を

造成という話ではないのかなというふうにも思っています。先ほどから何度も言いますように、身の丈というふうに考えますと。

そうしますと、やはり今ある村の土地なり、あるいはこれから場合によっては使わないということである土地を有効活用させていただく中で、そう大きくなくとも、ちょっとした工場などをというようなものは当然考えていく必要があるんだろうと思います。これまでにもそうですが、もしそういう話があったときには、イの一番にあの村民グラウンドをという話は地元とも話をきて、それは仕方がないかな、あるいはいいだらうという話までは行っているのですが、それは随分前の話でありますから、また改めてそういう話をさせていただきながら考えていきたいと、このように思っているところであります。

幸いに、あそこにありました、何工場だっけ、斎藤製作所さんは臼石のたばこ収納所があつたところにこれから移ることになっています。したがって、あそこは全て、今までの建物は全くなくなると、こういうことでありますので、いろいろな使い道はできるのではないかと、このように思っているところであります。以上であります。

9番（飯樋善二郎君）　この件についても非常にいいお答えをいただきましたけれども、あそこの場所は当然復興住宅の計画があることと、それから今言いました事業なども予想されるわけですよね。そうしたときに当然帰った方々もあそこの場所は利用して、一等地の楽しみの場なども必要ではないかなと、こういうふうに思うんですけれども、その点については事前にもちょっとお話をさせていただきましたけれども、集会所的なものを、皆さんのが集まつた後にそこでお茶などを飲みながら話し合うというような場所も必要ではないかなと、こういうふうに思うんですが、その辺についてはいかがですか。

村長（菅野典雄君）　飯樋全体としての中心は、やっぱりあそこの飯樋町、あるいは村民グラウンドなんだろうなというふうに思っております。そういう意味では、集会施設というのも必要だという話も前々から伺っていました。今、飯樋小学校をどういうふうに地元とのかかわり合いをやっていくかというのも、今回、今度公共施設をどういうふうな活用があったり、あるいは学校がどういうふうな形で戻れるかというのも検討になっておりますので、そういうところとの絡みの中で私はいろいろ考えられるのではないかなどというふうに思っております。

地元の人たちがそういう形であれば、多分、あそこがまるっきり工業団地的な使い方だけではなくて、今までにも使っていましたゲートボール、あるいはグラウンドゴルフ、あるいはもうちょっと、場合によっては簡易なパークゴルフ的なとか、それが年配の人たちの健康づくりに役立つということもあるんだろうと思いますから、そういう今までとは全く人口比率とか、あるいは年代の違いとか、そういうものを頭に入れながらつくっていかないと、なかなか大変なのかなというふうに思っています。

ちょっと変な話ですけれども、いい例ですけれども、二枚橋に公園がありまして、ジャングルジムと滑り台だったかなんかがありましたけれども、結果的には、これから高齢化が進んでいくときに子供だけの公園をつくるのではなくて、むしろお年寄りの公園をつくっていかなければならぬと、こういう時代になっているのではないかなという気

がしますから、その辺、時代の流れを読みながら、地元と綿密に相談しながらやっていきたいと、このように思っているところであります。

9番（飯樋善二郎君）　ぜひそういう形での復興を目指していただければと、こんなふうに思っております。

最後の質問にさせていただきますが、お答えで私が質問した甲状腺検査の結果を聞いております。私の質問の中には、その結果が示されないんじゃないかという話だったんですが、お答えありましたので、このことについて若干話させていただきます。

25年度の甲状腺検査結果では、A1判定、異常なしというのが60.3%、A2判定の5ミリ以下のしこりや20ミリ以下の嚢胞が認められた人、39.3%、またB判定の5.1ミリ以上の結節や20.1ミリ以上の嚢胞が認められた人が0.4%あったと、こういうことですが、私の記憶ですと、市町村別の23年度の結果が、943人受診して6人が二次検査対象になったということだったんですが、これ何人か変わってきてこのパーセントも変わったのか、再度お伺いします。

○
健康福祉課長（高橋正文君）　ちょっと23年度の資料の持ち合わせていなかつたんですが、現在の県民健康調査等の所見からの内容を見ますと、甲状腺への影響につきましては相当長期にわたった観察が必要だということで、特に長期間の低線量被ばくについては人に与える影響が、有史以来経験がないということもありますし、正直なところ、現状ではよくわからない状況でございます。

また、この影響があらわれる期間が相当期間後年度になると、20年後とか30年後になるとと言われておりますので、その辺も村として考えまして、長いスパンで継続的に検査体制を整えて、県民健康調査などとも連携をして、また政府機関の研究データなんかも収集しまして少しでも村民の不安の払拭に努めてまいりたいと考えております。

○
9番（飯樋善二郎君）　継続的に検査なり、経過を見ていかなくてはならないことですが、当然、この取り組みは村にとって大事な取り組みだと思います。したがって、これから先、具体的にどのような健康調査の取り組みを計画しているのか、もし差し支えなければお答えいただきます。

健康福祉課長（高橋正文君）　今年度につきましては、甲状腺検査、内部被ばく検査につきまして、村内の学校に通う子供339人については全員検査を行うと。これは4月から7月までで、村内の学校の子供たちが全員行うと。村外の学校に通う子供につきましても、希望される方はあづま脳神経外科のほうで速やかに受診できるという体制を現在のところはとっています。今後もあづま脳神経外科を医療拠点としまして、継続的に大人から子供まで検査できる環境を整えてまいりたいと。それを継続しまして長期間にわたり検査できる体制を引き続き維持してまいりたいと考えております。

9番（飯樋善二郎君）　甲状腺の検査については今後継続してやることですが、2-2でもお伺いしているように、それ以外の健康不安、このことはどんな形で見守っていくのか、検査の計画とか診査というか、あれですよね、経過観察というんですか、例えば私が言いました精神的な障害、これが心配されるわけですけれども、孤独死だったり、鬱になったりという、そういうことも考えられるんですが、そのことについては、ほか

には計画はあるんですか、ないんですか、お伺いします。

健康福祉課長（高橋正文君） 飯樋議員おっしゃるとおりだと考えております。

いろいろな不安を抱えたままの避難生活は、さらにその厳しさを増すということは十分理解しております。まして、健康に対する不安が日常生活に与える影響は非常に大きいものと考えております。また、議員おっしゃるとおり、そういうた不安を抱えた生活が常態化していきますと本当にメンタル面の健康被害が心配されております。

また、一方、全く不安を持っていない方、例えば山のものとか普通に食べている方とか、事故前と同じような食生活、日常生活を送っている方もいるかもしれませんけれども、こういった方も内部被ばくによって直接的な健康被害につながる場合もございますので、この辺のリスクもこういう正しく怖がっていただくような村の啓蒙も大切かと思っております。

そして、今後、村といたしましては、一人一人が正しい判断ができるように、その材料とか、情報とかを広報紙とかタブレットとかで、あと、またリスコミの情報誌「道しるべ」というのがございますが、それなどを活用して今後も提供していきたいと。

そして、それで少しでも議員おっしゃるような村民の皆様の不安を取り除けるように、まず村としてできることからしっかりと対応してまいりたいと考えております。

村長（菅野典雄君） ちょっとつけ加えさせていただきますが、1つは、今おっしゃったように、精神的なところをどういうふうにフォローしていくかというところが健康診断やその他の、甲状腺のほかにあるのではないかなどというふうに思っています。

まだ定かではないんですが、今、東大のほうからお医者さんを週1ぐらいどうなんだという話などもいただいています。いわゆる体を診るだけではなくて、精神も含めてということで。今、子供たち、あるいは若いお父さん、お母さんには長崎のほうから小児科医、精神科医などが来ていただいているところであります。できるだけそういうものを、どこまでできるかはわかりませんけれども、戻ってからもいろいろな形でお世話になっていく、いわゆる契約とか、あるいはそういうつながりは大切にしていって、村民と接してもらうことをやっていくしかないのではないかなどというふうに思っています。

それから、もう一つは、多分食品の検査ではないかなというふうに思っています。必ず家に戻れば、かなりの人が周りで、何でいいですか、つくるということになるでしょうから、その体制をしっかりとといかなければならないのではないかと。今もそれはやってはおりますが、多分、もうあの当時からのことでありますから、機械類その他も随分新しくなっているのではないかというふうに思っています。この前、地区ではできるだけ各行政区の集会所あたりにできないのかと。それができる機械なのかどうかというのも私はこれから勉強しなければならないし、何か聞くところによると1つ200万円ぐらいするんだという話ですから、各行政区に全てができるかどうかというのも、これもまた問題ではありますけれども、何せ、いずれにしてもっと身近に検査体制をして、それを検査をしてから食べるというような、口に入れるということをしてもらうということが大切ではないかと、このように思っていますので、今度の第5次の計画あたりには、そういうものをきちんと入れていかなければならぬなど、このように思っている

ところであります。以上であります。

議長（大谷友孝君） これで一般質問を終わります。

◎日程第3、陳情第1号審査報告

議長（大谷友孝君） 日程第3、陳情第1号さらなる年金削減の中止を求める意見書（案）の提出を求める陳情を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員長 北原 経君。

産業厚生常任委員長（北原 経君） ただいま議題になりました陳情第1号さらなる年金の削減の中止を求める意見書の提出を求める陳情について、6月13日に委員会を開き、慎重に審議をしました。その審査の結果について報告します。

本陳情の趣旨は、平成24年11月16日に、3年間で年金2.5%を削減する法案が成立した。そのため平成25年10月から1%、26年4月から1%、さらに27年4月にも0.5%の削減がされる。その理由は「特例水準の解消」としているが、これは平成12年から14年に消費者物価指数が下がったときに、高齢者の生活と経済への悪影響を考慮してとった措置であり、しかもその後、灯油などの生活必需品の値上がりや各種控除の縮小、社会保険料の引き上げ、消費税の増税などによって高齢者の生活は以前にも増して厳しくなっている。今、10年以上も前の理由で年金を削減されることは納得できることではない。昨年12月に改定通知が届いてからの年金受給者による行政不服審査請求は、全国で12万6,000人、福島県でも2,350人にも達した。物価が上がり消費税が増税される中で、これ以上、年金が削減されたら生活が成り立たなくなるという高齢者の怒りがうねりになったものと理解している。

さらに、2.5%削減に続いてマクロ経済スライドの実施及び改悪による連続的な年金削減が計画されており、年金制度の改悪によって若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが懸念される。よって、高齢者の生活と地域経済を守るためにも、さらなる年金の削減の中止を求めるこの意見書を政府関係機関に提出してほしいとの願意であります。

審査の結果、陳情の趣旨には賛成であり、採択すべきものと決した次第であります。

以上、報告を終わります。

議長（大谷友孝君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから陳情第1号さらなる年金削減の中止を求める意見書の提出を求める陳情を採決します。

陳情第1号に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎散会の宣言

議長（大谷友孝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午後1時46分)

()

()

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年6月18日

飯 館 村 議 会 議 長

大谷友考

同 会議録署名議員

北原 純

同 会議録署名議員

松下義喜

同 会議録署名議員

伊東 利

平成26年6月20日

平成26年第7回飯館村議会定例会会議録（第4号）



平成26年第7回飯館村議会定例会議録（第4号）							
招集年月日	平成25年6月13日（金曜日）						
招集場所	飯館村役場飯野出張所						
開閉会の日時及び宣告	開議	平成26年6月20日 午前10時30分					
出席 ○ 欠席 △ 不応招 △○ 公欠	議席番号 1 3 5 7 9	氏 名 高野孝一 菅野新一 松下義喜 佐藤八郎 飯樋善二郎	出欠 ○ ○ ○ ○ ○	議席番号 2 4 6 8 10	氏 名 渡邊計 北原経 伊東利 佐藤長平 大谷友孝	出欠 ○ ○ ○ ○ ○	
署名議員	7番 佐藤八郎		8番 佐藤長平		9番 飯樋善二郎		
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 菅野久子		書記 渡部誉典		
○ 出席	職名 村長 総務課長 健康福祉課長 復興対策課長 会計管理者 教育長 代表監査委員 農業委員会局長 選挙管理委員会書記長	氏名 菅野典雄 中井田榮 高橋正文 愛澤伸一 但野正行 八巻義徳 佐藤榮一 但野正行 中井田榮	出欠 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	職名 副村長 住民課長 生活支援対策課長 除染推進課長 教育委員長 教育課長 農業委員会会長 選挙管理委員会委員長	氏名 門馬伸市 藤井一彦 細川亨 中川喜昭 佐藤眞弘 村山宏行 菅野宗夫 齊藤次男	出欠 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
議事日程	別紙のとおり						
事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成26年6月20日(金)・午前10時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 村長の追加提案理由の説明
日程第 3 発議第 3号さらなる年金削減の中止を求める意見書(案)
日程第 4 議案第26号 平成26年度飯館村一般会計補正予算(第4号)
日程第 5 議案第27号 平成26年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第 6 議案第28号 平成26年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第 7 議案第29号 飯館村暴力団排除条例
日程第 8 議案第30号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 9 議案第31号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を
改正する条例
日程第10 議案第32号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する
介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例 ()
日程第11 議案第33号 飯館村営住宅条例の一部を改正する条例
日程第12 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第13 閉会中の継続審査の件
日程第14 閉会中の所管事務調査の件

会議の経過

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時30分）

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告いたします。

本日、村長から人事案件1件の追加議案が送付されております。

次に、会期中の特別委員会の活動状況でありますが、議会広報編集特別委員会が6月18日に開かれております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 佐藤八郎君、8番 佐藤長平君、9番 飯樋善二郎君を指名します。

◎日程第2、村長の追加提案理由の説明

議長（大谷友孝君） 日程第2、村長の追加提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日追加いたしました議案につきましてご説明をいたします。

諮問第2号は人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

飯館村草野字大北213番地、北原康子さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました追加議案の概要であります。

よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長（八巻義徳君） 6月17日、佐藤長平議員の2の2のご質問、避難先の村民の不安感を

あおる土曜授業は計画を廃止してはどうか伺うの答弁の記録に関して、_____

削除します。（「ページではわからんねぞ」の声あり）

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休議します。

（午前10時33分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時34分）

教育長（八巻義徳君） では、今申し上げたページだけ、行数だけ申し上げましたが、その部分該当するところをお読みします。

22ページ下から3行目というところからお読みします。

_____。
_____。
_____。
_____。
_____。
_____。
_____。

以上、削除します。

◎日程第3、発議第3号　さらなる年金削減の中止を求める意見書（案）

議長（大谷友孝君）　日程第3、発議第3号「さらなる年金削減の中止を求める意見書（案）」
を議題とします。

提出者の説明を求めます。4番、北原 経君。

4番（北原 経君）　「さらなる年金削減の中止を求める意見書（案）」朗読をもって説明に
かえます。

平成25年10月から3年間で年金を2.5%も削減するとしている。

年金の削減は「特例水準の解消」を理由としているが、今年4月からは消費税も増税され
れ灯油や生鮮食料品、医療費の値上がり、さらには社会保険料の引き上げなどで高齢者の
生活は一層厳しさを余儀なくされており、実情に全くそぐわない措置と言わざるを得ない。

昨年12月に改定通知が届いてからの年金受給者による行政不服審査請求は全国で12万
6,000人、福島県でも2,350人を超えたと報じられており、年金削減による高齢者の怒りや
不安は今後ますます高まることが予想される。年金削減は、消費を冷え込ませ、不況を一
層深刻にし、国の経済にも影響を与えるものである。特に、大震災と原発事故に苦しんで
いる福島県にあっては高齢者のみならず全ての県民にとっても大きな痛手であり、安倍首
相の言う「福島の再生」や「経済の好循環」の政策に逆行するものである。

年金2.5%削減に続いて、さらに政府は連続的な年金削減や受給者年齢の引き上げを立法
化しようとしている。年金制度の改悪によって、若者を中心に年金離れが一層進み、年金
制度への信頼がさらに低下することが懸念される。

よって、高齢者の生活と地域経済を守るためにもさらなる年金の削減を中止することを
強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成26年6月20日

福島県相馬郡飯館村議会議長 大谷友孝

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣 宛てであります。

議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

提案者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

○ 議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号「さらなる年金削減の中止を求める意見書（案）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号「さらなる年金削減の中止を求める意見書（案）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第26号 平成26年度飯館村一般会計補正予算（第4号）

議長（大谷友孝君） 日程第3、議案第26号「平成26年度飯館村一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

○ 7番（佐藤八郎君） 17ページにおける仮設住宅の共益費交付金23戸分100万1,000円です。これ、具体的な何に対してのものなのかと、そのほかの既存の仮設や借り上げ住宅においての交付金はどういう現状になっているのか、伺うものであります。

あとは、19ページにおける子育て支援センター備品なるものはどういうものが400万円でそろえるのか。

あとは、長泥墓地保全管理、具体的にはこの予算でどのような現状からどのようにやっていくのか。以上、伺っておきます。

生活支援対策課長（細川亨君） ただいま、17ページの仮設住宅等の共益費交付金のことについて質問がありました。まず、今回6月補正で計上しました100万1,000円の予算額に関しましては今度復興住宅が飯野にできますが、この23戸分の集会所の電気料、水道料、ガス代、浄化槽維持管理費、こういったものが共益費交付金として上がっておりまます。

2点目の今まで当初に計上しておりました共益費でございますが、こちらの分はそれぞれの仮設住宅、公務員宿舎、借り上げ住宅等に720万8,000円の当初予算が計上されております。今のそれぞれに個別に申請が上がっておるところでございます。以上であります。

健康福祉課長（高橋正文君） ご質問の17ページ上段、子育て支援センター備品のご質問でご

ざいますが、これは包括的に工事請負費に計上していたものから、備品購入費へ組み替える予算でございます。400万円の内訳でございますが、まずげた箱、収納庫、本棚、カーテン、外構のところに置きます外部の倉庫、外構の遊具等を予定して、合計で400万円で計上してございます。以上でございます。

除染推進課長（中川喜昭君） 長泥墓地の保全管理工事についてでございます。

まずは、長泥行政区は帰還困難区域ということでまだ国の除染計画が出されていないということです。そういう中、住民からは墓地だけでも除染していただけないかという要望を村で受けておりまして、これは昨年から受けておりまして、村としましてもその要望に応えていきたいということで復興局、環境再生事務所に要請をしていましたところでございます。

その結果でありますと、実は昨年双葉地方で、双葉町、大熊町、富岡町のほうでは墓石等の倒れを修復しながら除染をしたということがありまして、これは復興庁と環境省の連携事業で行ったという事例がありましたので、そういうもので長泥ができるのかという部分をお願いしたところでございます。

その結果、墓地の敷地内で何か修復するところがあれば修復するものについては復興交付金を充てながらあわせて除染も行うという回答がございました。復興局、環境再生事務所、村とで現地調査、確認調査をする中で今回墓地3ヵ所ございますが、その中でのり面の修復、管理小屋、墓石が1ヵ所外れているということでそれらの修復をしながら除染をするという形になったところでございます。

今回、ここに上げております1,227万9,000円につきましては復興交付金、帰還再生加速化事業でその修復工事の部分を行うということで、別途環境再生事務所のほうでは除染の作業を行うという形でございまして、復興局、環境再生事務所の連携の中で今回の工事を行うという内容になっております。以上であります。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、仮設住宅共益費は飯野の復興住宅の集会所にかかる共益費的なものを全部負担するということになりますか。それで、既存の仮設宿舎、今予算をとって同じ対応をしているということです。

生活支援対策課長（細川 亨君） 当初でとりました予算を仮設として公務員宿舎とやっておりますが、それと同様に今度できます復興住宅についても同様に補助していきたいということです。なお、最大で金額は見積もらせていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 仮設公務員宿舎の住居に入っている方々に対する共益費の公的な交付金というのは何かあったんでしょうか。松川第1でいろいろ共益費について問題があって、後に共益費は村が云々という、交付したような話、あったかのように覚えているんですけども。そういうものはなかったですか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 二、三年前の話になると思いますが、一時共益費を住民で立てかえて村で補助していたという状況がありました。現在は、概算払いにおきまして一時立てかえという部分はなくなったのかなという状況でございます。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 子育て支援センターで、来るべき必要な最低限の備品ということであり

ますけれども、400万円という内訳はどういうふうに、遊具が幾らなのかとか、こちらの幼稚園には1,000万円もする遊具がありますけれども、具体的にはどういうふうになるのでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君）　ただいまの状況で概算でございますが、内訳を申し上げます。

　　げた箱、収納庫、本箱に約50万円、カーテン等窓の関係、これが50万円、外部に置く倉庫が、木製の県産材を使うような倉庫でございますが、これが200万円。遊具については50万円、合わせて400万円の内訳でございます。これは今のところ概算で見積もっているところでございます。

○ 7番(佐藤八郎君)　長泥墓地保全管理ということで連携事業でやることですけれども、今あるものを修復するという、墓石が外れているという話は一体何の、共同墓地としての皆さんのなのか、一人一人の話をしているのかわかりませんけれども、要するにのり面を除染をする。小屋は修復したものにする。あとはどこをどういうふうに直るんですか。

○ 除染推進課長（中川喜昭君）　先ほどの説明でなかなか理解できなかったということがありましたが、まずこの事業は先ほども答弁しましたように長泥行政区からは墓地の除染をしてほしいというのを去年からいただいている、また今年もいただいている状況であります。それで、今国は帰還困難区域の除染計画が立っていないということで除染はできません。除染単独ではできませんという回答をいただいております。

　　ただ、昨年双葉地方では墓地の墓石等が倒れて震災で倒れたもので、そのままになっているということで復興庁枠としまして石塔やら周りの石を修復をしたという経過があって、まずそれを修復をしますと。それが復興交付金でやって、あわせてそのときに除染までしますよという2つの事業があつてやってきたということであります。

○ 今回、長泥においても帰還困難区域という同じ条件なですから、まず墓地の中で直すところがあれば除染はしますよという回答なんです。ですから、今回、今言いましたように墓地3カ所ありますてそこを見せていただいたときに、1つの箇所はのり面といいますか、林のほうののり面が崩れているというところを、じゃあ芝張りでもしますかという修復工事。あとは2カ所に金蓮華とか蓮華とかいろいろなものが保管してある管理小屋的なものがあります、トタン式の。そのトタンもかなり傷んでいると。あとは破風なども壊れているということでその管理小屋、1つあるんですが、それらも修復しますかと。

　　あと、墓石等については震災後それぞれの方々直してはいるんですが、1カ所だけ道路に出ていた石があるということでそれも移動しましょうかということで、共同墓地全体でありますけれども、それらの修復をすると。あわせて除染も実施するという形の事業ということでございます。

　　今回、復興庁枠の部分については村発注をさせていただいて、除染については環境再生、環境省が発注をするという形で事業を進めたいという考え方でございます。以上でございます。

○ 7番(佐藤八郎君)　のり面は芝張りということは要するに削ったりして芝を張っちゃうということで除染して着土……、除染するんではないの。

○ 除染推進課長（中川喜昭君）　大変申しわけございません。

まずは2つの工事が入るということはご理解いただいたかと思うのですが、除染については環境省で墓地除染と同じ除染をするという形であります。例えば、墓石等については洗い方をする、墓の中に砂利があれば取りかえる、共同で使う道路については剥ぎ取って砂利を敷く、あとは草刈り、堆積物の撤去という形の除染をする。その後にのり面の部分の、今までの除染は環境省の部分。その後に復興庁の交付金を使ってのり面修復、管理小屋の屋根等の修復をするということでございまして、除染をした後に村で上げている管理工事の部分でやらせていただくということであります。以上であります。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、環境省としては須薙並みの除染をするということになりますか。須薙の墓石、共同墓地。それに修復工事がプラスになった事業がこの1,227万9,000円だという理解でいいんですか。

除染推進課長（中川喜昭君） まずは、除染の費用については国発注でやります。ですから、この1,200万円には除染の費用は入ってございません。国発注の除染については各行政区、共同墓地の除染方法でやることでございます。その後に、村の1,200万円ほどを使ってのり面等の修復工事をやることでございます。以上です。墓地除染については須薙並み各行政区並みの除染はするということでございます。（ ）

7番（佐藤八郎君） 前提である帰還困難区域を除染しないという枠から、長泥墓地の部分だけは違う形で要望に応えるよという流れですか。

除染推進課長（中川喜昭君） そのとおりでございまして、帰還困難区域は双葉地方の帰還困難区域も同じでありますが、今のところ除染計画が立っていない。その中で地元からの要望がありますので、それらを復興局、環境再生事務所に要望しましたところ、双葉地方でも昨年そのような形でやったということでありましたので、それと同様の形でやっていただきたいという要請に応えた事業という形でございます。以上でございます。（ ）

7番（佐藤八郎君） 村は4月から本格除染、村全体が。帰還困難区域の墓地もそのくらいあるんだとすれば、飯館全体の墓地も同じく須薙並みにやるということになるんですか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今、除染をしている19行政区についても墓地についても除染をするということで、それぞれ行政区に入っている業者と区長さんが協議をして、先にお墓をやっていただきたいという行政区もあって、先にやっている行政区もあります。ですから、お盆まで間に合うような形でお願いしている状況だと思うんですが、20行政区の墓地については除染をしていただけるということでございます。（ ）

5番（松下義喜君） 21ページの復興組合支援事業補助金ですが、説明では5行政区と書いておりますが、この200万円をどのような組合にどのように振り分けをするのか。また農地に関する助成金なのか。そこら辺を明細にご説明願いたいと思います。

復興対策課長（愛澤伸一君） 21ページ、復興組合の支援事業補助金のご質問かなと思っておりますが、こちらの県の営農再開支援事業の付帯事業という形で認められてきた事業でございまして、今年度につきまして、申しわけありません。こちらの営農再開事業は補助金という制度でございまして、補助金の受け皿をつくっていただくというのが原則になっております。この補助金の受け皿として各行政区さんに任意の復興組合というものをつくっていただいてそちらを補助金の受け皿にしていただくという仕組みをとってございます。

今年度については、除染の終わりましたあるいは今現在鋭意除染を進めております二枚橋・須萱地区、白石地区、草野・伊丹沢地区、小宮地区、長泥地区、長泥地区についてはモデル除染の部分でございます。こちらの5行政区区分の復興組合の運営補助という形で200万円、国から来ているということでございます。

5番（松下義喜君） では、草野と伊丹沢、1つの組合という見方でよろしいんですか。行政区ごとでなくて。

復興対策課長（愛澤伸一君） 草野地区といいますか、伊丹沢地区でございますけれども、こちらも大師堂の前のところですね。モデル除染をしたエリア。一部伊丹沢、一部草野にかかっているということでこちらは圃場が一体化しているものですから、1つの復興組合と位置づけていただいて取り組みをお願いしているところでございます。

5番（松下義喜君） そうすると、組合に関する各組合の事業のための200万円だけで営農再開支援事業の1反歩何ぼの積み重ねたこのお金は使われるという意味ではないということですね。

○
復興対策課長（愛澤伸一君） おただしのとおりでございまして、いわゆる10アール当たり3万5,000円という枠で来ている営農再開支援事業とはまた別枠で組合の運営費ということでおこなっています。

5番（松下義喜君） では、その組合の運営費に落とすのは5行政区なら5行政区に均等割りで落とすという意味なんですか。

復興対策課長（愛澤伸一君） まだ詳細に詰めていないところもございますが、今のところは均等に各行政区さん、40万円程度と考えてございます。ただ、各組合ごとに管理する面積あるいは組合員の数とかいろいろ変わっていくと思いますので、こここのところについてはもう少し調整が必要かなと考えているところでございます。

5番（松下義喜君） 5行政区で組合的なものが除染が終わったところは皆立ち上がっているんでしようか。

○
復興対策課長（愛澤伸一君） まだ、立ち上がったところはございませんけれども、各行政区の区長さん、農業関係の役員の皆様とも話し合いを重ねてございまして、いずれの行政区につきましても前向きな対応をいただいているところでございまして、近々組合発足になるのではないかと期待しているところでございます。

5番（松下義喜君） 農地の除染後の組合、各行政区ごとに立ち上げてやると申していますが、農地の除染を終わった農地については、各個人にはこれは引き渡しという須萱地区、二枚橋等除染が終わった地区がありますけれども、そういうところは個別には土地持ち農家には除染が終わりました、管理してくださいということは引き渡し的なものはどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

除染推進課長（中川喜昭君） 今、除染が終わった後についての農家ごとの引き渡しの分の区分でございますが、正直なところまだできていないというのが状況でございます。

今、環境再生事務所に引き渡しをすぐやるようにということで、今協議をしておりますが、今月末から来月初めころには引き渡しができるという状況でやっているところでございます。本当におくれている状況で、大変農家の皆様方にはご迷惑をかけているところで

ありますが、事後のモニタリングがなかなか人手が足りないという状況で進んでいないという状況が大きな要因だということで、その人数もふやす中で早急に引き渡しをするように環境省から業者に指示するように求めておりますので、今月末、来月には二枚橋、須萱、臼石にはできたところについては引き渡しができるものと考えております。

5番（松下義喜君） そういう手続をとっていくのであれば、村は農地の線量が何ベクレルまで下がった時点が農家さんとの引き渡しという条件的なものがあるんですか。

除染推進課長（中川喜昭君） これについてはいろいろ村民の方々からも質問、意見等いただいております。線量値の基準ということであります。今のところ空間線量が年間5ミリシーベルト、時間当たり1マイクロシーベルトという数字を除染の目標にしている状況でございますので、それは住環境と農地の部分についても同じような考え方をしている状況でございます。ですので、土の中の濃度まで調べてそれで結果を出すということでなくてマイクロシーベルトの数値で結果を出して引き渡しをするという考え方でございます。

5番（松下義喜君） 今、線量だけの引き渡し等のお話でございますけれども、農土中のベクレル的なものはまだ村的には検討、私はすべきでないかと思うんですけれども、また農地によっては線量の高いところもあれば低いところもあろうかと思うんです。まだモニタリング調査が終わっていない時点では言いようもないと思いますけれども、そこら辺は検討すべきでないかと私は思いますけれども、そういう協議等はなされているのかお聞かせいただきたいと思います。

除染推進課長（中川喜昭君） 先ほども言いましたように村民の方々から土の濃度まで調べてそこで結果を出していただきたいということもありまして、環境省にもその旨を伝えておりますが、今の段階ではなかなかできないということの回答を得ております。ただ、いろいろ心配される部分もございますので、これはまた継続して要請をしていきたいと思います。以上であります。

1番（高野孝一君） 21ページ、6款農林水産業費19負担金補助及び交付金の被災農業者向け経営体育成支援事業の補助金4,008万3,000円の件でありますけれども、説明の中では2月の大雪で被災した3件についてということでイチゴハウス、豚舎、パイプハウスという説明がありました。これら3件の具体的な支援事業の内容とその金額はどのようにになっているのか、お伺いします。

復興対策課長（愛澤伸一君） ただいまご質問いただきました被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の3者に対する補助金の内訳でございます。まず、二枚橋のイチゴ農家に対する補助金につきましては、鉄骨ハウス1棟288平方メートルに対しての撤去再建費用として750万円ほど。八木沢地区の豚舎関係ですが、こちらは種畜豚舎1棟997.8平方メートルの撤去再建費用として3,226万円ほど。もう1つ、二本松で営農再開をされている農家の方についてはパイプハウス1棟48.6平方メートルの撤去再建費用として27万6,000円ほどを予定してございます。

1番（高野孝一君） 2件については村内で被災した分ということであります。イチゴハウスの1棟の撤去ということであります。県道12号線から見た場合に倒壊しているあるいは被災を受けているという状況は見受けられるんでしょうか。

○
復興対策課長（愛澤伸一君） 育苗ハウス1棟に被災が出たということで現地を確認して補助の申請を行っているところであります。

1番（高野孝一君） 現在2件が村内で被災したと。今後、営農再開に向かって今回大雪で被災した多くのビニールハウスがあるわけなのですが、村としてはどのような段階で営農再開に向けての支援事業というのも考えているんでしょうか。

○
復興対策課長（愛澤伸一君） 現在、村内で大雪で被害を受けた住居あるいは農業用施設等の被害家屋等については500件を超えるものがあると把握をしているところでございます。こちらについては私どものほうで答えるべきでないのかもしれません、環境省、いわゆる瓦れき処理のスキームを適用していただけるようなことを聞いておりまして、こちらで環境省の責任で半壊以上の建物については撤去するという方針が示されておりますので、多くの農家の皆様にはそちらのほうが適用していただけるものと考えてございます。

○
ちなみに、今回補助を充てることといたしました経営体育成支援事業でございますけれども、現に営農再開をされている方が対象ということでございまして、村で把握している農家の方は43名が対象でございます。こちらについて大雪以降、平成25年度中でございますけれども、それぞれに補助制度の通知をさせていただいて今回3名の方を該当させていただいたという経過でございます。

1番（高野孝一君） 再度お伺いしますが、43名の方が村内で農業をしていると答弁聞こえたんですが、再度お願ひします。

○
復興対策課長（愛澤伸一君） 答弁が不十分で申しわけございません。こちら、村外での営農再開の農家も含めてございます。

1番（高野孝一君） 豚舎に戻りますが、豚舎の解体と新たに建築するということでありますけれども、豚舎の被災における経営状況というのはどのように考えていましたんでしょうか。

○
復興対策課長（愛澤伸一君） こちらにつきましては、震災後計画的避難の指定があった際、村及び国のほうで直ちに避難をしてくださいということでお願いをしておりました。ただ、その後なかなか豚が妊娠中で屠畜の引き受けがなかったとか、いろいろ避難までに時間を要したようでございます。

その後、避難区域の見直し、平成24年7月17日に避難区域の見直しが行われ、八木沢地区については避難指示解除準備区域と区分がされました。こちらについてはいわゆる通りの営農が可能だということで、この時点で廃業の方針を見送って今まで営農を続けておられるという状況のようございます。

1番（高野孝一君） 質問を変えます。同じ21ページ、8款土木費15工事請負費540万円でありますけれども、説明の中では大雪で境界ブロック修繕、歩道と車道の境界の部分を修繕したいということでありましたが、これが3路線32カ所ということあります。その他の路線に改修するべきそういう場所があるのかどうかお願いします。

○
復興対策課長（愛澤伸一君） 21ページの道路附属施設補修工事についてのご質問でございますが、今回修繕費として計上させていただきましたのは歩道と車道を分ける境界ブロックについて、除雪の際に重機で押してしまって壊れたあるいは外れたという部分を直すという工事でございまして、3路線32カ所を予定してございます。

村道において歩道のある路線がこの3路線ということで、草野飯樋線、関沢臼石線、飯樋町線。非常に道路が限られているということでございまして村内全体を見回しての予算計上とさせていただいております。

1番（高野孝一君） 今回の件の補修工事、了解しました。こうやって修繕が必要な部分はまだまだあります、ガードレールの補修についてはどのような計画で修繕されるんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） おただしのガードレール関係ですが、4月だったと思うんですけども、臨時議会の中で補正予算を800万円ほど計上させていただいておりまして、こちらについては既に発注済みとなっていると思います。今回、ガードレール、今般の歩車道境界ブロックの修繕ということで大雪に対しての道路災害の補修は終了ということになります。

1番（高野孝一君） ガードレールの修繕は発注済みということですが、私の家の前の村道、結構ガードレールが曲がっておりまして、なかなか修繕されないと思っておりました。ガードレールの修繕の工期というのはいつまでに直す計画でしょうか。（ ）

復興対策課長（愛澤伸一君） 済みません、ちょっと調査させてください。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

（午前11時22分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時22分）

議長（大谷友孝君） 再開をします。

復興対策課長（愛澤伸一君） 失礼いたしました。

済みません、答弁訂正させていただきます。

（ ）
国の交付金事業対象ということでガードレールはまだ発注していなかったそうでございます。大変申しわけございませんでした。

こちらの交付金の収入が明確になった時点で契約発注させていただきたいと思っております。（「了解しました。終わります」の声あり）

議長（大谷友孝君） ほかに質疑ありませんか。

4番（北原 経君） 21ページ、作業人夫賃なんですか、これはツツジの整備という説明、43万2,000円、これ、どんな内容の作業をやっていくんでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 枝払いは当初予算で終わっているんですが、草刈り作業、あとはもだとかそういうものを取り扱って環境美化ということで大火山の整備に当たっております。以上であります。

あと、入り口側と出口側、全工程の半分くらいで当初予算を使ってしまいまして、残りの真ん中の分も今回の補正で刈り払い、それでもだの除去ということでやっていきたいということで今回予算を計上させていただきました。以上でございます。

4番（北原 経君） なかなか面積も広いですから大変なんだなと思っておりますけれども、

草刈り作業ともだの取り扱いというのは毎年基本的にそれを行う事業なんですけれども、今年の大雪でなかなか木立の中で育ったツツジですので、高く伸びて大雪で少しつぶされたりもしくは伸び過ぎて形が悪いという状況下にお話を聞いております。

今年度と申しますか、剪定時期というのもありますので、やはり形をつくるためにはある程度伸び過ぎたものを切って、手の届くような脚立だのを使わないでもできるような形にしなくてはならないのではないかと思っております。そうしないと、普通その辺の山にあるのと同じようにしていたのではツツジの森公園にはなれませんので、その辺に関しましてはどうお考えですか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 作業の中身についても、ただいまの北原議員からありましたとおりツツジの剪定作業もあわせてお願ひしてやっていきたいと思います。以上であります

○ 4番（北原 経君） 23ページの備品購入費ですけれども、冷蔵庫、レンジ、パソコン、テレビ、テーブル、食器棚と450万円の予算計上されておりますけれども、その内訳とは言いませんけれども、450万円というかなり大金な金額が計上されておりますけれども、どのようなことになっているんですか。

復興対策課長（愛澤伸一君） ただいま飯野団地集会所の備品のご質問でございますが、非常に細かい話になって恐縮ですけれども、傘立てから椅子、テーブル、テレビ、絵本棚なんかもあるようでございます。冷蔵庫、家電の収納台、あとはキッチン用品ですね。オーブンレンジ、コーヒーメーカー、電気ケトル等の細かいもの。それからパソコンと関連用品、集会室にはテーブルと椅子のセットがございます。掃除用品、トイレのごみ箱、折り畳みの座卓でありますとか座布団、消火器、屋外のテーブル等の合計でございます、

○ 4番（北原 経君） 数が多いということでこのような金額が計上されたんだと思いましたけれども、やはりあくまでも復興住宅ということで飯館村としてはそこに30年も40年もいるわけではございませんので、その辺は棚であっても何であってもやはり、こんなこと言ったのでは怒られるかもしれないけれども、余り高級なものではなくても間に合えばいいと言ったら申しわけないですけれども、語弊があるかもしれないですけれども、その辺は考えてなるべく村の金は使わないという形で進めて下さい。

復興対策課長（愛澤伸一君） 実際の物品の購入に当たりましては、入札等の経過を踏まえましてよりよいものをより安い金額で購入できるように鋭意努めてまいります。

4番（北原 経君） 学生ボランティア交流支援事業の補助金80万円、この内容等聞かせてください。

教育課長（村山宏行君） 10款教育費 1 項教育総務費事務局費負担金補助交付金学生ボランティア交流支援事業補助金のご質問と承りました。中身につきましては、現在6月27日に上智大学と協定を予定をしております。具体的には、村が中学生に対して行っております村塾に対しての支援をいただくということで予定をしておるところでございます。

中身につきましては、夏休み期間中になりますけれども、3回ほど1週間を単位に来ていただことになっておりまして、1回当たり15名くらいの学生さん、先生方がいらっしゃるということあります。その旅費相当ということあります。

協定では、村が3分の1、大学が3分の1、学生が3分の1ということで総額240万円ほどの事業になるかと思っておりまして、このうちの3分の1を村のほうから補填したいということあります。以上でございます。

4番（北原 経君） そうしますと、上智大学の学生さんたちが来ていただいて子供たちといろいろな交流をして3回でしたっけ、するということなんですか。

教育課長（村山宏行君） そのとおりであります。村塾の期間中、学習はもちろんですが、スポーツとか交流を通して子供たちへの進学の刺激になればという思いであります。以上です。

議長（大谷友孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号「平成26年度飯館村一般会計補正予算（第4号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号「平成26年度飯館村一般会計補正予算（第4号）」については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第27号 平成26年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（大谷友孝君） 日程第5、議案第27号「平成26年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 今、村民の置かれている状況の中で、医療費云々、入院なり、通院なり非常にふえている部分があつて、今は保険で済むもの、減免ということであつて、将来的には減免がなくなった結果の心配を今からする必要がないといえばないかもしれませんけれども、今の現状の中で国保運営基金というのはどのぐらいお持ちなんでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 現在のところ、国保給付費支払い準備基金の保有額は、3月末時点の数字でございますが、5,097万7,000円の保有額になっております。

7番（佐藤八郎君） 第4版の復興計画からすれば見込みというか期待度もあって、平成28年3月帰村宣言云々というのがありますけれども、そこに向けてこの基金の中でとても国保運営ができかねるのではないかと心配をするわけですけれども、その辺はどのように見通し的な考えは持つていらっしゃるなんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 全くその心配は私たちもしております。基金が今答弁したとおり5,000万円くらいですので、多分今の28年3月、4月以降例えばそういうふうになったときにあるいは減免が切れたときに保険税が負担増というんですか、それが物すごく被保険者にとっては大変なのかなと思っています。

基金は今5,000万円なんですけれども、将来のことを想定すれば基金の積み増しというのも必要なかなと思います。以前の話ですが、大体1カ月の医療費の3カ月分が基金の目安ということで積み立てをしてきました。1億5,000万円ぐらいまで国保の準備積み立て金がいったと思うんですが、その後の毎年の国保税の調整のために基金を使って今5,000万円ということありますので、いずれそんなに余裕はありませんが、準備の基金を少しでも積み増しをしなくちゃならないのかなということと、もう1つは当然一般会計からの保険税の調整のために、軽減のために繰り出しという措置も当然必要になってくるのかなと思っています。

今年の税額が1人15万円というのは、物すごい額になっていますけれども、いずれ営農損害等の賠償、そういうのが所得としてなくなってくればこんなに多額の1人当たりの負担にならないのかなと思いますが、一方で医療費が被保険者が今結構高齢者になっています。ですので、その収入のない人が医療費をかなり増額になってくると逆転現象というんですか、保険税にまたさらに負担がお願いせざるを得なくなってくる。その辺のところが、一気には多分調整はできないと思いますので、基金の積み立てをしながら一方では一般会計からの繰り出しの中で調整をして、一気に保険税が負担増にならないような調整は当然やっていく必要があるのかなと思いますが、それとて長く続くことにはならないのかなと思っています。

ですので、よく言われていることは制度の改正、今の国保制度では当然人口の少ないあるいは高齢者世帯の多いところは破綻せざるを得なくなってくるということになりますので、引き続きこれは村だけではなくて、県、全国の自治体、町村会を主体にして国保税の制度改革をずっと前から呼びかけていますので、一方ではそういう国に対する働きかけ、制度改革の動きも必要なかなと思っているところでございます。

議長（大谷友孝君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）討論なしと認めます。

これから議案第27号「平成26年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）異議なしと認めます。

よって、議案第27号「平成26年度飯舘村国民健康保険特別会計予算補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第28号 平成26年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（大谷友孝君）日程第6、議案第28号「平成26年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号「平成26年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号「平成26年度飯館村介護保険特別会計予算補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第29号 飯館村暴力団排除条例

議長（大谷友孝君） 日程第7、議案第29号「飯館村暴力団排除条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤長平君） 暴力団排除、条項の中で少年に対する教育が第16条で出ております。教育委員会としてはどのようなご所見をお持ちですか、この際。

教育長（八巻義徳君） 教育委員会としては小学校中学校における安全の問題、規範意識の問題ということで一部外部の講師も招いて総合的な学習時間等で時間を組んで一部実施しております。以上でございます。

8番（佐藤長平君） 続いて、第13条公共工事における措置について。行政あるいは入札のところでの条項にどのような規則なりをつくろうとしているのか、この際伺っておきます。

副村長（門馬伸市君） 暴力団であるかどうかという確認というのは今巧妙に、何ていうんですか、抜け道を考えながら暴力団がいろいろなところに入り込んでいます。この前、警察署の会議のときにやはり情報をできるだけ警察からも情報として流してもらう。私たちはほとんどどの人が暴力団とかどの団体が暴力団というのは全くわかりません。ですので、この前の会議のときにやはり私たちに情報をできるだけ流してほしい、業者ですよね。でも、その孫請ぐらいになるとこれもまたなかなかつかみにくいというんですか、暴力団かどうかというのは判定しにくいという話もありました。

村としては当然指名委員会の中で業者を選定するわけですけれども、指名をする際には指名願を2年に1遍ですけれども、出してきます。その中で、今までやってきましたけれども、適正かどうか、暴力団かどうかまではなかなか難しいと思いますけれども、指名願が出てきたときに通常指名している業者は心配ないんですけれども、新たな事業の中で新たな事業者が選定しなければならないときは注意しなければならない。

こんなふうに思っています、そういう意味では私たちはほとんど暴力団かどうかという判定は難しいの県警からの情報をできるだけ入れてもらう、あるいは周りの、県警以外のところからの自治体間での情報の共有とかいろいろな形で暴力団を入れないというの

が対策としてとっていく必要があるのかなと。

今の除染作業で大分その手のものが入ってきておりました。最近は、条件をかなり厳しく暴力団員かという調査を厳しくしているようあります。業者が、ゼネコンなり元請はもちろんありますけれども、下請なんかもやっているようあります。やはり、こういうのは情報をそれぞれ流してもらったり共有していかないとなかなか難しいのかなと思っていますが、いずれにしても指名願が出てきたときにチェックをし、さらに指名をするときに今まで指名のなかつた業者などが入る場合には特に注意をしながらとなるのかなと、こんなふうには思っているところであります。

いずれにしても、できるだけ情報を流していただかないと私たちも判定しにくい面もあるのかなと思っているところであります。

○
7番（佐藤八郎君） 説明の中で檜葉町と飯館村が制定していなかったという話がありましたので、何で制定していなかったのかというのと、これは村及び村民などの責務を明らかにする。そういう理由があるんですけども、第4条からなるものについて村民がどういうふうに行動なりどういう対応をしていかなければならないのかを、村としてどう村民に周知なりなんなりしていくお考えなのか伺っておきます。

○ 総務課長（中井田 榮君） まず、1点目のなぜ今までこういう条例を制定していなかったのかということですけれども、村におきましてはご承知のとおり長年むらづくりを進めてきて行政区挙げてさらには関係機関挙げてむらづくりをしてきたという経過もあって、全県下、檜葉町と飯館村が残っていたわけありますけれども、そういう状況にもなかつたということで今まで飯館村におきましてはこのような条例制定をしなくともむらづくりを進めてきた経緯があったという経過かなと考えております。

○ さらに、もう1つのこれから対応でありますけれども、これから関係するそれぞれの機関、さらには団体におきまして協議会をつくるような形をとっていくような形になるかと思いまして、さらに中でこの理念なり責務にありますようにそれぞれ村民に周知をしながら、この条例の内容を周知していくというのが大事なのかなということになりますので、活動の内容としましては広報さらには情報の交換、さらには対策協議会の中でのそれぞれの団体との連携、さらには研修等の実施をしていくような形になるのかなということを考えています。

○ 7番（佐藤八郎君） 制定しない理由は必要性がなかつたという状況だったと言い返しましたけれども、これからのこと、これは暴力団というものでありますから、学校内家庭内の暴力行為まで入っている話ではないので、ここの条例の中では、しかしながら震災前もそうですけれども、震災後も子供が荒れたり、今夫婦関係でも荒れたり、いろいろぶつけるところがないと、いろいろあって、そういうものも暴力団ではないので何とも言いがたいですけれども、そういうものを変えていくというか、そういうものをなくすことの一助には何か役に立つんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） ちょっと私も今の話は何ていうんですか、家庭内のいざこざといったいいんですか、暴力といったらいいんですか、あるいは学校でのそういういじめとかいろいろなことがあると思いますが、そういうものと今回の暴力団の条例とは結びつけるも

のはないのかなという話かなと思ったんですが、そういう意味なんでしょうか。（「何か役に立つようなものがあるのかなと」の声あり）暴力団ではなくて。

そういうのはまたこの条例では新たな別の対策でそういうのを防止する取り組みというのは必要なのかなと思いますが、今回の暴力団の件についてはまさしく暴力団を排除するという面ですので、全く関係ないということかどうかと言われればあれなんですけれども、そちらはそちらで新たな取り組みをしていく必要があるのかなと思っています。

7番（佐藤八郎君）　これは中央のマスコミ報道ですからあれですけれども、以前に大成建設が国立競技場だかなんだか云々で山口組系がどうのこうのというマスコミ報道もあって、今聞きなれた会社が飯舘村の中で毎日いい意味での除染活動に参入されてやっているので、そういう部分では見回り隊の方とか聞くと大変乱暴な方が大分あちこちから入っている。外国人もいるのかな。よくわかりませんけれども、車をとめて譲ろうとしたらそれでもぶつついていって、お互いさまだと言われたとかって非常に、その人が暴力団かどうかはわかりませんよ。そういう部分では、先ほど答弁がありましたけれども、きちんとした公共工事の中でその辺は村としても今後工事発注していく中できちんとしたものがないと大変かなと、その辺はどういうお考えでしょうか。

副村長（門馬伸市君）　実は、去年11月だったと思うんですが、除染作業員の不祥事だとか新聞に結構載るようになって、南相馬警察署管内、飯舘村と南相馬市でありますけれども、そこに暴力団を排除するための組織をつくりました。そのときに県警からこの際飯舘と楢葉は今の条例つくっていなかつたので条例何とかつくってもらえませんかという要請があって、6月議会に上げますという回答としていて今回上げたわけなんですが、やはりさつきも私、お答えしたように連携というのかな。飯舘村だけでという話になるとなかなか難しいので、そういう情報を共有しながら少しでもそういう動きがあるときには、そのときも警察署長からも言われましたが、絶対に泣き寝入りしたり黙っていてはだめだと。必ず、どんな小さなことでも警察署に言ってくれと、こういう話なんですね。

ですから、今のまさしく見回り隊とのトラブルなどは、どこの業者の誰がどういうふうにというのをつぶさに記録をしておいて点検摘発というんですか、それを徹底していくかないと排除できないということを強く言われましたので、どんな小っちゃなことでもいいので、それは警察署に、例えば役場に言われても役場で暴力団みたいな人に対応しても相手にはされませんので、警察署に言ってくださいという話でしたので、その辺村としても村民の皆さんにお知らせ版など通じて、せっかく暴力団の今回の排除条例を提案していますので、これが承認いただいたらどんな小さなことでもこんなことがあったと警察署に連絡してくださいという、そんな周知もしたいなと思っているところであります。

7番（佐藤八郎君）　見回り隊の中で、住民が連絡しないで夜泊まったりすることでは警察と密にしていろいろ対応されているようですけれども、その辺は今副村長が言われたようなことは見回り隊に勤務されている方々は十分に意識されてきちんと報告なり何なり言っているということになるんでしょうか。

震災前ですけれども、飯舘で川俣、福島あたりで暴力団に絡まれてお金とられたり、車とられたりいろいろやられた方が大分いて、ほとんど泣き寝入りですよね。そういう例が

何件か聞いたことがありますけれども、その辺はどの程度まで副村長が言われたことがみんなのものになっていっているのか。

副村長（門馬伸市君） 今の件は私も承知はしていないんですが、そういう被害があったというのは担当課長のほうでは把握しているかどうかわかりませんが、私は今初めてそういう被害に遭ったという話を聞きました。

いずれにしても、泣き寝入りをしないでどんな小さなことでも警察署に届け出るという習慣づけというのか、ただ恐ろしいという概念があつて暴力団にまた仕返しされるのではないかというのがあって、なかなか言えなくて泣き寝入りしてきているのが実態だという話を聞いています。ですから、そこを超えない地域全体あるいは全国でも全てで暴力団の排除というのは訴えていますけれども、個々人になると見えないというのがあるんですよね。

ですから、これをどういうふうにして吸い上げて、本人が直接言えないときには吸い上げるというんですか、そういう実態があったときに吸い上げて県警に私たち行政として通知をしたり報告をしたりと、こういうことになるんだと思うんですけども、私たちも細いことは直接耳に入っていないのでわかりませんが、もしそういう実態としてあるとすれば本人が言えない、言いにくい、そういうところを行政がどうやってサポートといいますか、フォローしていくかというのも大切なのかなと思いますね。言いたくても言えない。言えば仕返しという連鎖が当然弱い人はそう考えますから、その辺が私たちとしてもどういう形でやっていけばいいのかわかりませんけれども、できるだけ点検摘発をするようなそういうことに村民としてはそうしたいなとは思っています。

7番（佐藤八郎君） 駐在所が生活相談を受けるような時代になってから、大分前ですけれども、県警で暴力団本部、対策本部をつくってあれから随分暴力団って相当、一掃したのかどうかわかりませんけれども、そういう部分があつて仕返しというのは余りないんですね。仕返しというか、聞きに行っただけでも仕返ししたとみなされるというか、そのぐらい厳しくされたみたいなんです。警察関係の何の法律かちょっとわかりませんけれども、そういう時代には入っているんだと思います。

だから、その辺はきちんと示しながら聞きに来るだけでも訪問するだけでも仕返しとみなすという流れになっているんです。だから、勇気を持ってというか、別にあれですけれども、事実はちゃんとしていくような体制はとらないとならないなど。でないと助長することになりますので。その辺はお調べになってこういう点はいつの時代から変わってきているんだという。警察が生活相談受けた辺から変わっているんです。

副村長（門馬伸市君） これはどうなるかわかりませんが、暴力団に対するダイヤル110番、そういうのも1つの、県警ではそういうています。村に県警の前に村に何かあったときにはどこかに直接つながるそういう電話ですか。前、本庁に住民課長が窓口になつていろいろな今のような件も含めて入ってくるんです、困り事も含めて。そのときに県警につなぐ案件も出てくる場合もあります。ですから、そういう電話の対応というのも村として、県警にはそういう110番がありますけれども、暴力団対策。村としてもダイヤル110番、暴力団に対する苦情なり被害なりというもの1つの手かなと思っていますのでできるだけ排

除できるように取り組んでいきたいなと思っています。

議長（大谷友孝君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）討論なしと認めます。

これから議案第29号「飯舘村暴力団排除条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）異議なしと認めます。

よって、議案第29号「飯舘村暴力団排除条例」は、原案のとおり可決されました。

（ ）
◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君）喫飯のため休憩いたします。再開は1時10分といたします。
(午後 0時0分)

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君）休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後 1時10分)

議長（大谷友孝君）休憩前に引き続き会議を開きます。

報告事項がありますので、事務局長に報告いたさせます。

事務局長（齊藤修一君）報告します。

発議第4号「中間貯蔵施設建設に関する発言に断固抗議し謝罪を求める意見書（案）」が、
飯樋善二郎議員ほか全員から提出されております。以上であります。

議長（大谷友孝君）お諮りします。

ただいま飯樋善二郎君ほか全員から発議第4号「中間貯蔵施設に関する発言に断固抗議
し謝罪を求める意見書（案）」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）異議なしと認めます。

発議第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

（ ）
◎追加日程第1、発議第4号 中間貯蔵施設に関する発言に断固抗議し謝罪を求める意見書（案）

議長（大谷友孝君）追加日程第1、発議第4号「中間貯蔵施設に関する発言に断固抗議し謝
罪を求める意見書（案）」を議題とします。提出者の説明を求めます。

9番（飯樋善二郎君）ただいま議題となりました発議第4号「中間貯蔵施設に関する発言に
断固抗議し謝罪を求める意見書（案）」を朗読をもって説明にかえさせていただきます。
去る6月16日の石原伸晃環境大臣のマスコミ取材において、中間貯蔵施設建設の交渉に

ついて「最後は金目でしょ」という発言がございました。

このことが報道された中間貯蔵施設建設予定地住民のみならず、いまだ避難を余儀なくされている多くの被災住民は、同じように生まれ育ったふるさとの将来への不安に苦しんでいる。

中間貯蔵施設の建設については、報道によると5月31日から住民説明会が開催されましたが、住民の希望に対し十分な説明がなかったとのことである。

そのような中での石原環境大臣の発言は一日も早い復興に向け取り組んでいる被災地住民の尊厳を踏みにじるものであり、さらには遅々として進まない国直轄除染に明日を見えない窮屈な避難生活を余儀なくされ、行き場のない怒りや苦しみを抱える被災住民はもとより風評被害に苦しむ県民、村民の感情を著しく害するばかりか、国民に誤った認識を広めるものであり、心情にかんがみても到底容認できるものではない。

よって、本議会は石原大臣に対して断固抗議するとともに、大臣自らが直ちに発言に対し国民はじめ多くの被災住民に謝罪すべきものとし、真摯で誠意ある態度を示すよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成26年6月20日

福島県相馬郡飯舘村議会議長 大谷友孝

環境大臣 宛てであります。

議長（大谷友孝君） これから、提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

飯樋善二郎君、自席にお戻りください。

これから、討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから発議第4号「中間貯蔵施設に関する発言に断固抗議し謝罪を求める意見書（案）」についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号「中間貯蔵施設に関する発言に断固抗議し謝罪を求める意見書（案）」については原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第30号飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第8、議案第30号「飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 全員協議会でも細かくいろいろある意味で説明はいただいたんですけど

ども、今の国の動きをいろいろ見ますと介護も含め社会保険全体がいろいろ変わっていくような動きがありますけれども、そういう中にあって、この減額分といいますか、今後されるであろう部分について将来的にはどういうふうに重い負担にならないような方向づけができるんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 先ほども国保税の補正予算でもお話ししましたとおり、やはり国保会計の存続というんですか、健全な運営ができるようにしていくためには制度改革が最も大切なかなと思っていますが、そう簡単には制度改革になるとは思いませんので、当面は税の軽減のための医療費の抑制といいますか、医療費をできるだけかからなくする、少なくするという意味からいえば健康づくりの対策が村としてできる最も重要なことかなと、こんなふうに思っています。その対策をできるだけ効果の上がるようにながらもお医者さんにかかるないというわけにはいきませんので、多受診であるとか、いろいろな面で医療費を抑えるための施策を講じていくのが一番なのかなと思います。

もう一方では、税の負担を少なくするための国保の準備積立基金の一定程度の積み立て、余分にというわけにはいかないと思いますけれども、ある一定程度の基金ができるだけ少しずつ余裕のあるときはないかもしれませんが積み立てをしていく。あるいは一般会計からの繰り出し、その辺のところで調整をしていくということが当面の村ができる対策なのかなと思っています。

7番（佐藤八郎君） 国の流れを見ますと、減免したりそういうことをやる自治体には交付金など何か罰則的な動きがあるんですけれども、今後どうなるのかわかりませんけれども、医療圈にも短期保険証の発行なり今までもやられてきましたけれども、そういうふうに非常にかかる必要のある人がかれなくなったり、納めたくても納められない人がふえたり、そういう流れになるんでないか、非常に心配していますけれども、そういう点ではどういうふうに村民の健康や医療を受ける権利を守ろうとなっているんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 基本的には、制度としてはまずは国民健康保険というのはご案内のようにそれぞれ負担割合があって、その負担割合の中に被保険者の負担が出てくるわけですよね。ですから、全面的に負担をなくすわけにはいきませんので、応分の負担というのは当然出てきます。

ただ、低所得者に対する負担割合というのは今制度上できていますよね。7割、5割、2割と軽減措置が出ていますが、それ以外に特別に減免をするということはなかなかできないのではないかなと思っています。財政状況から見ても。

ですから、そういう制度の中で動きつつも例えば滞納した場合の短期証の件とかいろいろありますよね。医療費の制約される場合。村ではできるだけ医療機関にかかりれなくならないようにということで短期証の発行は今もやっていますが、資格証ですね、これは資格をなくすわけですよね。短期証じゃなくて。資格証の発行は今まで抑えてきました。よそではやっていますよね。

ですから、できるだけそういう資格停止といいますか、10割負担のような措置は最悪の場合は国保税の滞納者の中で悪質と言われるようなところがあれば別ですけれども、そうでない限りはできるだけお医者さんにかかるないような体制はとらないようにといって

今までもきましたので、これからもその方向性には変わりはないと思いますが、心配なのは今の滞納だと思います。額がかなり上がった場合に納められなくなると、こういうことが十分予想されますので、その辺の対策をこれからしっかりとやっていかないと、今は900万円ぐらいまで滞納額が減りましたけれども、正常に国民健康保険税を徴収するようになれば多分に毎年滞納者が出てくることは当然予想されますので、その辺も総合的に勘案しながら一方では医療機関がかかれなくなるような対策もあわせてやっていくしかないのかなと思っています。

○
7番（佐藤八郎君） これからはどう推移していくかわかりませんけれども、国保加入者、社会保険加入者の逆転するのかどうかわかりませんけれども、かなり変更があつたりこれから川内村の状況を見ても帰村云々になったときに人口の高齢化問題とかいろいろと考えられますけれども、そういう中にあって今資格証明書なくすようなことはしないでいくというのはなかなか困難な。国保税の関係では見通しとしてはきちんとやれるような内容になっているんでしょうか。

○
副村長（門馬伸市君） 今後の財政の方向性というのは非常に不透明だと思います。国保会計は当然負担者の割合というのが加入していればあるわけですから、負担増になるというのも見込まれます。国民健康保険の場合は交付税ということではなくて調整交付金という形で補填、交付されることになっていますが、それと少しずつ国の割合が減ってきてていますよね。以前は半分半分ぐらいになっていたものが少しずつ減っています。ですから、歳入、入ってくるものが少なくなっている一方で今3分の1が国民健康保険で3分の2が社会保険なんですね。そうしますと、3分の1の加入者の年齢構成が高齢者がほとんどになってきていますよね。働く年金世帯、後期高齢者は別にしても国保の高齢者が多くなってきたよということになれば、入ってくるものが少なくなって出ていくもの、いわゆる医療費が多くかかるというのが予想されますので、そういった意味では財政状況、国保の財政は非常に逼迫してくるということも予想される。そうしますと、今の制度からいえば、またそれが保険税にはね返ってくるという悪循環というか、そういう循環になると思うんです。

そういう場合に、例えば村が一般会計から出せる額というのはそんなに単年度では出せるかもしれません、長期的にこれを補填していくということは難しくなる。国からも少しずつ減ってきている。そうなってくると負担に求めざるを得なくなってくれば当然国保会計というのは大変な状況、厳しい環境になってくるということだと思います。

それで、前の国保の補正予算のときにも話しましたが、一日も早く制度改正というのか。例えば小さな自治体だと今の高齢者が多くなって医療費がかかって入ってくるものが少ない。大きな市になれば若い人がいっぱいいるので、負担が1人当たりの医療費も少なくて済むので、大きな市の場合は安くて済むわけですよね。それは、小さいところと大きなところをならして、例えば福島県全体が保険者になって、それで小さなところも大きな市で見るという、そういう制度でも改正しない限りはなかなか今までというのは大変なのかなというのは目に見えていますよね。だから、制度改正を強くこれから、求めて、今求めていますけれども、求めていかなければならぬのかなということだと思います。

大変厳しくなると思います。ご指摘のとおり。

議長（大谷友孝君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）討論なしと認めます。

これから、議案第30号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）異議なしと認めます。

よって、議案第30号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。（ ）

◎日程第9、議案第31号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君）日程第9、議案第31号「東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）討論なしと認めます。

これから、議案第31号「東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。（ ）

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）異議なしと認めます。

よって、議案第31号「東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。（ ）

◎日程第10、議案第32号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君）日程第10、議案第32号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号「東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

○日程11、議案第33号 飯館村営住宅条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程11、議案第33号「飯館村営住宅条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号「飯館村営住宅条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号「飯館村営住宅条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決されました。

○日程第12、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議長（大谷友孝君） 日程第2、諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから、諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を採決します。

お諮りします。本件は適任と認め答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦について」は、適任と認め答申することに決定しました。

◎日程第13、閉会中の継続審査の件

議長（大谷友孝君） 日程第13、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員長から、地方自治法第109条の2第4項の規定される事項について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第14、閉会中の所管事務調査の件

議長（大谷友孝君） 日程第14、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、福島第一原発事故被害者等の健康を守る取り組みの現状調査について、合同調査をする旨の申し出があります。

次に、総務文教常任委員長から、村内の村営施設及び財産の現状と被害状況についての調査のため、所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり許可することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第7回飯舘村議会定例会を閉会します。

長い間、ご苦労さまでした。

（午後1時35分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年6月20日

飯 館 村 議 会 議 長 大 介 友 孝

〃 会議録署名議員 佐藤 八郎

〃 会議録署名議員 佐藤 長平

○ 〃 会議録署名議員 飯 橋 審 翁

